# 教育委員会定例会日程

平成25年2月21日

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議事

日程第1

報告第2号

事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例及び小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について

(教育部・文化部)

日程第2

議案第5号

小田原市学校教育振興基本計画について

(教育総務課)

- 5 報告事項
- (1)酒匂中学校における建造物侵入及び器物損壊事件の発生について

(資料1 教育総務課)

- (2) 小田原市立中学校における体罰の発生について (資料2 教育指導課)
- 6 議事

日程第3

議案第6号

校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】 (教育指導課)

7 閉 会

報告第2号

事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例及び小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年2月21日提出

小田原市教育委員会 教育長 前田 輝男

# 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

# 別表(第2条関係)

| 附属機関<br>の属する<br>執行機関 | 附属機関                     | 設置目的   | 委員の数    |
|----------------------|--------------------------|--|---------|
| 市長                   | 小田原市総合計画審議会              | 総合計画の策定につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。  | 2 0 人以内 |
|                      | 小田原市行政<br>改革推進委員<br>会    | 行政運営の改革の推進に関する事項につき、市<br>長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告<br>し、及び必要と認める事項について意見を具申<br>すること。   | 10人以内   |
|                      | 小田原市特別<br>職報酬等審議<br>会    | 議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市<br>長の給料の額につき、市長の諮問に応じて調査<br>審議し、その結果を報告し、及び必要と認める<br>事項について意見を具申すること。                                    | 1 0 人以内 |
|                      | 小田原市公務<br>災害補償等認<br>定委員会 | 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年小田原市条例第37号)に基づき、実施機関が行う公務上の災害及び通勤による災害の認定につき、実施機関の諮問に応じて意見を具申すること。                               | 5 人以内   |
|                      | 小田原市公務<br>災害補償等審<br>査会   | 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、実施機関が行う補償の実施に対する審査申立ての審査、裁定等に関すること。   | 3 人以内   |
|                      | 小田原市情報公開審査会              | 小田原市情報公開条例(平成14年小田原市条例第32号)第11条の規定による決定に対する異議申立て及び公文書の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び制度に関し必要と認める事項について意見を具 | 5 人以内   |

|        | 申すること。                 |       |
|--------|------------------------|-------|
| 小田原市個人 | 小田原市個人情報保護条例(平成16年小田原  |       |
| 情報保護運営 | 市条例第25号)により付与された権限に属す  |       |
| 審議会    | る事務を行うとともに、個人情報保護に関する  |       |
|        | 制度の改善その他の重要事項につき、実施機関  | 10人以内 |
|        | の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、 |       |
|        | 及び必要と認める事項について意見を具申する  |       |
|        | こと。                    |       |
| 小田原市個人 | 小田原市個人情報保護条例第19条第1項、第  |       |
| 情報保護審査 | 26条第1項又は第29条第1項の規定による  |       |
| 会      | 決定に対する異議申立てにつき、実施機関の諮  | 5 人以内 |
|        | 問に応じて調査審議し、その結果を報告するこ  |       |
|        | と。                     |       |
| 小田原市行政 | 小田原市行政手続条例(平成9年小田原市条例  |       |
| 手続審査会  | 第24号)第35条第2項の規定による行政指  |       |
|        | 導の事実等の公表及び行政手続に関する重要事  | 5 人以内 |
|        | 項につき、市長その他の執行機関の諮問に応じ  | 3760  |
|        | て調査審議し、その結果を報告し、及び必要と  |       |
|        | 認める事項について意見を具申すること。    |       |
| 小田原市市税 | 小田原市市税の滞納に対する特別措置に関する  |       |
| 滞納審査会  | 条例(平成12年小田原市条例第9号)第6条  |       |
|        | の規定による滞納者に対する行政サービスの停  |       |
|        | 止等及び滞納者の氏名等の公表につき、市長の  | 7人以内  |
|        | 諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、  |       |
|        | 及び必要と認める事項について意見を具申する  |       |
|        | こと。                    |       |
| おだわら市民 | おだわら市民活動サポートセンターの指定管理  |       |
| 活動サポート | 者の候補者の選定等に関する事項につき、市長  |       |
| センター指定 | の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及  | 6 人以内 |
| 候補者選定委 | び必要と認める事項について意見を具申するこ  |       |
| 員会     | と。                     |       |
| 小田原市民会 | 市民会館の運営に関する事項につき、市長の諮  |       |
| 館運営委員会 | 問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及  | 10人以内 |

|        | び必要と認める事項について意見を具申するこ  |            |
|--------|------------------------|------------|
|        | と。                     |            |
| 小田原市芸術 | 芸術文化創造センターの整備に関する事項につ  |            |
| 文化創造セン | き、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果  | 1 0 人以内    |
| ター整備推進 | を報告し、及び必要と認める事項について意見  |            |
| 委員会    | を具申すること。               |            |
| 小田原市芸術 | 芸術文化創造センターの舞台設備に係る設計及  |            |
| 文化創造セン | び建設を行う業者の選定に関する事項につき、  |            |
| ター舞台設備 | 市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報  | 7人以内       |
| 業者選定委員 | 告し、及び必要と認める事項について意見を具  |            |
| 会      | 申すること。                 |            |
| 小田原市スポ | 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城  |            |
| ーツ施設指定 | 山陸上競技場、小田原テニスガーデン及び小峰  |            |
| 候補者選定委 | 庭球場の指定管理者の候補者の選定等に関する  | 0 1 11 4   |
| 員会     | 事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その  | 8人以内       |
|        | 結果を報告し、及び必要と認める事項について  |            |
|        | 意見を具申すること。             |            |
| 小田原市福祉 | 小田原市鴨宮ケアセンター、梅香園、ありんこ  |            |
| 施設指定候補 | ホーム及び小田原市歯科二次診療所の指定管理  |            |
| 者選定委員会 | 者の候補者の選定等に関する事項につき、市長  |            |
|        | の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及  | 6 人以内      |
|        | び必要と認める事項について意見を具申するこ  |            |
|        | ِد <sub>°</sub>        |            |
| おだわら高齢 | おだわら高齢者福祉介護計画の策定に関する事  |            |
| 者福祉介護計 | 項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、そ  | 4 6 1 51 4 |
| 画策定検討委 | の結果を報告し、及び必要と認める事項につい  | 16人以内      |
| 員会     | て意見を具申すること。            |            |
| 小田原市地域 | 小田原市地域包括支援センターの運営並びに小  |            |
| 包括支援セン | 田原市における指定地域密着型サービス事業者  |            |
| ター運営協議 | 及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の  |            |
| 会      | 指定及び運営評価等に関する事項につき、市長  | 11人以内      |
|        | の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、 |            |
|        | 及び必要と認める事項について意見を具申する  |            |
|        |                        | l l        |

|        | こと。                    |           |
|--------|------------------------|-----------|
| 小田原市老人 | 老人ホームへの入所措置に関する事項につき、  |           |
| ホーム入所判 | 市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、 | 7 1 11 11 |
| 定委員会   | 及び必要と認める事項について意見を具申する  | 7 人以内<br> |
|        | こと。                    |           |
| 介護保険関係 | おだわら高齢者福祉介護計画に基づく介護保険  |           |
| 施設整備調整 | 関係施設の整備に関する事項につき、市長の諮  |           |
| 会議     | 問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及  | 8 人以内     |
|        | び必要と認める事項について意見を具申するこ  |           |
|        | と。                     |           |
| 小田原市地域 | 地域医療に関する事項につき、市長の諮問に応  |           |
| 医療審議会  | じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要  | 2 0 人以内   |
|        | と認める事項について意見を具申すること。   |           |
| 小田原市休  | 休日・夜間急患診療業務に起因する医療事故又  |           |
| 日・夜間急患 | は業務上の災害等に関する事項につき、市長の  |           |
| 診療事故対策 | 諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、  | 5 人以内     |
| 委員会    | 及び必要と認める事項について意見を具申する  |           |
|        | こと。                    |           |
| 小田原市予防 | 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理  |           |
| 接種健康被害 | に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査  | 9 人以内     |
| 調査委員会  | 審議し、その結果を報告し、及び必要と認める  | 9 7 4 1   |
|        | 事項について意見を具申すること。       |           |
| 広域二次病院 | 広域二次病院群輪番制で行う診療業務に起因す  |           |
| 群輪番制診療 | る医療事故又は業務上の災害等に関する事項に  |           |
| 事故対策委員 | つき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結  | 5 人以内     |
| 会      | 果を報告し、及び必要と認める事項について意  |           |
|        | 見を具申すること。              |           |
| 小田原市子ど | 子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育  |           |
| も・子育て会 | て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進  |           |
| 議      | に関する必要な事項等につき、市長の諮問に応  | 2 0 人以内   |
|        | じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要  |           |
|        | と認める事項について意見を具申すること。   |           |
| 小田原市技能 | 永年同一の職種に従事する技能者で、技能の錬  |           |

| <br>  者表彰審査委 | <br>  磨、後継者の育成等その職種の発展に功績のあ          |             |
|--------------|--------------------------------------|-------------|
|              |                                      | 10106       |
| 員会           | ったものに対する表彰に関する事項につき、市                | 10人以内       |
|              | 長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、                |             |
|              | 及び必要と認める事項について意見を具申する<br>            |             |
|              | こと。                                  |             |
| 小田原城天守<br>   | 小田原城天守閣の耐震改修等に関する事項につ<br>            |             |
| 閣耐震改修等       | き、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果                | <br>  8 人以内 |
| 検討委員会        | を報告し、及び必要と認める事項について意見                |             |
|              | を具申すること。                             |             |
| 小田原市農林       | 小田原市いこいの森及び小田原市梅の里センタ                |             |
| 業振興施設指       | ーの指定管理者の候補者の選定等に関する事項                |             |
| 定候補者選定       | につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果                | 10人以内       |
| 委員会          | を報告し、及び必要と認める事項について意見                |             |
|              | を具申すること。                             |             |
| 小田原市卸売       | 青果及び水産の卸売市場の整備計画及び業務の                |             |
| 市場審議会        | 運営に関する事項につき、市長の諮問に応じて                | 4 = 1 51 -  |
|              | 調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認                | 1 5 人以内     |
|              | める事項について意見を具申すること。                   |             |
| 小田原市建築       | 中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争                |             |
| 等紛争調停委       | の調整に関する事項につき、市長の諮問に応じ                | 5 LN+       |
| 員会           | て調査審議し、その結果を報告し、及び必要と                | 5 人以内       |
|              | 認める事項について意見を具申すること。                  |             |
| 小田原市歴史       | 小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項                |             |
| まちづくり協       | につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その                | 15 15 +     |
| 議会           | 結果を報告し、及び必要と認める事項について                | 15人以内       |
|              | 意見を具申すること。                           |             |
| 小田原市住居       | 住居表示に関する法律(昭和37年法律第                  |             |
| 表示審議会        | 119号)に基づく住居表示の実施につき、市                |             |
|              | 長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告                | 3 0 人以内     |
|              | し、及び必要と認める事項について意見を具申                |             |
|              | すること。                                |             |
| 小田原市都市       | │<br>辻村植物公園、上府中公園、小田原フラワーガ           |             |
| 公園指定候補       | │<br>│ <b>-デ</b> ン及び小田原こどもの森公園わんぱくらん |             |
| I            | l                                    | l           |

|      | 者選定委員会 | どの指定管理者の候補者の選定等に関する事項  | 1 0 人以内 |
|------|--------|------------------------|---------|
|      |        | につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果  |         |
|      |        | を報告し、及び必要と認める事項について意見  |         |
|      |        | を具申すること。               |         |
|      | 小田原市営住 | 市営住宅の運営に関する事項につき、市長の諮  |         |
|      | 宅運営審議会 | 問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及  | 7 人以内   |
|      |        | び必要と認める事項について意見を具申するこ  | 7 7 9 1 |
|      |        | と。                     |         |
|      | 小田原市下水 | 小田原都市計画下水道の運営に関する事項につ  |         |
|      | 道運営審議会 | き、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果  | 15人以内   |
|      |        | を報告し、及び必要と認める事項について意見  |         |
|      |        | を具申すること。               |         |
|      | 小田原市立病 | 市立病院の運営に関する事項につき、市長の諮  |         |
|      | 院運営審議会 | 問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及  | 1 3 人以内 |
|      |        | び必要と認める事項について意見を具申するこ  |         |
|      |        | と。                     |         |
|      | 小田原市消防 | 消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の支  |         |
|      | 賞じゅつ金等 | 給につき、市長の諮問に応じて審査し、その結  | 7 人以内   |
|      | 審査委員会  | 果を報告し、及び必要と認める事項について意  | / 人以内   |
|      |        | 見を具申すること。              |         |
|      | 小田原市水道 | 水道料金に関する事項につき、市長の諮問に応  |         |
|      | 料金審議会  | じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要  | 10人以内   |
|      |        | と認める事項について意見を具申すること。   |         |
| 教育委員 | キャンパスお | キャンパスおだわらの運営に関する事項につき、 |         |
| 会    | だわら運営委 | 教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結  | 1 2 人以内 |
|      | 員会     | 果を報告し、及び必要と認める事項について意  |         |
|      |        | 見を具申すること。              |         |
|      | 小田原市郷土 | 郷土文化館の運営に関する事項につき、教育委  |         |
|      | 文化館協議会 | 員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報  | 1010#   |
|      |        | 告し、及び必要と認める事項について意見を具  | 1 0 人以内 |
|      |        | 申すること。                 |         |
|      | 小田原市文化 | 文化財の保存及び活用につき、教育委員会の諮  |         |
|      | 財保護委員会 | 問に応じて調査研究し、その結果を報告し、及  | 10人以内   |

| I | I      | <u> </u>              | 1         |
|---|--------|-----------------------|-----------|
|   |        | び必要と認める事項について意見を具申するこ |           |
|   |        | と。                    |           |
|   | 史跡小田原城 | 史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、教 |           |
|   | 跡調査・整備 | 育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果 | 1 2 LN th |
|   | 委員会    | を報告し、及び必要と認める事項について意見 | 12人以内     |
|   |        | を具申すること。              |           |
|   | 小田原市学区 | 市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変 |           |
|   | 審議会    | 更に関する事項につき、教育委員会の諮問に応 | 15人以内     |
|   |        | じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要 |           |
|   |        | と認める事項について意見を具申すること。  |           |
|   | 小田原市就学 | 心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児 |           |
|   | 指導委員会  | 童又は学齢生徒に対する適正な就学指導に関す |           |
|   |        | る事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査 | 2 5 人以内   |
|   |        | 審議し、その結果を報告し、及び必要と認める |           |
|   |        | 事項について意見を具申すること。      |           |

# 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

# (理由)

市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議等をする附属機関としておだわら市民活動サポートセンター指定候補者選定委員会ほか20件の委員会等を設置する等のため提案するものであります。

# 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

# [改正理由]

市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議等をする附属機関としておだわら市民活動サポートセンター指定候補者選定委員会ほか20件の委員会等を設置する等のため改正する。

# [内容]

1 附属機関の設置(別表関係)

市長又は教育委員会の附属機関として次の委員会等を設置することとする。

# (1) 市長に属する附属機関

| 名 称                                   | 設 置 目 的   | 委員の数    |
|---------------------------------------|---|---------|
| おだわら市民活動サポートセンター指定候補者<br>選定委員会        | おだわら市民活動サポートセンターの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。  | 6人以内    |
| 小田原市芸術文<br>化創造センター<br>整備推進委員会         | 芸術文化創造センターの整備に関する事項に<br>つき、市長の諮問に応じて調査審議し、その<br>結果を報告し、及び必要と認める事項につい<br>て意見を具申すること。   | 1 0 人以内 |
| 小田原市芸術文<br>化創造センター<br>舞台設備業者選<br>定委員会 | 芸術文化創造センターの舞台設備に係る設計<br>及び建設を行う業者の選定に関する事項につ<br>き、市長の諮問に応じて調査審議し、その結<br>果を報告し、及び必要と認める事項について<br>意見を具申すること。                              | 7人以内    |
| 小田原市スポー<br>ツ施設指定候補<br>者選定委員会          | 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、<br>城山陸上競技場、小田原テニスガーデン及び<br>小峰庭球場の指定管理者の候補者の選定等に<br>関する事項につき、市長の諮問に応じて審査<br>し、その結果を報告し、及び必要と認める事<br>項について意見を具申すること。 | 8人以内    |
| 小田原市福祉施<br>設指定候補者選<br>定委員会            | 小田原市鴨宮ケアセンター、梅香園、ありん<br>こホーム及び小田原市歯科二次診療所の指定<br>管理者の候補者の選定等に関する事項につき、<br>市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告<br>し、及び必要と認める事項について意見を具<br>申すること。         | 6人以内    |
| おだわら高齢者                               | おだわら高齢者福祉介護計画の策定に関する  |         |

| 福祉介護計画策             | -<br>  事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、 | 16人以内       |
|---------------------|------------------------------|-------------|
| 定検討委員会              | その結果を報告し、及び必要と認める事項に         | 1 0 )(1)(1) |
| Z IX II Q Z Z       | ついて意見を具申すること。                |             |
| 小田原市地域包             | 小田原市地域包括支援センターの運営並びに         |             |
| 括支援センター             | 小田原市における指定地域密着型サービス事         |             |
| 運営協議会               | 業者及び指定地域密着型介護予防サービス事         |             |
| ~ II                | 業者の指定及び運営評価等に関する事項につ         | 1 1 人以内     |
|                     | き、市長の諮問に応じて調査審議し、その結         |             |
|                     | 果を報告し、及び必要と認める事項について         |             |
|                     | 意見を具申すること。                   |             |
| 小田原市老人ホ             | 老人ホームへの入所措置に関する事項につき、        |             |
| ーム入所判定委             | 市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告         |             |
| 員会                  | し、及び必要と認める事項について意見を具         | 7人以内        |
|                     | 申すること。                       |             |
| 介護保険関係施             | おだわら高齢者福祉介護計画に基づく介護保         |             |
| 設整備調整会議             | 険関係施設の整備に関する事項につき、市長         |             |
| 110 8 3 11 11 11 11 | の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告         | 8人以内        |
|                     | し、及び必要と認める事項について意見を具         |             |
|                     | 申すること。                       |             |
| 小田原市休日・             | 休日・夜間急患診療業務に起因する医療事故         |             |
| 夜間急患診療事             | 又は業務上の災害等に関する事項につき、市         |             |
| 故対策委員会              | 長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報         | 5 人以内       |
|                     | 告し、及び必要と認める事項について意見を         |             |
|                     | 具申すること。                      |             |
| 小田原市予防接             | 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処         |             |
| 種健康被害調査             | 理に関する事項につき、市長の諮問に応じて         | 0 1 11 4    |
| 委員会                 | 調査審議し、その結果を報告し、及び必要と         | 9人以内        |
|                     | 認める事項について意見を具申すること。          |             |
| 広域二次病院群             | 広域二次病院群輪番制で行う診療業務に起因         |             |
| 輪番制診療事故             | する医療事故又は業務上の災害等に関する事         |             |
| 対策委員会               | 項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、         | 5 人以内       |
|                     | その結果を報告し、及び必要と認める事項に         |             |
|                     | ついて意見を具申すること。                |             |
| 小田原市子ど              | 子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子         |             |
| も・子育て会議             | 育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な         |             |
|                     | 推進に関する必要な事項等につき、市長の諮         | 2 0 人以内     |
|                     | 問に応じて調査審議し、その結果を報告し、         |             |
|                     | 及び必要と認める事項について意見を具申す         |             |
|                     | ること。                         |             |
| 小田原市技能者             | 永年同一の職種に従事する技能者で、技能の         |             |
| 表彰審査委員会             | 錬磨、後継者の育成等その職種の発展に功績         |             |
|                     | のあったものに対する表彰に関する事項につ         | 10人以内       |
|                     | き、市長の諮問に応じて審査し、その結果を         |             |

|         | 報告し、及び必要と認める事項について意見<br>を具申すること。 |         |
|---------|----------------------------------|---------|
| 小田原城天守閣 | 小田原城天守閣の耐震改修等に関する事項に             |         |
| 耐震改修等検討 | つき、市長の諮問に応じて調査審議し、その             | 8人以内    |
| 委員会     | 結果を報告し、及び必要と認める事項につい             |         |
|         | て意見を具申すること。                      |         |
| 小田原市農林業 | 小田原市いこいの森及び小田原市梅の里セン             |         |
| 振興施設指定候 | ターの指定管理者の候補者の選定等に関する             |         |
| 補者選定委員会 | 事項につき、市長の諮問に応じて審査し、そ             | 10人以内   |
|         | の結果を報告し、及び必要と認める事項につ             |         |
|         | いて意見を具申すること。                     |         |
| 小田原市歴史ま | 小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事             |         |
| ちづくり協議会 | 項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、             | 1 5 人以内 |
|         | その結果を報告し、及び必要と認める事項に             | 13/6/13 |
|         | ついて意見を具申すること。                    |         |
| 小田原市都市公 | 辻村植物公園、上府中公園、小田原フラワー             |         |
| 園指定候補者選 | ガーデン及び小田原こどもの森公園わんぱく             |         |
| 定委員会    | らんどの指定管理者の候補者の選定等に関す             | 10人以内   |
|         | る事項につき、市長の諮問に応じて審査し、             |         |
|         | その結果を報告し、及び必要と認める事項に             |         |
|         | ついて意見を具申すること。                    |         |

# (2) 教育委員会に属する附属機関

| 名 称                     | 設 置 目 的  | 委員の数    |
|-------------------------|--|---------|
| キャンパスおだ<br>わら運営委員会      | キャンパスおだわらの運営に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、<br>その結果を報告し、及び必要と認める事項に<br>ついて意見を具申すること。                                    | 1 2 人以内 |
| 史跡小田原城跡<br>調査・整備委員<br>会 | 史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、<br>教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その<br>結果を報告し、及び必要と認める事項につい<br>て意見を具申すること。                                  | 1 2 人以内 |
| 小田原市就学指<br>導委員会         | 心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢<br>児童又は学齢生徒に対する適正な就学指導に<br>関する事項につき、教育委員会の諮問に応じ<br>て調査審議し、その結果を報告し、及び必要<br>と認める事項について意見を具申すること。 | 2 5 人以内 |

# 2 附属機関の廃止(別表関係)

小田原市市民ホール管理運営計画専門委員会を廃止することとする。

# 3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

平成25年4月1日

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例(昭和44年小田原市条例第54号)の一部 を次のように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--------|--------|
| (報酬の額) | (報酬の額) |

第2条 特別職職員の報酬の額は、別表第1か 第2条 特別職職員の報酬の額は、別表第1、 ら別表第4までに定めるとおりとする。

(費用弁償)

## 第4条 (略)

- 2 費用弁償の額は、次の各号に定める区分に 応じ、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 別表第1から別表第3までに定める特別 職職員 小田原市職員の旅費に関する条例 (昭和37年小田原市条例第7号)の規定 により算出される市長の旅費相当額
  - (2) 別表第4に定める特別職職員 予算の範 囲内で市長が定める額

別表第2及び別表第3のとおりとする。

(費用弁償)

## 第4条 (略)

- 2 費用弁償の額は、次の各号に定める区分に 応じ、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 別表第1及び別表第2に定める特別職職 員 小田原市職員の旅費に関する条例(昭 和37年小田原市条例第7号)の規定によ り算出される市長の旅費相当額
  - (2) 別表第3に定める特別職職員 予算の範 囲内で市長が定める額

#### 改 正 後 別表第2(第2条関係) 区分 報酬額 (略) 景観評価員 日額 10,800円

# 別表第4(第2条関係)

| 区分      | 報酬額    |            |  |
|---------|--------|------------|--|
| (略)     |        |            |  |
| 母子自立支援員 | 月額     | 206,000円以内 |  |
|         | 訪問相談業務 |            |  |

| <u>こんにちは赤ちゃん訪問員</u> | 又は報告会等出席 1 件につき | 3,000円 |
|---------------------|-----------------|--------|
| (略)                 |                 |        |
|                     |                 |        |

# 改 正 前

# 別表第2(第2条関係)

| 区分       |               |            |                     | 報酬額              |  |
|----------|---------------|------------|---------------------|------------------|--|
|          |               |            |                     |                  |  |
| 景観評価員    |               |            | 日額                  | 10,800円          |  |
|          | 建築審査会、        | 会長         | 日額                  | 14,800円          |  |
|          | 開発審査会及        |            |                     |                  |  |
|          | び建築等紛争        | <u>委員</u>  | <u>日額</u>           | 13,400円          |  |
|          | 調停委員会         |            |                     |                  |  |
|          | <u>介護認定審査</u> | 禾吕         | 口筎                  | <u>30,000円以内</u> |  |
|          | <u>会</u>      | <u> </u>   | <u>委員</u> <u>日額</u> | <u> </u>         |  |
| 法令又は条例によ | <u>障害程度区分</u> | 委員         | <u>日額</u>           | 30,000円以内        |  |
| る附属機関等   | 認定審査会         | <u> </u>   |                     | אַענוט ט ט , ט כ |  |
|          | 市民ホール管        |            |                     |                  |  |
|          | 理運営計画専        | <u>委員</u>  | 日額                  | 15,000円          |  |
|          | 門委員会          |            |                     |                  |  |
|          | 上記以外のも        | <u>委員長</u> | 日額                  | 10,800円          |  |
|          |               | 副委員長       | 日額                  | 10,300円          |  |
|          | <u> </u>      | <u>委員</u>  | 日額                  | 10,000円          |  |

# 備考

- 1 委員長は、会長及び議長を含む。
- 2 副委員長は、副会長、会長代理、部会長、副議長及び部長を含む。
- 3 委員は、特別委員、臨時委員及び本部員を含む。

# **別表第3**(第2条関係)

| 区分 | 報酬額 |
|----|-----|
|----|-----|

| (略)     |     |    |            |  |
|---------|-----|----|------------|--|
| 母子自立支援員 |     | 月額 | 206,000円以内 |  |
|         | (略) |    |            |  |
|         |     |    |            |  |

別表第2の次に次の1表を加える。

# **別表第3**(第2条関係)

| 区分                            |      | 報酬日額      |
|-------------------------------|------|-----------|
| おだわら市民活動サポートセンター指定候補 者選定委員会   | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田原市芸術文化創造センター整備推進委員<br>会     | 委員   | 15,000円   |
| 小田原市芸術文化創造センター舞台設備業者<br>選定委員会 | 委員   | 15,000円   |
| 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会          | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田原市福祉施設指定候補者選定委員会            | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田原市介護認定審査会                   | 委員   | 30,000円以内 |
| 介護保険関係施設整備調整会議                | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田原市箱根町真鶴町湯河原町障害程度区分<br>認定審査会 | 委員   | 30,000円以内 |
| 小田原市休日・夜間急患診療事故対策委員会          | 委員   | 30,000円以内 |
| 小田原市予防接種健康被害調査委員会             | 委員   | 30,000円以内 |
| 広域二次病院群輪番制診療事故対策委員会           | 委員   | 30,000円以内 |
| 小田原市技能者表彰審査委員会                | 委員   | 2,500円    |
|                               | 委員長  | 10,800円   |
| 小田原城天守閣耐震改修等検討委員会             | 副委員長 | 10,300円   |
|                               | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田原市農林業振興施設指定候補者選定委員<br>会     | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田區主建築等於各種信禾品人                | 委員長  | 14,800円   |
| 小田原市建築等紛争調停委員会                | 委員   | 13,400円   |
|                               | 会長   | 10,800円   |
| 小田原市歴史まちづくり協議会                | 副会長  | 10,300円   |

| İ                   |      |           |
|---------------------|------|-----------|
|                     | 委員   | 3,000円    |
| 小田原市建築審査会           | 会長   | 14,800円   |
| 7.四次印廷来普旦公          | 委員   | 13,400円   |
| 小田原市開発審査会           | 会長   | 14,800円   |
| 小山   州光省直云<br>      | 委員   | 13,400円   |
| 小田原本和本八周北字紀述李瓔宁禾昌今  | 委員長  | 10,800円   |
| 小田原市都市公園指定候補者選定委員会  | 委員   | 10,000円以内 |
|                     | 委員長  | 10,800円   |
| キャンパスおだわら運営委員会      | 副委員長 | 10,300円   |
|                     | 委員   | 10,000円以内 |
|                     | 委員   | 14,900円   |
| 史跡小田原城跡調査・整備委員会     | 部会長  | 10,800円   |
| 文跡小田凉城跡調直・整備安貝云<br> | 副部会長 | 10,300円   |
|                     | 部会員  | 10,000円以内 |
| 小田原市就学指導委員会         | 委員   | 21,000円以内 |
|                     | 委員長  | 10,800円   |
| 上記以外の附属機関           | 副委員長 | 10,300円   |
|                     | 委員   | 10,000円   |

# 備考

- 1 委員長は、会長及び議長を含む。
- 2 副委員長は、副会長、会長代理及び副議長を含む。
- 3 委員は、特別委員、臨時委員及び本部員を含む。

# 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

# (理由)

新たに設置する附属機関の委員の報酬額を定めるほか、こんにちは赤ちゃん訪問員の報酬額を定める等のため提案するものであります。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

## [改正理由]

新たに設置する附属機関の委員の報酬額を定めるほか、こんにちは赤ちゃん訪問 員の報酬額を定める等のため改正する。

## [内 容]

- 1 附属機関の委員の報酬額
  - (1) 小田原市市民ホール管理運営計画専門委員会の廃止に伴う措置(別表第2関係)

小田原市市民ホール管理運営計画専門委員会の委員の報酬額に係る規定を削除することとする。

(2) 新たに設置する附属機関の委員の報酬額の設定(別表第3関係) 次に掲げる附属機関の委員の報酬額を次のように定めることとする。

| 区分                             |      | 報酬日額      |
|--------------------------------|------|-----------|
| おだわら市民活動サポートセンター指定<br>候補者選定委員会 | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田原市芸術文化創造センター整備推進<br>委員会      | 委員   | 15,000円   |
| 小田原市芸術文化創造センター舞台設備<br>業者選定委員会  | 委員   | 15,000円   |
| 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委<br>員会       | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田原市福祉施設指定候補者選定委員会             | 委員   | 10,000円以内 |
| 介護保険関係施設整備調整会議                 | 委員   | 10,000円以内 |
| 小田原市休日・夜間急患診療事故対策委<br>員会       | 委員   | 30,000円以内 |
| 小田原市予防接種健康被害調査委員会              | 委員   | 30,000円以内 |
| 広域二次病院群輪番制診療事故対策委員会            | 委員   | 30,000円以内 |
| 小田原市技能者表彰審査委員会                 | 委員   | 2,500円    |
|                                | 委員長  | 10,800円   |
| 小田原城天守閣耐震改修等検討委員会              | 副委員長 | 10,300円   |
|                                | 委員   | 10,000円以内 |

| 小田原市農林業振興施設指定候補者選定<br>委員会 | 委員   | 10,000円以内 |
|---------------------------|------|-----------|
|                           | 会長   | 10,800円   |
| 小田原市歴史まちづくり協議会            | 副会長  | 10,300円   |
|                           | 委員   | 3,000円    |
| 小田原市都市公園指定候補者選定委員会        | 委員長  | 10,800円   |
| 小山原印即印公园拍足候拥有选足安良云        | 委員   | 10,000円以内 |
|                           | 委員長  | 10,800円   |
| キャンパスおだわら運営委員会            | 副委員長 | 10,300円   |
|                           | 委員   | 10,000円以内 |
|                           | 委員   | 14,900円   |
| 中弥小田原城弥细杰,敦供禾昌今           | 部会長  | 10,800円   |
| 史跡小田原城跡調査・整備委員会<br>       | 副部会長 | 10,300円   |
|                           | 部会員  | 10,000円以内 |
| 小田原市就学指導委員会               | 委員   | 21,000円以内 |

2 こんにちは赤ちゃん訪問員の報酬額の設定(別表第4関係) こんにちは赤ちゃん訪問員の報酬額を次のように定めることとする。

| X         | 分   | 報                           | 酬 | 額           |
|-----------|-----|-----------------------------|---|-------------|
| こんにちは赤ちゃん | 訪問員 | 訪問相談業務又<br>は報告会等出席<br>1件につき |   | 3 , 0 0 0 円 |

# 3 その他 規定を整備することとする。

# [適 用]

平成25年4月1日

# 議案第5号

小田原市学校教育振興基本計画について

小田原市学校教育振興基本計画について、議決を求める。

平成25年2月21日提出

小田原市教育委員会 教育長 前田 輝男





# 小田原市 学校教育振興基本計画

# 小田原市教育都市宣言

(平成16年4月1日告示・制定)

小田原市民は、子どもたちが希望を持ち、健やかに成長して ほしいと願っています。世界に目を開く地球市民であり、郷 土の文化と伝統を誇りにしたいと思っています。一人ひとり が自立し、家庭、学校、地域が支え合う社会を築きたいと願 っています。

小田原市と小田原市教育委員会は、市民のこうした思いや願いを実現するために、ここに教育の行き届いたまち、教育都市を宣言します。

- 1 一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりの ある人の育成に努めます。
- 2 家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。
- 3 学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。
- 4 地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一 員であることを自覚し、社会活動に参加できる地域づくり に努めます。
- 5 地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない 文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社会との交流を深める 実践活動を進めます。

小田原市·小田原市教育委員会

# はじめに

急速に進む社会の少子高齢化、情報通信技術の進展などに見られる高度情報化、社会・経済のグローバル化、さらには東日本大震災の発生など、社会全体が大きく変化している中で、教育の分野では、子どもたちの学ぶ意欲や、学力、体力・運動能力の低下、不登校、いじめや問題行動、規範意識や倫理観の低下など、早急に対応しなければならない様々な課題が生じています。

こうした中、平成 18 年 12 月には、制定から 60 年を経て教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。同法では、教育の目的として、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と規定しています。

本市では、平成 15 年 3 月に、小田原市学校教育推進計画「おだわらっこ教育プラン」を策定し、21 世紀を担う子どもたちの育成をめざした教育活動を展開するとともに、平成 16 年 4 月には、市民や各界各層からなる「静かなる教育論議」の集大成として、「小田原市教育都市宣言」を策定し、さらに、その理念の実現を図るため、平成 19 年 1 月に「おだわらっ子の約束」を制定しました。

また、平成23年4月には、第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」がスタートし、「学校教育の充実」においては、子どもたちの成長を学校、家庭、地域が共に支え合い、自ら学び創る力、社会と関わる力を培い、思いやりの心を持った元気な子どもを育てることを基本方針に掲げました。

こうした社会状況の変化や教育基本法の改正、総合計画「おだわらTRYプラン」のスタートなどを踏まえ、策定から 10 年が経過する「おだわらっこ教育プラン」を見直し、このたび、新たに「小田原市学校教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画は、総合計画「おだわらTRYプラン」の着実な推進に資するとともに、変化の激しい時代にあって今まさに行うべき教育の振興に関する施策を具体的に位置付けるものです。この計画の着実な推進を図ることにより、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの機能を十分発揮できるよう支援し、「未来を拓くたくましい子ども」を育んでまいります。

今後は、計画の推進に向けて全力で取り組んでいく所存ですので、市民の皆様を始めとする関係者の方々の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の 皆様を始め、ご尽力いただきました策定委員の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成25年3月

# 目 次

| <ol> <li>計画策定の</li> <li>計画の範囲</li> <li>計画の位置</li> <li>計画の対象</li> </ol> | にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                       |
|--|---|
| 1 社会状況の  | :   |
| 小田原市が  | めざす子どもの姿13  |
|  | 、地域・社会、行政の基本的な役割 ・・・・・・・・・ 15                                   |
| 3つの基本  | 方針 · · · · · · · · · · · 16                                     |
|  |   |
| 施策の展開  |   |
| 基本目標 1   | 確かな学力の向上・・・・・・・・・・19  |
| 基本目標 2   | 豊かな心の育成・・・・・・・・・・22<br>健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・27              |
| 基本目標 3   | <ul><li>(建やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul> |
| 基本目標 4<br>基本目標 5   | 30.2. 30. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.                |
| 基本目標 6   | 様々な教育的ニーズに対応した教育の推進······39                                     |
| 基本目標 7   | 未来へつながる学校づくりの推進······44   |
| 基本目標 8   | 教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立・・・・・・・48                                  |
| 基本目標 9   |   |
| 基本目標 10  | 教育的効果を高める教育行政の推進・・・・・・・・・・ 57                                   |
| 計画の推進  | にあたって · · · · · · · · · 60                                      |
| 1 進行管理・  | 60  |
|  | 60  |
| 資料編 · · · · · ·  | 63  |

<sup>\*</sup>が付いている用語については資料編「用語解説」にて解説しています。

# I 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、国は、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画を策定しました。また、地方公共団体については、国の教育振興基本計画を参考にしながら、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努めることが規定されました。

小田原市教育委員会では、平成 15 年 3 月に小田原市学校教育推進計画 「おだわらっこ教育プラン」を策定し、計画期間を 10 年として、「教育の行き届いたまち おだわら」の実現をめざし、21 世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育む教育を推進してきました。

この間、急速に進む少子高齢化、国際化や高度情報化の進展、さらには生活様式の変化や地域のつながりの希薄化など、社会情勢が大きく変化しています。さらに、教育に対する社会的要請が増大し、かつ多様化するなど、教育に対する関心が高まっています。これらの状況を受けて、国では、教育振興基本計画第2期計画(平成25~29年度)の策定について、平成23年度より検討を開始しました。

そこで、本市では「おだわらっこ教育プラン」の成果等を踏まえ、本市の実情に合った教育施策をより効果的に実施していくために、新たに「小田原市学校教育振興基本計画」を策定することとしました。

# 2 計画の範囲

教育委員会の所管する事務を中心に、学校教育に関わる計画とします。

#### 計画の位置付け 3

- この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育 の振興のための基本的な計画」として策定します。
- この計画は、おだわらTRYプラン(第5次小田原市総合計画)の個別計画とし て位置付け、他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- この計画は、国の「教育振興基本計画」及び「かながわ教育ビジョン」を踏まえ て策定します。

国の教育振興基本計画 平成 20~29 年度 第2期計画 平成 25~29 年度

かながわ教育ビジョン 平成 19 年策定 概ね20年間を見すえ たビジョン

おだわらTRYプラン(第5次小田原市総合計画) 基本構想 (平成 23~34 年度) 基本計画(前期:平成23~28年度) 実施計画 (第1次:平成23~25年度) 小田原市学校教育振興基本計画 (平成 25~29 年度)

- ・小田原市文化振興ビジョン ・小田原市子ども読書活動推進計画
- 小田原市環境基本計画
- ・小田原市スポーツ振興基本指針
- 小田原市食育推進計画
- 小田原市人権施策推進指針
- ・おだわら男女共同参画プラン 等

#### 計画の対象期間 4

小田原市学校教育振興基本計画の計画期間は、平成25年度~平成29年度の5か 年とします。

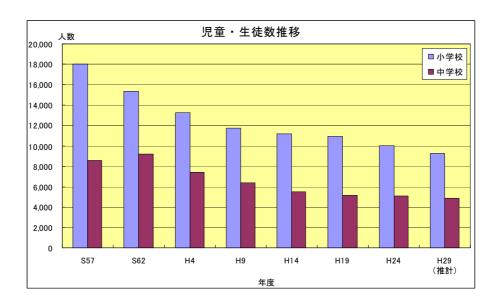
なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必 要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

# Ⅲ 策定の背景

# 1 社会状況の変化

# (1) 少子化の進行

本市の市立小中学校の児童生徒数は、昭和 57 年の 26,619 人をピークに減少を続け、平成 24 年度は 15,153 人と 30 年間で約 43%の減、この 10 年間の推移を見ても約 10%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する 5 年後の児童生徒数は 14,108 人で 6.9%減となる見込みで、今後さらに少子化が進行していくことが明らかです。



(各年5月1日現在)

| 年度          | 小学校      |         |        | 中学校    |         |         | 合計       |         |         |
|-------------|----------|---------|--------|--------|---------|---------|----------|---------|---------|
| <b>平</b> 及  | 児童数      | 5年      | 前比     | 生徒数    | 5年      | 前比      | 児童・生徒数   | 5年      | 前比      |
| S57         | 18,009人  | 増減数     | 増減率    | 8,610人 | 増減数     | 増減率     | 26,619人  | 増減数     | 増減率     |
| S62         | 15,363人  | -2,646人 | -14.7% | 9,170人 | 560人    | 6.5%    | 24,533人  | -2,086人 | -7. 8%  |
| H4          | 13, 268人 | -2,095人 | -13.6% | 7,407人 | -1,763人 | -19. 2% | 20,675人  | -3,858人 | -15. 7% |
| Н9          | 11,745人  | -1,523人 | -11.5% | 6,362人 | -1,045人 | -14.1%  | 18,107人  | -2,568人 | -12. 4% |
| H14         | 11,165人  | -580人   | -4.9%  | 5,509人 | -853人   | -13.4%  | 16,674人  | -1,433人 | -7. 9%  |
| H19         | 10,911人  | -254人   | -2.3%  | 5,151人 | -358人   | -6.5%   | 16,062人  | -612人   | -3. 7%  |
| H24         | 10,048人  | -863人   | -7.9%  | 5,105人 | -46人    | -0.9%   | 15, 153人 | -909人   | -5. 7%  |
| H29<br>(推計) | 9,237人   | -811人   | -8.1%  | 4,871人 | -234人   | -4.6%   | 14,108人  | -1,045人 | -6. 9%  |

- ◆平成29年度はH24年2月1日付「学区別未就学児集計」からの推計
  - ◆小学校児童数のピークは昭和56年度の18,097人
  - ◆中学校生徒数のピークは昭和61年度の9,207人

# (2) 家庭・地域の教育力の低下

本市の1世帯当たりの人数はこの10年間においても減少を続け、平成22年度では2.55人となっています。一方、人口に比して世帯数は増加しており、核家族世帯が増加しています。また、少子化を反映して18歳未満の世帯員のいる核家族世帯は減少傾向にあり、18歳未満の世帯員のいる3世代世帯も減少し続けています。

核家族化や少子化の進行により、子どもたちが家庭の中で兄弟姉妹と切磋琢磨したり、祖父母の経験から学んだりしたりする機会は著しく低下しています。また、親の子育ても手探り状態で行わざるを得ない状況も生じています。家庭はすべての教育の出発点として、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場です。家庭での子育てや教育のあり方について、改めて見つめ直す必要があります。

家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事への積極的な参加や、一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりする身近な遊びの場、子どもの居場所等が求められています。

本市の人口・世帯数推移

(各年10月1日現在;国勢調査)

|                  | S60       | Н2        | Н7        | H12       | H17      | H22       |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 総人口              | 185,941人  | 193, 417人 | 200, 103人 | 200, 173人 | 198,741人 | 198, 327人 |
| 年少人口(0~14歳)      | 39, 204人  | 34,031人   | 31,138人   | 28,985人   | 27, 116人 | 25,447人   |
| 生産年齢人口(15~64歳)   | 128,333人  | 136,927人  | 141,420人  | 137,655人  | 132,060人 | 126, 244人 |
| 老年人口 (65歳~)      | 18,404人   | 22, 459人  | 27,545人   | 33,533人   | 39, 565人 | 46,636人   |
| 世帯数              | 56, 193世帯 | 61,360世帯  | 67,916世帯  | 71,532世帯  | 74,291世帯 | 77, 793世帯 |
| (1世帯当たり人口)       | (3.31人)   | (3.15人)   | (2.95人)   | (2.80人)   | (2.68人)  | (2.55人)   |
| 核家族世帯            | 34,636世帯  | 37,753世帯  | 41,231世帯  | 43,512世帯  | 44,571世帯 | 45,721世帯  |
| 18歳未満世帯員のいる核家族世帯 | 18,761世帯  | 17,257世帯  | 15,907世帯  | 15,382世帯  | 14,820世帯 | 14,390世帯  |
| 18歳未満世帯員のいる三世代世帯 | 6,209世帯   | 5,792世帯   | 4,932世帯   | 3,961世帯   | 3,202世帯  | 2,513世帯   |

◆年齢不詳人口は、年齢別の割合に応じて按分

#### 地域での活動、交流の状況

(平成24年4月実施)

|   | 小      | 小学校6年生 |        |        | 中学校3年生 |        |  |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|   | 小田原市   | 神奈川県   | 全国     | 小田原市   | 神奈川県   | 全国     |  |
| 今住んでいる地域の行事に参加していますか                                      | 35. 1% | 56. 1% | 63. 2% | 36. 6% | 31.8%  | 37. 7% |  |
| 学校や塾の先生や家の人以外の地域の大人と<br>一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりす<br>ることがありますか |        | 39. 9% | 39. 0% | 26.8%  | 24. 7% | 21.8%  |  |
| 年上や年下の友達と一緒に遊んだり、勉強し<br>たりすることがありますか                      | 63. 0% | 70. 7% | 72. 0% | 45. 5% | 43. 9% | 43. 5% |  |

- ◆平成24年全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」より抜粋
- ◆平成24年度は全体の30%の抽出調査のため、地域性などにより、全市的な傾向とは異なる場合があります。

#### (3) 進む国際化

本市の在住外国人は、1,900 人前後を推移しており、平成 24 年 3 月時点では約 50 か国・1,843 人となっています。

社会や経済のグローバル化に伴い、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を 育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深め、共生していくことが求められ ています。

外国籍の市民に対しては、子どもたちへの日本語指導等、幅広い就学支援が必要 となっています。

国別在籍児童・生徒数

小学校

| 国籍    | 人数  | 国籍      | 人数  |
|-------|-----|---------|-----|
| フィリピン | 13人 | 韓国      | 2人  |
| ブラジル  | 7人  | タイ      | 1人  |
| 中国    | 4人  | スリランカ   | 1人  |
| ペルー   | 4人  | オーストラリア | 1人  |
| ボリビア  | 3人  | 合計      | 36人 |

中学校

| 1 7 0 |    |              |     |
|-------|----|--------------|-----|
| 国籍    | 人数 | 国籍           | 人数  |
| ブラジル  | 6人 | マレーシア        | 1人  |
| フィリピン | 5人 | ペルー          | 1人  |
| 中国    | 4人 | コロンビア        | 1人  |
| ベトナム  | 2人 | 合計           | 21人 |
| 韓国    | 1人 | (平成24年4月1日現在 |     |

## (4)高度情報化

コンピューターを始めとした I C T\* (情報通信技術) の普及と発達が飛躍的に進み、経済の仕組みや社会活動のスタイルが大きく変化しています。また、 I C T の活用により、情報・知識の共有化をはじめ、コミュニケーションの活発化が期待される一方で、これらを利用した犯罪が多発するなど、新たな問題が発生しています。

また、子どもたちが容易に情報を入手し、発信することが可能となり、携帯電話やインターネットを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトやネットいじめ等への対応も課題となっています。

子どもたちに、未来を生きるために必要な情報活用能力を身に付けさせることは もとより、携帯電話等の利用マナーを身に付けるための家庭でのルールづくりや学 校における情報モラル\*教育の充実が望まれています。

市立小・中学校児童・生徒の携帯電話所有状況 (平成24年4月調べ)

小学校

| 学年 | 児童数     | 所有人数    | 所有率   |
|----|---------|---------|-------|
| 1年 | 1,394 人 | 178 人   | 12.8% |
| 2年 | 1,453 人 | 269 人   | 18.5% |
| 3年 | 1,532 人 | 291 人   | 19.0% |
| 4年 | 1,631 人 | 441 人   | 27.0% |
| 5年 | 1,659 人 | 463 人   | 27.9% |
| 6年 | 1,589 人 | 485 人   | 30.5% |
| 合計 | 9,258 人 | 2,127 人 | 23.0% |

中学校

| 学年 | 生徒数     | 所有人数    | 所有率    |
|----|---------|---------|--------|
| 1年 | 1,730 人 | 808 人   | 46. 7% |
| 2年 | 1,676 人 | 1,034 人 | 61. 7% |
| 3年 | 1,700 人 | 1,062 人 | 62. 5% |
| 合計 | 5,106 人 | 2,904 人 | 56. 9% |

#### ◆全国の状況

(文部科学省 平成21年度「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」より)

小学校 (6年) 24.7% 中学校 (2年) 45.9%

#### (5)環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の多発、福島第一原発の事故を契機に問われるエネルギー問題など、現代を取り巻く様々な環境問題は、次第にその深刻さを増しています。

本市においては、地球温暖化対策として、低公害車や太陽光などの新エネルギーの普及開発や、資源のリサイクル促進のための、ごみの分別の細分化や指定ごみ袋制度の導入等に取り組んできました。また、平成22年からは、可燃ごみの削減のために、生ごみ堆肥化の取組を進めており、学校での取組も始まっています。さらに、生活環境の保全の取組の一つとして、市の魚に指定されている固有種の酒匂川水系メダカの保護活動を、市民や小中学生の参加により進めています。

こうした取組により、小中学生や市民の環境問題に関する知識や意識は高まりつつあります。しかし、それらの知識や意識が、環境を守るための具体的な行動にはなかなか結びつかないことや、少子高齢化や地域社会のあり方の変化等により、これまで地域が担ってきたまちの美化などの環境保全活動の担い手が不足していくことなどが懸念されています。

本市の良好な環境を将来に引き継いでいくためには、これまで以上に市民・企業 (事業者)・市が協力し、それぞれの役割において、環境を守るために具体的な行動を取ることが求められています。

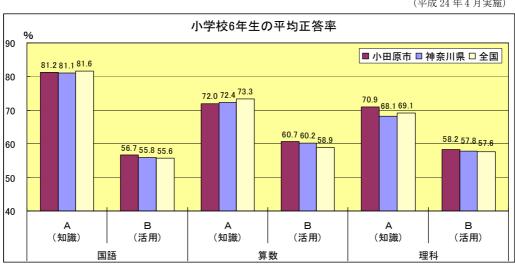
#### 教育をめぐる現状 2

#### (1) 学力の状況

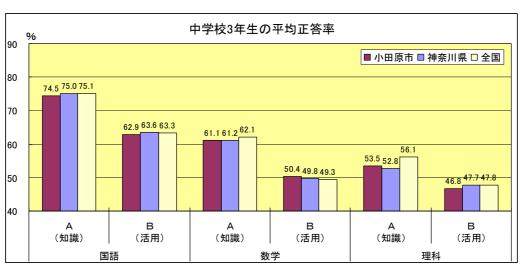
わが国の児童生徒の学力は、国際的な学力調査の結果で見て、成績は上位にある ものの、学習意欲が必ずしも高くないことや、学習習慣が十分に身に付いていない ことなどの点で、課題が指摘されています。

平成24年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、 国語、算数・数学、理科の3教科で実施され、本市の結果は、これまでと同様に、 いずれの科目も全国・県とほぼ同程度となっています。(抽出率約30%の抽出調査)

また、国の分析では、すべての教科において、自分の考えをまとめて言葉で表現 する力や、日常生活での知識活用力に課題があることが、改めて指摘されており、 本市においても同様の傾向が見られます。



(平成24年4月実施)



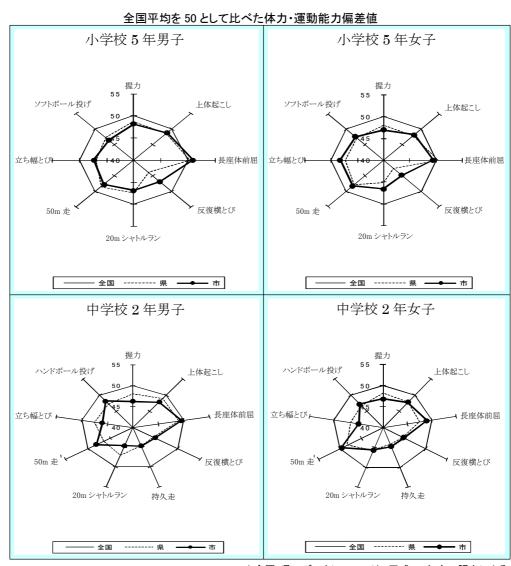
- ◆A問題は基礎的・基本的な知識・技能が身に付いているかどうかを見る問題
- ◆B問題は基礎的・基本的な知識・技能を活用することができるかどうかを見る問題

## (2) 体力・運動能力の状況

日常生活における身体活動の機会や場の減少などを背景に、児童生徒の基礎的な体力や運動能力が低下傾向にあります。

本市では、児童生徒の体力・運動能力の状況を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導等に活用するため、平成24年度に小学校5年生及び中学校2年生の全児童・生徒を対象に新体力テストを実施しました。

本市の児童生徒の体力・運動能力を種目別に見ると、一部の種目を除いて、全国 平均を下回っていますが、県平均との比較ではほぼ同程度となっています。



◆全国・県のデータについては、平成22年度の調査による

【握力】筋力:筋肉が力を出す能力

【上体起こし】筋力・持久力:筋肉が力を出したり、筋肉が力を出し続ける能力

【長座体前屈】柔軟性:体を曲げたり伸ばしたりする能力

【反復横とび】俊敏性:体をすばやく動かす能力

【20mシャトルラン・持久走】全身持久力:全身で運動を続ける能力

【50m走】走る能力

【立ち幅とび】とぶ能力

【ソフトボール投げ・ハンドボール投げ】投げる能力

#### (3)教育相談の状況

小中学校においては、不登校児童生徒の増加、小1プロブレム\*や中1ギャップ\*、 学級崩壊、いじめ、暴力行為、基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力 の不足など、多様化・複雑化する悩みを抱える保護者、児童生徒、教職員等への相 談体制の充実が求められています。

本市の教育相談体制は、大きく、学校生活全般に関することと特別支援に関することに分かれています。

学校生活全般に関する教育相談では、校内支援室\*の整備や不登校生徒訪問相談員\*等の派遣により、不登校に関する相談は減少傾向にあるものの、依然として高い数値を示しており、いじめや友人関係、学習のつまずき、しつけや子育て、担任とのトラブルなど、様々な悩みを抱えた保護者や本人、祖父母、教職員等の相談に、教育指導課の教育相談員\*と心理相談員\*(臨床心理士)が対応しています。

教育相談の件数と状況

(教育指導課)

|     |        |       |     |      |    |             |              | 3 H 13 H-117 |
|-----|--------|-------|-----|------|----|-------------|--------------|--------------|
|     | 不登校    | 不登校傾向 | いじめ | 特別支援 | 学習 | しつけ・<br>育て方 | その他          | 合計           |
| H17 | 1,730  | 63    | 9   | 26   | 6  | 30          | 39           | 1, 903       |
| H18 | 2, 104 | 21    | 13  | 2    | 9  | 33          | 50           | 2, 232       |
| H19 | 2,410  | 68    | 40  | 29   | 3  | 10          | 33           | 2, 593       |
| H20 | 2,520  | 110   | 78  | 26   | 0  | 10          | 32           | 2, 776       |
| H21 | 2, 171 | 92    | 52  | 21   | 7  | 7           | 54           | 2, 404       |
| H22 | 1,918  | 202   | 12  | 4    | 5  | 9           | 18           | 2, 168       |
| H23 | 1,674  | 111   | 43  | 0    | 2  | 6           | <b>*</b> 155 | 1, 991       |

\*同一案件について、重複相談を含む

校内支援室整備状況

| 1241 124 127 |          |  |  |  |  |
|--------------|----------|--|--|--|--|
|              | 設置校      |  |  |  |  |
| H19          | 6校       |  |  |  |  |
| H20          | 7校       |  |  |  |  |
| H21          | 9校       |  |  |  |  |
| H22          | 11校 (2校) |  |  |  |  |
| H23          | 11校 (3校) |  |  |  |  |

◆ ( ) 内は指導員複数体制

不登校生徒訪問相談員による訪問相談の状況

|     | 配置人数     | 訪問回数 |
|-----|----------|------|
| H19 | 3人       | 323回 |
| H20 | 3人       | 372回 |
| H21 | 4人 (9月~) | 397回 |
| H22 | 4人       | 631回 |
| H23 | 4人       | 644回 |

特別支援に関する相談については、酒匂小学校に設置している「特別支援教育相談室あおぞら\*」で対応しています。

発達相談や心理検査、学級や家庭での支援 の工夫、関連機関への紹介・連携など、保護 者や教職員の相談に教育相談員と心理相談 員(臨床心理士)が対応しています。

「あおぞら」相談件数

|     | 相談件数 |
|-----|------|
| H17 | 368  |
| H18 | 508  |
| H19 | 622  |
| H20 | 625  |
| H21 | 632  |
| H22 | 660  |
| H23 | 832  |

### (4) いじめの状況

わが国では、児童生徒が自ら命を絶ち、その背景にいじめ問題があるという事案が、依然として発生しています。このような痛ましい事故を繰り返すことのないよう、本市においても、いじめ等問題行動への取組を一層徹底して行う必要があります。

本市では、小中学校各校において、定期的に行うアンケートや日々の生活ノート、長期休業前の3者面談等により、いじめの実態把握に努めています。平成23年度のいじめの認知件数は、小学校が21件、中学校が42件となっています。いじめの態様としては、「冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」、「仲間はずれ・集団による無視」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が全体の約7割となっているほか、暴力行為や金品を隠す、嫌なことや危険なことをさせる、パソコンや携帯電話による誹謗中傷など、いじめの内容が多様化・深刻化し、複合的に行われている様子が伺えます。

これら認知されたいじめについては、各校の対応により、「解消」、又は「一定の解消が図られ、継続支援が行われている」という状況にあります。

しかし、いじめは常にどこかで発生しており、いじめられていることを人に言えず、いじめと認知されないまま傷ついている子どもがいないと言えない状況や、インターネット等で周りが気が付かないままエスカレートしてしまういじめ、再発してしまういじめなど、様々な問題を抱え深刻な状況があるのも事実です。

いじめの認知件数

|     | 小学校 | 中学校 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|
| H18 | 63  | 108 | 171 |
| H19 | 58  | 19  | 77  |
| H20 | 28  | 37  | 65  |
| H21 | 33  | 35  | 68  |
| H22 | 29  | 76  | 105 |
| H23 | 21  | 42  | 63  |

いじめの態様 (平成23年度)

| 区分                                   | 小学校<br>件数 | 中学校<br>件数 | 合計 |
|--------------------------------------|-----------|-----------|----|
| 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言わ<br>れる      | 17        | 25        | 42 |
| 仲間はずれ、集団による無視をされる                    | 6         | 2         | 8  |
| 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする       | 3         | 4         | 7  |
| ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする             | 1         | 2         | 3  |
| 金品をたかられる                             | 1         | 1         | 2  |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられ<br>たりする    | 2         | 4         | 6  |
| 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、<br>させられたりする | 3         | 3         | 6  |
| パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる             | 0         | 5         | 5  |
| その他                                  | 0         | 3         | 3  |
| 슴計                                   | 33        | 49        | 82 |

<sup>◆</sup>様々な区分が複合して、1件のいじめとなる場合があるので、いじめの認知件数とは合致しない

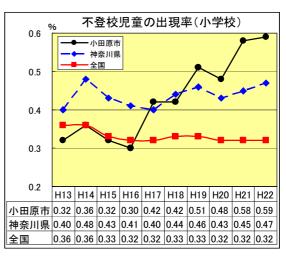
#### (5) 不登校の状況

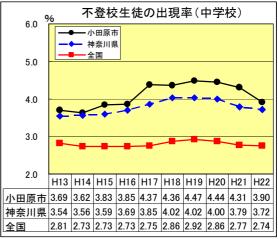
いじめや学習のつまずき、家庭環境、友人関係、集団への不適応など、不登校の要因は様々で、不登校児童生徒や学校を取り巻く諸課題が複雑に絡み合っています。

本市の不登校児童・生徒の出現率は、国・県の平均値を上回っており、 ここ数年は小学校が微増傾向、中学校 が減少傾向にあります。

文部科学省では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義しています。

不登校のとらえ方について、本市では、児童生徒の欠席理由を「病気」と決めてかからずに、不登校の心配があるのではないか、学校に不適応を起こしているのではないかなど、積極的に「不登校」ととらえ、早い段階から登校支援を行っていこうとしており、そうした取組が出現率の高さにつながっていると考えています。





◆出現率…年間30日以上欠席した児童生徒数の総数に 占める割合

また、中学校では、校内支援室の整備や指導員の複数体制により、学校には行けるが教室に入れない生徒への対応が可能となり、教育相談指導学級\*(しろやま教室、マロニエ教室)に通級する生徒が減少しています。

教育相談指導学級通級者数

|     | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|-----|-----|-----|----|
| H14 | 5   | 26  | 31 |
| H15 | 5   | 35  | 40 |
| H16 | 4   | 20  | 24 |
| H17 | 4   | 35  | 39 |
| H18 | 4   | 28  | 32 |
| H19 | 3   | 20  | 23 |
| H20 | 1   | 23  | 24 |
| H21 | 0   | 18  | 18 |
| H22 | 1   | 17  | 18 |
| H23 | 2   | 12  | 14 |

不登校児童生徒数

|  |     | 小学校 |       | 中学校 |        |  |
|--|-----|-----|-------|-----|--------|--|
|  |     | 児童数 | 出現率   | 生徒数 | 出現率    |  |
|  | H14 | 40  | 0.36% | 201 | 3. 62% |  |
|  | H15 | 35  | 0.32% | 208 | 3. 83% |  |
|  | H16 | 33  | 0.30% | 204 | 3. 85% |  |
|  | H17 | 46  | 0.42% | 230 | 4. 37% |  |
|  | H18 | 46  | 0.42% | 224 | 4. 36% |  |
|  | H19 | 56  | 0.51% | 230 | 4. 47% |  |
|  | H20 | 52  | 0.48% | 229 | 4. 44% |  |
|  | H21 | 62  | 0.58% | 223 | 4. 31% |  |
|  | H22 | 63  | 0.59% | 199 | 3. 90% |  |
|  | H23 | 69  | 0.66% | 196 | 3.86%  |  |

#### (6) 学校施設の状況

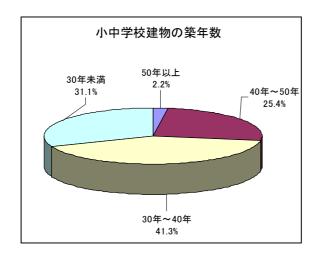
本市では、児童生徒の数が急増した昭和 40 年代から 50 年代にかけて、小中 学校の新設や校舎の増築、老朽化した木造校舎の鉄筋化が進められました。

当時の整備から 30 年以上を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行し、厳しい財政状況の中で、今後の施設の大規模改修や建替えが、大きな課題となっています。

校舎や屋内運動場の主要構造部の耐震化については、神奈川県西部地震などが 懸念されることから、本市では、平成 21 年度までにすべて完了しています。

しかし、校舎の外壁や床、天井などの内装、トイレの洋式化等については改修 が遅れており、児童生徒が日々学び、生活をする学校として、安全、安心で快適 な環境整備は喫緊の課題となっています。

また、学校は、地域コミュニティの核として、より開かれた学校づくりを推進するための環境整備が求められているとともに、地域防災の拠点として、地震等災害時には広域避難所\*ともなる施設です。東日本大震災を経て、学校施設の災害時への対応について一層の強化が求められています。



(平成24年3月時点)

| (1)           | 7,451   07 | 4 . 4 //// |
|---------------|------------|------------|
| 経過年数          | 棟数         | 割合         |
| 建築後50年以上      | 3          | 2. 2%      |
| 建築後40年以上50年未満 | 35         | 25. 4%     |
| 建築後30年以上40年未満 | 57         | 41.3%      |
| 建築後30年未満      | 43         | 31.1%      |
| 計             | 138        | 100.0%     |

- ◆建物は校舎と屋内運動場を指す。
- ◆建築後30年以上経過した建物は95棟であり、 138棟全体の68.9%
- ◆昭和40年代から50年代に建築された建物は 小学校72棟、中学校34棟の合計106棟であり、 138棟全体の76.8%

小中学校のトイレの洋式化の状況

(平成24年3月時点)

|           | 総便器数   | 和式便器数  | 洋式便器数 | 洋式化率   |
|-----------|--------|--------|-------|--------|
| 小学校(全25校) | 1,626  | 1, 224 | 405   | 24. 9% |
| 中学校(全11校) | 761    | 623    | 138   | 18. 1% |
| 合計        | 2, 387 | 1,847  | 543   | 22. 7% |

- ◆車椅子対応型トイレは、小学校11校の計21箇所、 中学校7校の計16箇所に整備
- ◆車椅子対応型トイレは、従前、日常使用する 児童生徒の身体的理由により必要な場合や、 大規模なトイレ改修の際に整備

## Ш

### 小田原市がめざす子どもの姿

## 3つの心と3つの力を持った 「未来を拓くたくましい子ども」



#### ◎生きる土台としての確かな学力を持った子ども

目的意識を持って主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、問題を解決する力などの「**学ぶ力**」。また、その習得した力を基に自由に発想し、考えたり表現したりする活動を通して、実生活の場で活用・探求していく「**創る力**」。さらに、それらの力を土台にして、子ども自身を取り巻く環境を構成している人や自然などのあらゆる事象に興味・関心を持ち、意欲的な関わりを通じて、それらを理解し、共生していこうとする「**関わる力**」の3つの力を育成します。

### ◎多くの人々との関わりで育まれる豊かな心を持った子ども

人としての優しさ、愛情、真心などの「**温かい心**」、思いやり、寛容な心、人の役に立とうとする心などの「**広い心**」、困難を乗り越え、何事にも挑戦する強い心などの「**燃える心**」の**3つの心**を持った子どもを育成します。

#### ◎元気な心と健やかな体を持った子ども

未来を拓いていく力を持つためには、健やかな体が必要になります。そのため、生きる上での基本である望ましい食習慣を身に付けさせます。また、日頃から体を動かす習慣を身に付けさせ、基礎体力を育みます。体だけではなく、元気な心を持つことで何事も前向きに取り組むことができるようになることから、元気な心と健やかな体を持った子どもを育成します。

### ◎郷土を愛し、大切にする想いを持った子ども

小田原は、酒匂川のつくり出した足柄平野を中心に、西は箱根火山、東は大磯丘陵、南は相模湾に面している等、豊かな自然環境に恵まれています。さらに、旧石器時代から人が住んでいた痕跡が見つかっていることから脈々と人の営みが続いていることがわかる歴史があります。この身近な自然と歴史を子どもたちに伝え、郷土を愛する心を養い、そこから新しい未来を拓く力を育成します。

### ◎おだわらっ子の約束を実践する子ども

本市には、平成19年に制定した「おだわらっ子の約束\*」があります。これは、小田原の子どもも大人も、みんなで守っていきたいルール、子どもたちに身に付けてほしいことなどを「おだわらっ子の約束」という「ことば」にして、地域ぐるみで子どもの健全育成が進められるようにしたものです。子どもたちが守るべきルールや行動目標が、家庭、地域、学校等の共通理解のもとに徹底され、教育の行き届いたまちをめざす「小田原市教育都市宣言」の理念の実現を図っていくため、おだわらっ子の約束を実践する子どもを育成します。



## 

### 学校、家庭、地域・社会、行政の基本的な役割

本市がめざす子どもの姿である「3つの心と3つの力を持った 未来を拓くたくましい子ども」を実現するためには、学校、家庭、地域・社会、行政が担うべき役割があります。それぞれの役割は、単独で担うのではなく、それらが協働して子どもたちを支えることが必要です。

### 3つの心と3つの力を持った 未来を拓くたくましい子ども

### 家庭の役割

- ・愛情と安定感を持って 子どもの心身の健康と 成長及び生活習慣を育 みます。
- ・生活を通して、善悪の 判断など、規範意識の 基礎を育てます。
- ・家庭で学習する習慣を 子どもに身に付けさせ ます。

### 学校の役割

- ・子どもの豊かな心の育 ちを願い、生涯学習の 基礎・基本を培います。
- ・校長のリーダーシップ のもと、教職員全員が 情熱と愛情を持って指 導力を発揮します。
- ・家庭、地域・社会と連携し、子どもを育成します。

### 地域・社会の役割

- ・子どもが安心して生活 できるような地域社会 をつくります。
- ・地域の特徴を生かし、 子どもを学校と連携し て育てます。
- ・地域の伝統文化を子ど もに継承し、地域の将 来を担う人材として子 どもを育成します。

#### 行政の役割

- ・学校とともに、子どもの学習環境を常に改善していきます。
- ・学校、家庭、地域・社会の連携を図り、その取組を支援していきます。
- ・教育委員会だけなく、市役所の他の部局や関係機関と連携しながら、教育行政を推進します。
- ・施策の推進にあたっては、的確な情報の収集と発信を行います。

# ▼ 3つの基本方針

本市がめざす子どもの姿である「3つの心と3つの力を持った 未来を拓くたくましい子ども」を実現するために、3つの基本方針を定めました。

### 1 社会を生き抜く力の養成

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る「生きる力」を子ども一人一人に確実に身に付けさせます。

また、就学前教育の充実を図り、子どもたちがスムーズに義務教育へ移行できるようにします。

さらに、これらの能力は、生活する中で経験する様々な体験を通して育まれることから、この様な機会を生かすことにより、社会的自立の基礎を培います。

### 2 小田原ならではの教育スタイルの確立

障がいのあるなしに関わらず子どもたちが共に学ぶことは、同じ社会を生きる人間として、互いを正しく理解し、ともに助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶためにも重要であることから、一人一人の教育的ニーズに応える多様で柔軟な学びの場を提供します。

また、子ども一人一人の幸せと成長を願い、「地域一体教育」と「幼保・小・中一体教育」を未来へつながる園・学校づくり\*推進のための教育環境として位置付け、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えます。

さらに、小田原が持つ豊かな自然環境や歴史・文化を生かして様々な学びや体験学習を実施することにより、豊かな感性を養い、健やかな成長を育む小田原ならではの教育を推進します。

### 3 教育環境の整備・改善・充実

子どもたちが未来への夢や希望を抱き、心身ともに健やかに成長するためには、安全・安心な教育環境はもとより、多様な可能性を伸ばす教育環境を整備することが必要です。そこで、老朽化した学校施設の整備と改善を行うとともに、新たな時代に対応した「ICT環境の整備」に積極的に取り組んでいきます。

また、学校には、地域の防災拠点としての機能の充実が求められていることから、子どもだけでなく市民の安全・安心を確保するためにも、学校の災害対策を進めます。

|  |    | 基本目標                          | 基本施策                  |
|--|----|-------------------------------|-----------------------|
| 計画体系図  |    |                               | ①学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着をめざ  |
|  |    | 確かな学力の向上                      | した授業の展開               |
| Г  | 1  |                               | ②個に応じた学習指導の充実         |
|  |    |                               | ③家庭学習の推進              |
|  |    |                               | ①道徳教育の充実              |
|  |    | 豊かな心の育成                       | ②人権教育の充実              |
| めざす #++4   | 2  |                               | ③情操教育の充実              |
| またり 基本方針 子どもの姿 まなす ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま |    |                               | ④読書活動の充実              |
|  |    |                               | ⑤児童生徒指導の充実            |
|  |    | 健やかな体の育成                      | ①学校体育・部活動の充実          |
|  | 3  |                               | ②学校保健の充実              |
|  |    |                               | ③食育の推進、学校給食の充実        |
| 1 社会を生き抜く  |    | 从旧数本/总类类数                     | ①幼児教育の充実              |
| カの養成   | 4  | 幼児教育(就学前教<br>  育)の推進          | ②子育て支援の充実             |
|  |    | 月 /0/推進                       | ③幼保―体化の検討             |
|  |    |                               | ①キャリア教育の推進            |
|  |    |                               | ②環境教育の推進              |
| 👸  | 5  | これからの社会に対                     | ③多文化理解教育と伝統文化に関する教育   |
|  | 3  | 応した教育の推進                      | の推進                   |
| カの養成 カの養成 カの養成 カのを持った 2 小田原ならでは                        |    |                               | ④情報教育の推進              |
|  |    |                               | ⑤防災教育の推進              |
| <b>未</b> の教育スタイル の確立                                   |    | 様々な教育的ニーズ<br>に対応した教育の推<br>進   | ①支援教育の充実              |
|  | 6  |                               | ②登校支援の推進              |
|  |    |                               | ③教育相談体制の充実            |
| 拓くたくましい子とも<br>3 教育環境の<br>数件 25世 女は                     |    |                               | ④家庭への支援               |
| •  |    | 未来へつながる学校<br>づくりの推進           | ①地域一体教育の推進            |
|  | 7  |                               | ②幼保・小・中一体教育の推進        |
| \( \frac{1}{2} \)                                      |    |                               | ③小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進 |
| ■ 3 教育環境の  | 8  | 教職員の資質の向上<br>とよりよい教育体制<br>の確立 | ①教職員の指導力の向上           |
| も   整備・改善・充実   |    |                               | ②子どもと向き合う時間の確保        |
|  | 0  |                               | ③教育課題を明らかにする調査・研究の推進  |
|  |    |                               | ④教育課程の改善・充実           |
|  |    | 教育環境の改善・充実                    | ①安全で快適な教育環境の整備        |
|  |    |                               | ②学校ICT化の推進            |
|  |    |                               | ③学校安全の推進              |
|  |    |                               | ④災害対策の強化              |
|  |    | 教会的が思え言ふっ                     | ①教育委員会の機能の充実          |
|  | 10 | 教育的効果を高める教育行政の推進              | ②情報提供の充実と市民ニーズの把握     |
|  |    |                               | ③よりよい教育行政の推進          |



## 施策の展開

### 基本目標1 確かな学力の向上

児童生徒一人一人に、確かな学力を身に付けるため、個に応じたきめ細かい指導 を推進します。

学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の学ぶ意欲を育み、学習習慣を形成します。

### 現状と課題

児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能や、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などの「確かな学力」を身に付けるために、教育内容・方法の一層の充実を図る必要があります。各学校が児童生徒の学習の状況を把握して、成果と課題を明らかにし、計画的・組織的に取り組むことが大切です。

本市では、「おだわらっ子学力向上プラン\*」の作成を進めています。本プランでは、全国学力学習状況調査などの調査結果や、教員・保護者への聞き取り等をもとに、児童生徒の学力の実態を把握・分析し、学力向上策を提案していきます。提案とともに具体的な実践事例を紹介することにより、教育委員会、学校、家庭、地域がそれぞれの役割において、具体的に取り組んでいけるようにしていきます。

市推薦研究委託事業\*や各校独自の取組を通して、児童生徒の「学び合い」を中心にした授業を展開するとともに、様々な意識調査をもとに一人一人の学習に関する実態を把握し、指導の改善に努めています。

基礎的な知識や技能の習得の個人差への対応が求められています。個に応じた 指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業時の過ごし方や家庭学習の改善・充実を図る必要があります。また、学習に一層の努力を要すると判断され る児童生徒への支援とともに、進んでいる児童生徒の確かな学力を一層伸ばす 取組も求められています。

幼稚園・保育所などから小学校そして中学校へと、環境の変化に伴う子どもたちの不適応を解消し、個に応じた指導を推進するため、少人数指導やティーム・ティーチング\*などのきめ細かな指導が求められています。

平成23年に小学校1年生の35人以下学級編制が法制化されました。本市では国に先駆けて、平成16年から小学校1年生、平成21年から小学校2年生で35人以下学級編制を実施してきました。さらに、小学校1・2年生で、1クラス30人以上の学級がある場合には、スタディ・サポート・スタッフ\*(SSS)を配置し、学習支援や生活指導の充実を図っています。

児童生徒の家庭における基本的な生活習慣や学習習慣の確立が不十分であることが、児童生徒の学習意欲や気力体力の低下の一因とも指摘されています。学校と家庭が連携し、生活習慣や学習習慣を形成することが必要です。

各校の実態や特色を生かした学力向上プランを推進します。

各校の実態や特色を生かした学力向上プランを作成して「確かな学力」の定着に、 組織的・計画的に取り組んでいきます。各校のプランに基づき、めざす子どもの姿 やつけたい力を明確にした授業を展開します。また、学校は各校のプランを公開し、 保護者や地域の理解と協力のもと、児童生徒の学力の向上をめざします。

授業研究の質的な充実に努めます。

学習指導要領に基づき、児童生徒が「わかる・できる・考える」授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進めます。そのために、指導と評価の一体化\*や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業のあり方などについて研究し、指導の工夫改善に努めるとともに、研究成果を他の学校や市民に広く公開できるよう取り組んでいきます。



小学校の授業風景

## 能な取組

- ・各校独自の学力向上プランの作成・公開【各校】
- ・市推薦研究委託事業【各校・教育指導課】・校内研究の充実【各校】

### 基本施策1- 個に応じた学習指導の充実

きめ細かい指導の充実を図ります。

学級を複数に分け、人数をより少なくして指導する少人数指導やティーム・ティーチング指導を推進し、少人数指導の充実に努めます。

小学校 3 年生以上の 35 人以下学級編制については、今後の国・県の動向に沿って柔軟に進めていきます。

スタディ・サポート・スタッフ(SSS)や個別支援員\*、日本語指導者等の教員を補助する人材を配置し、子どもの学習面や生活面をきめ細かくサポートできるよう取り組みます。配置人数・学年の拡大の検討や資質の向上等に努めていきます。 児童生徒の学習状況を把握し、学習指導を改善・工夫します。

全国学力学習状況調査や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価などを、日々の指導や各校の学力向上プランに 反映させます。

「おだわらっ子学力向上プラン」では、各種調査等をもとに市の児童生徒の学習 状況を分析し、学力向上策の方向性を見直しながら、具体的な取組を提案します。 各校が児童生徒の学習状況を的確に把握するための支援の充実を図ります。 児童生徒の学力向上に向けた、学校と地域の連携を推進します。

児童生徒一人一人の学習意欲の向上 や、学習習慣、学習内容の定着を図るために、スクールボランティアや地域との 連携を推進します。学校の教育課程の中 での学習支援や体験活動の充実はもとより、放課後や週末、長期休業時に、児童 生徒が様々な体験活動や発展的な学習、 補充的な学習に取り組める環境づくりを 進めます。



スクールボランティアによる学習支援



- ・少人数学級\*編制の実施【教育指導課】
- ・個別支援員の配置【教育指導課】
- ・スタディ・サポート・スタッフの配置【教育指導課】
- ・日本語指導者の派遣【教育指導課】
- ・「おだわらっ子学力向上プラン」の推進【教育指導課】
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進【各校・教育総務課・教育 指導課】
- ・児童生徒の学習意欲・学習習慣に関する調査・分析【教育指導課】

### 基本施策1- 家庭学習の推進

家庭学習を支援し、習慣づける取組を推進します。

児童生徒の「確かな学力」の定着と学習習慣の形成に向け、小中学校間の連携・学校と家庭との連携を踏まえた「家庭学習の手引き」や基礎的・基本的な学習内容の定着を図る「おだわらっ子ドリル」を作成し、家庭学習への支援を推進します。 家庭での読書活動を推進します。

児童生徒の言語力や思考力・判断力・表現力等を高めるために、家庭学習における読書活動や新聞を活用した学習の推進に取り組みます。学校司書や図書ボランティア、市立図書館と連携した取組を推進するとともに、家庭への啓発に努めます。



- ・家庭学習の手引きの作成【各校・教育指導課】
- ・「おだわらっ子ドリル」の作成【教育指導課】
- ・学校司書や図書ボランティア、市立図書館との連携の推進【教育指導課・図書館】

### 基本目標2 豊かな心の育成

様々な人との関わりや体験活動などを通して、自らを律しつつ、他者と協調し、 人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性を育成します。

社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する力やコミュニケーション能力等を育成します。

### 現状と課題

核家族化や都市化、情報化の進行や価値観の多様化は、子どもの心の面での発達に も影響を与えており、自尊感情や生命尊重の心の乏しいこと、基本的な生活習慣の 確立が不十分であること、規範意識の低下、人間関係を築く力や社会参加の意欲の 低下などが指摘されています。これらの課題の解決に向け、道徳教育を学校全体で 推進していくことや、発達の段階に応じ学校内外を通して児童生徒の多様な体験活 動の充実を図ることが求められています。

様々な考え方や価値観を持つ人々が、共に尊重し合う平和で豊かな社会の実現に向けて、学校では人権教育に取り組んでいますが、いじめや暴力などの人権に関わる問題が後を絶たない状況に未だあることは残念なことです。誰もが人として大切にされ、共に生き支え合う学校や社会をつくっていくために、学校教育全体を通した人権教育のさらなる推進が求められています。

本市では、児童生徒の感性や情緒を豊かに育んでいくために、音楽・演劇の鑑賞、 様々な体験学習等の、芸術や自然とふれ合う機会の充実を図っており、今後もこう した機会のさらなる拡充を図っていく必要があります。

テレビやインターネット等の様々な情報メディアの発達と普及、子どもの生活環境の変化、幼児期からの読書習慣の未形成等により、子どもの「読書離れ」が指摘されていますが、子どもの感性を磨き、想像力を豊かにし、言葉を通した表現力や理解力を高め、人としてよりよく、より豊かに生きていこうとする心情を育むには、読書は欠くことのできないものです。読書離れが進む中で、学校図書館には子どもの読書活動の推進において、大きな役割を果たすことが求められています。

本市では、児童生徒の読書活動の推進に向け、平成23年度より学校司書を配置し、 学校司書・教職員・図書ボランティアが連携した取組が進められています。

児童生徒のいじめや暴力行為、不登校等への対応は、本市においても喫緊の課題となっています。こうした問題行動の未然防止に向けては、一人一人の居場所があり安心して学校生活を送ることができる、魅力のある学校をつくっていくことが何より大切です。そのために学校では、豊かな人間関係づくり、体験活動の充実、児童会・生徒会活動の充実、支援体制の確立、家庭や諸機関との連携など、各校の創意工夫を生かした取組が進められており、今後も一層の推進が求められています。

いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得ることとらえ、すべての関係者が、そ

の兆候をいち早く把握して迅速な対応をすること、学校だけでなく、教育委員会、 家庭・地域の連携を強化し対処していくことが重要です。

本市ではスクールカウンセラー\*やハートカウンセラー相談員\*等、児童生徒や、学校・家庭を支援する人的環境の整備に努めています。

### 基本施策 2 - 道徳教育の充実

道徳教育の充実を図ります。

道徳教育の全体計画をもとに、道徳の時間を要とし、各教科・領域との密接な関連を図りながら、意図的・発展的に道徳教育を推進します。その中で、児童生徒に思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育むため、積極的に外部指導者の活用を図るとともに、社会、自然、環境、地域の中での体験活動を充実させます。また、地域を活動のフィールドとして、親や教職員以外の大人や、異年齢の子どもたちと関わりながら実体験を伴った学習を充実させます。

「おだわらっ子の約束」を推進します。

子どもの基本的な生活習慣の定着と、 規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」の家庭や地域への一層 の普及を図るとともに、園・学校、家庭・ 地域が一体となって子どもの「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取 組を推進します。



おだわらっ子の約束の実践



- ・道徳教育の充実【各校】
- ・「おだわらっ子の約束」の推進【各園・各校・教育総務課・教育指導課】

### 基本施策2- 人権教育の充実

人権教育の充実を図ります。

「小田原市人権施策推進指針」を踏まえ、子どもたちの「自らを律しつつ、他者 とともに協調し、他者を思いやる心」や「命や人権を尊重する心」の育成をめざし、 人権教育の推進を図ります。

様々な人権課題について、発達に応じて学習を進め、すべての人が尊重され、差別のない社会の実現に向けた実践的な態度を育成します。

また、児童生徒が自他の生命を尊重し、世界の国や人々と共生していこうとする 態度を育むために、各教科や領域と関連した平和教育を推進します。

#### 啓発活動を推進します。

教職員に対して、「人権教育研修講座」や「人権教育校内研修会」を開催し、教 職員一人一人の人権意識を高めます。また、希望する学校においては、児童生徒や 保護者を対象に「人権移動教室\*」を開催するなど、人権尊重の精神を育む取組を 推進します。



- ・人権教育の充実【各校】・人権教育研修会の開催【教育指導課】
- ・人権移動教室の開催【教育指導課】
- ・学校訪問講話会~戦時下の小田原を知ろう~の開催【各校・総務課】

### 基本施策2 - 情操教育の充実

質の高い芸術や豊かな自然にふれる体験を充実させます。

「おだわらっ子ドリームシアター\*」や芸術家の小中学校訪問、集団宿泊体験な どを通して、豊かな情操や創造性を育む取組を推進します。

行事や部活動を支援します。

市内小・中学校音楽会や美術展等の、児童生徒の豊かな感性を育てる行事や部活 動を支援します。



芸術文化普及啓発事業



集団宿泊体験

- ・おだわらっ子ドリームシアター【教育指導課】
- ・小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催【各校・教育指導課】
- ・芸術文化普及啓発事業 ( アウトリーチ事業 )【文化政策課 】
- ・自然観察会の開催【教育指導課】・宿泊体験学習の実施【各小学校】

### 基本施策2- 読書活動の充実

読書活動を推進します。

「小田原市子ども読書活動推進計画」 に基づいて、学校・家庭・図書館等が連 携し、児童生徒の発達段階に応じた読書 活動を推進します。

学校司書や図書ボランティアと連携した読み聞かせやブックトーク、図書の紹介等により、児童生徒の読書に対する意欲と関心を高めるとともに、朝読書の取組や家庭での読書の推進により、読書習慣の定着を図ります。



図書ボランティアによる読み聞かせ

学校司書配置を推進します。

各学校に学校司書を配置し、児童生徒・教職員に対する読書相談や、図書の紹介の作成、学習と関連させた図書の配置、蔵書のデータベース化等、学校図書館環境の充実に努めます。

学校図書室の環境整備に努めます。

小田原ならではの教育環境づくりの一環として、地場産材による内装の木質化や 空調設備、ICT環境の整備など利用し易く居心地の良い空間づくりを推進します。



学校図書館の図書紹介コーナー



- ・学校司書の配置【教育指導課】
- ・学校図書室の環境整備【教育総務課】
- ・図書館子どもクラブ、一日図書館員、図書館たんけん隊の拡充【図書館】
- ・「ティーンズ通信\*」「読書週間おすすめの本」の配布【各校・図書館】

### 基本施策 2 - 児童生徒指導の充実

生徒指導体制の充実を図ります。

生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施など教職員の指導力の向上を図るとともに、必要としている中学校へ生徒指導員を派遣し、子どもの心に十分に寄り添い、思いを受け止め、抱えているストレスを和らげ、よりよい学校生活について生徒が前向きに考えられるような機会を増やすなど、生徒指導体制の充実を図ります。

また、学校と警察、青少年相談センターとが連携し、児童生徒の健全育成を図ります。

### 教育相談の充実を図ります。

相談窓口として、教育相談員と心理相談員を配置します。保護者を含む市民からのいじめや不登校など様々な相談に対応します。電話相談だけでなく来所相談や家庭訪問しての相談活動を行ったり、相談の内容によっては学校や児童相談所、警察、病院など様々な関係機関と連携したりして、相談体制の充実を図ります。

いじめ・暴力行為・不登校の未然防止に努めます。

児童生徒の様々な問題行動の未然防止に向けては、それぞれの学級・学校において、児童生徒一人一人に居場所があり安心して生活できるような環境が整えられていることが何より大切です。

そのために、児童生徒との定期的な面談を実施することに加え、学級集団の状態や児童生徒の意識を多面的にとらえることができる心理検査を実施し、客観的なデータに基づく状況判断を参考にしながら、児童生徒一人一人にあった適切な対応ができるよう努めます。

また、第三者的な相談員として、中学校にスクールカウンセラー、小学校にハートカウンセラー相談員を派遣し、児童や保護者の悩みの相談、地域と学校の連携の支援、その他の学校教育活動の支援を行うことで、児童生徒や保護者の心の安定を図ります。



いじめ防止ポスター

## TO DE

- 生徒指導員の派遣【教育指導課】
- ・学校警察連携制度の運用【各校・教育指導課】
- 教育相談員の配置【教育指導課】・登校支援強化事業【教育指導課】
- ・スクールカウンセラーの派遣【教育指導課】
- ・ハートカウンセラー相談員の派遣【教育指導課】

### 基本目標3 健やかな体の育成

教育活動全体を通して体育・スポーツを推進し、生涯を通して運動やスポーツに 取り組む資質や能力を育みます。

自らの健康に対する意識を高め、心身ともに健康な生活を送るために必要な知識 と、基本的な生活習慣を培う取組を推進します。

### 現状と課題

子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの外遊びの機会や運動・スポーツをする時間が減少したことから、子どもの体力・運動能力が低下する傾向にあることが全国的な課題となっており、本市においても同様な状況となっています。

生涯にわたって、運動やスポーツに主体的に取り組む資質や能力の育成をめざし、 体育学習や体育的行事、部活動等の充実を図ることが求められています。

本市では「新体力テスト」の実施により、児童生徒の体力に関する実態を把握し、 体育・スポーツ活動等の指導や教育行政上の基礎資料としています。

小学校体育大会等の行事や中学校の運動部活動の活性化支援等により、児童生徒の 体力の向上に努めています。

感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなどの児童生徒の現代的健康問題は多様化、深刻化する傾向にあり、これらに適切に対応する必要があります。

薬物乱用、飲酒や喫煙、性に関する問題行動、生活習慣病など、児童生徒の心身に 関する問題が数多く指摘されています。児童生徒に生涯を通して自らの健康を管理 し改善していく力を身に付けさせる必要があります。

日常の健康観察、学校における感染症の予防、定期健康診断や学校環境衛生検査の 実施等を通して、児童生徒の健康の保持増進に努めています。

偏った栄養摂取、朝食の欠食等の食生活の乱れにより、肥満、そう身傾向にある児童生徒の増加や生活習慣病発症の低年齢化などの問題が指摘されています。望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、児童生徒への食に関する指導の充実が喫緊の課題となっています。

学校給食は、学校における食育推進の生きた教材です。また、仲間と和やかに食事をすることは、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上でも大切な役割を果たしています。

安全で安心な学校給食を実施するためには、学校給食衛生管理基準に基づき、調理 従事者への衛生管理指導の徹底、学校給食施設の整備と適正な管理が求められてい ます。

### 基本施策3- 学校体育・部活動の充実

学校体育の充実に努めます。

児童生徒がその発達の段階に応じて体力を身につけ、生涯を通じて運動やスポーツを実践できる資質や能力を育むことができるよう、体育授業の工夫改善や、外遊びの機会の充実に取り組みます。

また、文部科学省の実施要項に基づいた「新体力テスト」を実施し、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、体育・スポーツ活動等の指導や教育行政上の基礎 資料として広く活用して、学校体育の充実に努めます。

学校行事・部活動を支援します。

市内小学校6年生すべての児童の参加による小学校体育大会を城山競技場において開催しています。陸上種目や表現運動を通して、児童間の交流を図るとともに、大会参加に向けての練習に取り組むことにより、児童の体力を増強し、基本的な運動能力を高め、たくましい心身の育成をめざします。

また、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動においては、専門性を生かした指導を要するため、教職員の指導をサポートする部活動地域指導者\*を派遣し、部活動の充実を図ります。



中学校部活動

### 体育施設・用具の充実に努めます。

児童生徒が体育の学習やスポーツ活動に安全に取り組むことができるよう、跳び 箱やマット、柔道用の畳等の体育施設・用具の充実に努めます。



- ・新体力テストの実施【各校・教育指導課】
- ・部活動地域指導者の派遣【教育指導課】
- ・小学校体育大会の開催【各校・教育指導課】
- ・体育施設・用具の充実【教育総務課・教育指導課】

### 基本施策3- 学校保健の充実

学校保健の充実を図ります。

日常の健康観察、定期健康診断を実施するとともに、早期発見・早期治療が特に必要とされる腎疾患・心疾患・脊柱側わん症については、精密検査と専門医による

判定会を開催し、健康管理体制の充実に努めます。

「感染症対策マニュアル」を基に、学校における新型インフルエンザ等の蔓延を 防ぐことができるよう、教職員や児童生徒、保護者に対して、予防対策を推進する とともに、発生時の危機管理体制を徹底します。

食生活の乱れや運動不足等などから、子どもが生活習慣病にならないよう、学校、 家庭、医療機関が連携し、生活習慣の改善や食生活の見直し及び体力の向上に努め ます。

事故防止のための安全教育を充実するとともに、万が一の事故に際して災害賠償 補償制度を活用するなど、安全管理体制の充実を図ります。

### 保健教育を推進します。

性情報の氾濫などにより、性に対する関心や性衝動の発現が早期化の傾向にあるため、学校医や養護教諭等による性教育検討委員会において、学校現場、医療現場の実際を踏まえた指導のあり方等について協議します。また、生徒、保護者を対象に講演会を開催し、性に対する正しい知識と感染症に対する知識の普及を図るとともに、命の大切さを思う心を育みます。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進し、正しい知識や飲酒や喫煙などの怖さを 伝え、健全な身体づくりを推進します。

う歯(むし歯)・歯肉炎等、歯科疾患対策の一環として、歯磨き指導に取り組む とともに、口腔衛生の向上など歯科保健の進展を図る目的で、よい歯の学校・図画 ポスター・標語コンクールを開催します。

## 是在取組

- ・幼・小・中学校定期健康診断事業【各園・各校・保健給食課】
- ・腎疾患・心疾患・脊柱側わん症の精密検査の実施と判定会の開催【保健給 食課】
- ・性教育講演会の開催【保健給食課】
- ・歯科保健事業の推進【各校・保健給食課】

### 基本施策3- 食育の推進、学校給食の充実

食に関する指導の充実を図ります。

各校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭\*や学校栄養職員\*の専門性を生かした、食に関する授業の充実を図ります。

子どもたちが、学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験、給食残菜の堆肥化等の取組を通して、生命、自然環境、食物に対する理解を深めるとともに、日々の食に対する感謝の心を育みます。

食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校においての 実施を検討します。また、学校の長期休業期間などを利用し、中学生を対象に弁当 作り教室を開催します。

親子料理教室、学校給食展や食育講演会などを開催し、成長期の子どもに望まし

い食習慣を身に付けさせることの大切さを、子どもたちの家庭に対して啓発します。 学校給食の充実を図ります。

地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を増やし、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食をめざします。また、郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりを推進します。

一部直営で実施している学校給食調理業務については、今後も委託化を進め、給 食内容の充実及び運営経費の削減を図ります。

学校給食に係る事務の透明性の向上や、学校の事務負担の軽減等を考慮し、給食費の公会計化の検討を進めます。

安全・安心な学校給食を提供します。

学校給食の一層の安全・安心を確保するため、県の制度を活用し、学校給食用食材や提供後の学校給食について、放射性物質検査を実施します。

衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を行います。

給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給 食関係者を対象とした研修を充実します。



地域の方の協力による稲刈り体験



地場産物を活用した学校給食 (小田原献立)ご飯・鯵の干物・ おだわらっ子おでん・牛乳・みかん



- ・弁当の日の実施【各中学校・保健給食課・教育指導課】
- ・弁当作り教室の開催【保健給食課】
- ・食育啓発事業の推進【保健給食課】・地場産品の利用促進【保健給食課】
- ・学校給食調理業務の委託化の推進【保健給食課】
- ・学校給食用食材等の放射性物質検査の実施【保健給食課】
- 給食費公会計化の検討【保健給食課】

### 基本目標4 幼児教育(就学前教育)の推進

幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、市立幼稚園・保育所(園) 及び私立幼稚園・民間保育所(園)における幼児教育のさらなる充実と、小学校、 家庭・地域との相互連携を推進します。

### 現状と課題

人間関係の希薄化や家庭・地域の教育力の低下、親の子育てに対する考え方・幼児教育に対するニーズの多様化など、幼児を取り巻く環境が大きく変化しています。 このような状況の中で、幼稚園や保育所では、子どもの発達に応じた教育、保育内容の充実と家庭環境への支援、地域とのつながりや小学校との連携を大切にすることが求められています。

本市の幼稚園は、市立 6 園、私立 10 園、また、保育所は、市立 8 園、私立 23 園となっています。幼稚園や保育所を希望する子どものうち、4 歳・5 歳児の入園率は、おおむね 100%となっています。また、雇用形態の変化などにより、近年、0 歳  $\sim 2$  歳児の保育を希望する保護者は増加傾向にあります。

国においては、「税と社会保障の一体改革」の一つの柱として、「子ども・子育て関連3法」を制定し、すべての子どもたちに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととされました。今後、新たな制度のもと、地域の実情を勘案し、国の動向を注視しながら、本市における幼児教育の充実を図る必要があります。

「認定こども園\*法」が一部改正され、「幼保連携型認定こども園」については単一の施設として、認可・指導監督が一本化されるとともに、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けられました。また、幼稚園の主管行政庁が変更となり、幼稚園、保育所とも本市の管轄となり、幼保の交流・連携が図りやすい環境となっています。

本市においては、酒匂幼稚園で預かり保育を実施したり、地域へ園庭を開放したり、子育て家庭への支援に取り組んでいます。

平成23年度から、市立幼稚園にスクールボランティアコーディネーター\*を配置し、家庭や地域との連携を強めています。これにより、幼児は様々な人々とふれあい、様々な遊びや体験を通して、豊かな人間性を育んでいます。

#### 基本施策4- 幼児教育の充実

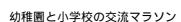
教育内容の充実に努めます。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼児の興味の広

がりや気付きなどの学びの基礎となる力、生活習慣や規範意識、基礎的な体力が培われるよう支援するとともに、幼児一人一人の成長や発達に応じた教育内容の充実を図ります。

幼児教育と学校教育との円滑な接続を推進します。

「遊び」を通して「学び」を体験する 幼児教育から、次の段階である小学校教 育へスムーズに適応できるよう、幼稚 園・保育所と小学校の交流の機会を設け、 共通理解や情報の共有化を進めるなど、 幼保・小の一層の連携を進めます。





市立幼稚園と私立幼稚園の連携を推進します。

本市の幼児教育の質の向上に向け、市立と私立合同での研修会により教育内容の共通理解や保育技術の向上を図るとともに、市立幼稚園で取り組んでいる、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果が、市内のすべての幼稚園に還元できるように取り組んでいきます。



- · 教職員研修【教育指導課】
- ・市幼稚園教育研究会の開催【各園】
- · 幼保小連携推進事業【教育指導課】
- ・幼保小の接続パンフレットの改訂【教育指導課】

### 基本施策4- 子育て支援の充実

子育て支援の充実を図ります。

幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、子どものよりよい発達を促すため、地域や子育て家庭といった、子育てに関わる人々と連携しながら、地域の未就園児を含む保護者の教育力向上を支援します。地域へ向けて、園庭等の園の施設を開放し、子育てに関する相談を受けたり、保護者同士のコミュニケーションを図ったりできるよう取り組んでいきます。

市立幼稚園における3歳児保育の導入 の検討や、預かり保育の充実に取り組む ことで、子育て家庭を支援していきます。



未就園児との交流事業

地域との交流を推進します。

地域の子どもと保護者を対象にした園庭開放や、福祉施設等の地域の施設や団体との交流、スクールボランティア活動の活性化などを通して、幼児の健やかな育成と園活動の充実に努めます。



地域の方との交流活動



園児の田植え体験

## TE TOTAL

- ・預かり保育の拡充【教育指導課】
- ・子育て広場支援事業【各園・教育指導課】
- ・市立幼稚園での3歳児保育の導入【教育指導課】
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進【各校・教育総務課・教育指導課】

### 基本施策4- 幼保一体化の検討

幼保連携型認定こども園の設置について検討します。

本市の保育ニーズや地域バランス等を勘案し、国の動向を注視しながら、幼保一体化についての検討を進めます。

幼稚園と保育所の連携を推進します。

保育の実践内容の交流や情報交換などを行う合同研修会や保育公開の開催、合同 (交流)保育等の取組を通して、幼稚園や保育所の連携を推進します。



- ・認定こども園の設置の検討【教育指導課・保育課】
- · 幼保小連携推進事業【教育指導課】

### 基本目標5 これからの社会に対応した教育の推進

著しく変化する社会や環境の中において、これからの社会を生き抜くために必要となる知恵や知識、ものごとを多面的に考えることのできる力、よりよく問題を解決するために行動できる力などを児童生徒に育成する必要があり、そのために、学校・家庭・地域が連携し、発達の段階に応じた教育を推進します。

### 現状と課題

産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職・就業をめぐる環境は大きく変化しており、若者の離職率の高さも近年目立っています。その変化の中で、職業意識・職業観の未熟さ、コミュニケーション能力や対人関係能力などの社会人としての基本的な資質・能力の低下も懸念されています。また、将来の自分の夢を描けず、学ぶ意欲が低下した子どもの増加も指摘されています。こうした状況のもとで、児童生徒が社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる、キャリア教育\*の充実が求められています。

国際化が進展する社会においては、国際関係や多様な文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性が求められます。そのために、多様な文化やその文化を持つ人々を受け入れ共生しようとする資質や態度、自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立、自らの考えや意見を発信し具体的に行動することのできる態度や能力が児童生徒に身に付くよう取り組んでいく必要があります。

社会の急速な情報化に伴い、学校教育においても「教育の情報化」が求められています。教科指導におけるICTの活用や、児童生徒が情報を適切に選択し活用していくための情報活用能力の育成、情報モラルに関する教育の充実に向けた取組の推進が必要です。

持続可能な循環型社会を実現するためには、次代を担う児童生徒が環境についての理解を深め、環境を大切にする心を育むことが重要です。そのためには、2 つの観点が必要となります。それは、1 点目に、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと。2 点目に、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育むことが必要です。

防災教育においては、児童生徒が「自分の命は自分で守る」意識を身に付けること、 また中学生においては、地域防災を担う一員であることの自覚と責任、そして行動 力が身に付くよう取り組んでいくことが求められています。

平成23年3月11日の東日本大震災を受け、教育委員会では「学校における大規模地震への対応\*」を見直しました。それを踏まえ各学校においては、日頃の防災教育及び津波対策を含めた避難訓練のあり方等、各校の防災計画の見直しを行い、防災

教育の推進に努めています。

平成 18 年度に発行した「防災教育パンフレット」を平成 24 年 9 月に改訂し、内容の充実を図りました。

### 基本施策5-キャリア教育の推進

キャリア教育を推進します。

未来を拓く子どもたちが、現在や将来 の生き方を考え行動する態度や能力と、 望ましい職業観や勤労観をそなえた社会 人、職業人として自立できる資質や能力 を育成するために、発達の段階に応じた キャリア教育を推進します。学校の教育 活動全体を通じ、職業についての指導の 充実を図るとともに、将来の夢や目標の 実現に向かって学習や生活に臨めるよ う、計画的・組織的に取り組んでいきま す。



地域企業での職業体験

地域人材・企業との連携を推進します。

多くの児童生徒たちが職場で実務を体験することができるように、地域産業界と 連携・協力し各校の職業体験を支援します。



- ・小中学校が連携したキャリア教育の推進【各校】
- ・地域企業、産業との連携の推進【教育指導課】
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進【各校・教育総務課・教育指導課】

### 基本施策5- 環境教育の推進

環境教育の充実を図ります。

「小田原市環境基本計画」を踏まえ、地域の実態や子どもの発達の段階に応じて、 各教科や領域など、学校の教育活動全体を通して、本市の特性を十分に活用し、環 境問題への理解を深める学習を推進します。

児童生徒が生涯を通して、単に知識を習得するだけでなく、省資源・省エネルギーなど、環境を守るための具体的な行動に取り組むことができるよう、関係諸団体

や行政機関等が連携した学習機会の提供を促進します。

環境保全活動を推進します。

学校現場での生ごみ堆肥化を推進し、花壇や学校農園で活用するとともに、夏の 暑さ対策としてのグリーンカーテンづくり等により、身近な環境改善に努めます。

菜の花栽培から菜種油を作ることや、それらの廃食用油を軽油の代替燃料にすること、間伐体験やその材の利用などを通して、資源の循環や森・里・海の連関について考えます。

また、地域清掃、エコキャップ回収等のリサイクル活動など、実践的な環境保全活動に取り組み、児童生徒に、環境を守っていこうとする意欲や実践的な態度を育てます。



森林間伐体験



グリーンカーテン

エコキャップ回収



- ・地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進【各校・関係機関】
- ・「おだわらっこ エコアワード」【環境部】
- ・省エネパンフレット配布&出前講座開催事業【環境部】
- ・未来へつながる学校づくり推進事業【各校・教育指導課】

### 基本施策5- 多文化理解教育と伝統文化に関する教育の推進

多文化理解教育と外国語教育の充実に努めます。

自分とは異なる文化や言語に触れるこ とで、日本や小田原の文化や日本語の豊 かさに気付き、世界の多様な文化を理解 し、国際社会の一員としてのグローバル な視野とコミュニケーション能力を育成 するために、外国語指導助手\*(ALT) を配置し、ALTと連携した多文化理解 教育や外国語教育の内容の充実を図りま す。



ALTによる授業

地域人材、諸機関との連携を推進します。

児童生徒が、日本の伝統文化への理解を深めたり、外国の文化や言語に親しんだ りする学習を効果的に進められるよう、和服の着付けや和楽器の演奏、茶道や華道 など日本の伝統文化に関わる方や、外国籍・外国語に堪能な方などの地域人材や外 部人材、諸機関との積極的な連携を推進します。

### 教材・教具の整備に努めます。

伝統文化の学習に必要な教材や教具の整備を推進します。また、小中学校が連携 して取り組める効果的な外国語学習に関する教材の開発に取り組みます。



- ・A L T の配置 【教育指導課 】 ・外国語教材の作成 【教育指導課 】
- ・地域人材・諸機関との連携の推進【教育指導課】

### 基本施策 5 - 情報教育の推進

#### 情報教育を推進します。

児童生徒がICT機器や情報通信ネッ トワークなどの情報手段に慣れ親しみ、 基本的な操作を身に付け、適切に活用で きるようにするための学習活動を充実さ せるとともに、ICT機器を効果的に活 用したわかりやすい授業の展開をめざし ます。その為の環境整備に努めます。



電子黒板を使用した授業

情報モラル教育を推進します。

児童生徒が発達の段階に応じて、情報モラルの必要性を理解し、情報に対する責任について考え、望ましい情報社会をつくろうとする実践的な態度を育成する取組を、学校と家庭とが連携して推進します。



- ・教育ネットワーク\*システムの整備と運用促進【教育総務課・教育指導課】 (校内LAN\*等の整備と運用促進、校務支援システムの導入、児童生徒 用コンピュータ環境の整備と運用促進)
- ・情報教育研修会の開催【教育指導課】
- ・家庭への啓発活動【各校・教育指導課】
- ・携帯電話・インターネットに関する安心・安全教室【各校・諸機関】

### 基本施策5- 防災教育の推進

発達の段階に応じた防災教育を推進します。

幼保・小・中連携による発達の段階に応じた防災教育を推進します。中学校では、 自分の命は自分で守ることに加えて、中学生が地域の一員として、救助や復興の担 い手になるよう、地域と連携しながら様々な取組を行っていきます。

本市作成の、発達の段階に応じた防災教育用パンフレット「地震だ!そのときどうする?」や、国や県などが作成したDVD・資料を活用し、災害発生時の行動や心構えなど実践的な指導を行います。

避難訓練の工夫・改善に努めます。

地震、火災、津波、風水害など、様々な事態にどう行動したらよいか、学校施設を活用した宿泊を伴う避難所体験等の実践的な訓練を計画的・継続的に実施することで、災害時の判断力や行動力を養っていきます。また、地域や中学校区内の園や小中学校、高等学校が連携した避難訓練を実施していきます。



保育園と中学校の合同防災訓練



- ・防災教育、避難訓練の内容の改善・充実【各校・防災対策課・地域政策課】
- ・防災教育パンフレットの活用【教育指導課】

### 基本目標6 様々な教育的ニーズに対応した教育の推進

子ども一人一人の適性に応じて適切な指導や必要な支援を行うことにより、それ ぞれの持てる力を高める教育を推進します。

様々な教育的ニーズに対応できる支援体制を整えるとともに、教育相談機能の充実を図ります。

子ども一人一人の健やかな発達を支える家庭の教育力向上を支援します。

### 現状と課題

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことは、同じ社会に生きる人間として互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶためにも重要です。

障がいのあるなしにかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたちは、学校生活の中でその課題を克服するための支援を必要としています。中には、発達障がい等により、学習や生活について特別な支援を必要とする子どももおり、その教育的ニーズは多様で、対応が大きな課題となっています。このような子どもたちの多様なニーズに対応するためには、子ども一人一人の行動上の問題だけでなく、教科学習や対人関係の形成の状況、学校生活の適応状況など様々な観点から個々の実態をとらえ、指導方法や指導体制の工夫を検討する必要があります。

相談者は不安を抱え、勇気を持って相談してきます。そうしたことを十分に意識し、 様々な課題を抱えた子どもや保護者が、安心して相談できる体制を整えていく必要 があります。

本市では、平成 15 年度より、酒匂小学校に専門的な相談・指導のキー・ステーションとして特別支援教育相談室「あおぞら」を設置しています。「あおぞら」では、市立幼稚園、小中学校に在籍する様々な支援を必要とする子どもや、その教育に関わる保護者、教職員の相談に教育相談員と心理相談員が対応し、発達検査や必要な支援を行っています。また、教育指導課においても、平成 24 年度から新たに心理相談員を配置し、相談体制の強化を図っています。

様々な支援を必要とする子どもたちの増加、要因の複雑化などから、学校がこれらの子どもたちへの対応に専門的な助言を必要とするケースも増えています。そこで、本市では、関係機関との連携による「小田原市支援教育相談支援チーム」を派遣し、校内支援体制への支援や特別な支援を必要とする子どもへの対応について、実践的な支援を行っています。

ことばに関する課題が、様々なかたちで子どもの学習や生活に影響することがあります。発音が苦手であったり、話しことばのリズムにつまずきがあったりする児童に対して、そうした課題を改善するために、本市では新玉小学校と下府中小学校に言語障がい通級指導教室「ことばの教室\*」を設置しています。また、自分の気持ち

を上手に表現することができなかったり、友だちとの関わりがうまくできなかったりする児童に対して、コミュニケーション能力を高め、社会性を育てるために、酒匂小学校と足柄小学校に情緒障がい児通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド\*」を設置しています。

不登校児童生徒については、個別の相談や支援を通し、集団の中で適応できるようにすることが必要であり、そのためには一人一人の実態を把握し、個々に応じた支援のあり方や適切に対応するための体制づくりを充実させていかなければなりません。また、兆候が見られた際の早期発見・早期対応の取組も重要です。

本市では、校内支援室指導員の配置や不登校生徒訪問相談員の派遣等により、不登校児童生徒及びその家庭に対する支援を行っています。

### 基本施策6- 支援教育の充実

支援体制の充実に努めます。

様々な課題を抱えた子ども一人一人に対して、それぞれの教育的ニーズに応じた 支援を行います。そのために、教職員等の指導力向上を図るとともに、必要な人的 配置を行い、幼稚園及び学校全体で組織的な支援が出来るように園内・校内支援体 制の充実を図ります。

市立幼稚園・小中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍する、様々な支援を必要とする子どもたちに対して適切な支援を行うため、教職員の補助を行う個別支援員を配置します。今後一層高まる個別のニーズに対応するために、個別支援員の質的量的な充実を図ります。

様々な課題を抱えた児童生徒に対して直接支援するとともに、支援の仕方等について教職員にアドバイスを行う個別指導員\*を派遣し、学校の支援体制の充実を図ります。

支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図ります。

教員が子どもたちの抱える課題に対して理解を深め、適切な指導や必要な支援が行えるよう、支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研究・研修の充実に取り組みます。

すべての子どもにとってわかりやすい授業づくりをめざす「授業のユニバーサル デザイン化\*」の推進に努めます。

通級指導教室の充実を図ります。

言語障がい児通級指導教室「ことばの教室」、情緒障がい児通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド」の充実を図り、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応し、個々の持つ力を高める取組を推進します。

また、日本語の習得が不十分な外国につながる児童生徒\*や、学習障がい等により学習に対する困難さを持つ児童生徒に対しての支援や指導を行う通級指導教室の設置についても検討していきます。

適正な就学相談・指導の充実に努めます。

心理判定員や学識経験者などを中心とした就学指導委員会\*を開催し、新就学児 及び通常級や特別支援学級等に在籍している様々な課題を抱えた児童生徒の教育 の充実を図り、適正な就学指導を行うよう努めます。



コミュニケーションの教室フレンド



- ・個別支援員の配置【教育指導課】
- ・個別指導員の派遣【教育指導課】
- ・学習の困難さに対応した支援に関する研究【教育指導課】
- ・ニーズに応じた通級指導教室の設置【教育指導課】
- ・適正な就学相談・指導の実施【各校・教育指導課】

### 基本施策 6 - 登校支援の推進

登校支援体制の充実を図ります。

不登校状態にある児童生徒の在籍校への復帰をめざした教育相談指導学級を設置するとともに、「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」という生徒に対して、校内支援室を市内全中学校に設置します。

家から出ることができない児童生徒を対象に、学校と連携し、主として家庭訪問等による本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員の派遣人数と派遣校数の拡大をめざします。

小中学校間、諸機関との連携を推進します。

児童生徒指導、教育相談に関する担当者連絡会や、中学校区内の連携推進会議等 を開催し、児童生徒指導上の連携を強化します。

また、不登校状態にある児童生徒の将来における社会的自立に向け、市内の高等学校や民間団体等との連携を推進していきます。



- ・校内支援室の設置【各中学校】 ・校内支援室指導員の配置【教育指導課】
- ・不登校生徒訪問相談員の派遣【教育指導課】
- · 登校支援強化事業【教育指導課】

### 基本施策 6 - 教育相談体制の充実

教育相談センターの設立により、相談機能の充実を図ります。

学校や家庭、社会生活において、様々な課題や悩みを持つ子どもや保護者、学校の相談を、より総合的・効率的に行えるように、県の関連機関との連携を一層図るとともに、特別支援教育相談室、教育相談指導学級、いじめや不登校に対する教育相談等を整理統合した教育相談センターの設立をめざします。

諸機関と連携した相談体制の充実を図ります。

幼児教育から学校教育までの長いスパンで、子どもたちや保護者の相談に関われるよう相談体制を拡充し、早期発達支援の充実を図ります。

市立幼稚園や、小中学校の特別支援学級及び通常の学級に、巡回相談員や医師などによる支援教育相談支援チーム\*を派遣し、心理・発達面を含めた専門的な助言を行い、相談体制の充実を図ります。

就学前の子どもの発達に関わる相談については、市役所の他の部局や関係機関との連携を一層強化していきます。

学校だけでは対応が難しい児童生徒や家庭への支援のため、足柄下地区のスクールソーシャルワーカー\*等の諸機関や市役所の他の部局との連携を推進します。また、 円滑な連携を進めるために、スクールソーシャルワーク・サポーターを配置します。



- ・教育相談センターの設立【教育指導課】
- ·早期発達支援事業【保育課·教育指導課】
- ・支援教育相談支援チームの派遣【教育指導課】
- ・スクールソーシャルワーク・サポーターの配置【教育指導課】

### 基本施策6- 家庭への支援

家庭の教育力向上に向けた支援を行います。

学校・家庭・地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力向上に努めます。家庭では、家族とのふれあいを通して、保護者が基本的なしつけを行い、基本的な生活習慣を身に付けさせること、発達の段階に応じた体験により、子どもの自己肯定感\*や豊かな情操、知的好奇心を育むことなどを重要な役割ととらえ、啓発に努めます。そのために、PTA等の団体が企画・運営する保護者自身の学びを支援する学習会に、講師の派遣や情報提供を行います。

また、園・学校やPTA等の関係団体、市役所の他の部局と連携して、効果的な 取組の検討を進めます。 子育て家庭の負担の軽減を図ります。

保護者の就労・経済的状況や生活環境に左右されず、子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、市役所の他の部局との連携を図りながら、子育て家庭への経済的支援に引き続き取り組みます。



- ・家庭教育学級の開催【生涯学習課】
- · 就学支援事業【教育指導課】
- ・高等学校等奨学金事業【教育指導課】

## 学校生活の様子



小学校の授業風景



中学校の授業風景



6年生を送る会での合奏

### 基本目標7 未来へつながる学校づくりの推進

様々な体験や人との関わりの中で一人一人の子どもが健やかに成長していくために、学校、家庭、地域の願いと特色を生かした、地域で取り組む学校づくり(未来へつながる学校づくり)を推進します。

幼保と小学校、小学校と中学校間の円滑な接続を図り、幼児期から中学校卒業までの学びの連続性を意識した教育活動を推進します。

### 現状と課題

家庭や地域の教育力の低下が指摘されていますが、子どものよりよい成長のためには、学校、家庭、地域が、それぞれの役割と責任を果たすとともに、連携を強化し、 学校、家庭、地域が一体となって教育活動に取り組んでいく必要があります。

本市では、中学校区を単位として、学校支援地域本部事業を展開しています。現在、すべての学校・園に、学校・園と地域の方を結ぶスクールボランティアコーディネーターを配置するとともに、2名のスクールボランティアチーフコーディネーター\*が各学校・園を訪問し、効果的な取組について、アドバイスをしたり情報交換を行ったりするなどして、スクールボランティア\*活動の活性化に努めています。

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもが安全に安心して生活したり遊んだりできる環境の整備が求められています。本市では、市内小学校区に放課後児童クラブ\*の設置を進めてきましたが、保護者が就労等により家庭にいない世帯が増加する中で、対象学年の引き上げが課題となっています。そのような中、教育委員会では片浦小学校の小規模特認校制度\*の導入にあたり、在籍するすべての児童を対象とする「放課後子ども教室\*」を開設しました。今後は、この取組を検証しつつ、放課後児童クラブの今後のあり方等を踏まえ、他地域での展開について検討していく必要があります。

少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化等により、幼児期における生活体験や人と関わる経験の不足が指摘される中、幼稚園・保育所と小学校の接続の段階において、学校生活に適応できない児童が見られたり、小学校入学後の学級がうまく機能しない状況が見られたりするようになりました。また、思春期を迎える小学校高学年から中学校にかけては、心身の成長や変化が最も大きい時期であるとともに、精神的に不安定な時期でもあるため、中学校入学にあたっての不安を感じる生徒も少なくなく、そうした不安感は中学校での様々な問題行動の一因となっています。こうしたことから、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校間の接続を適切なものとし、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、接続・連携のあり方の改善が求められています。

グローバル化が進む社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくために、自分が住む国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を育むことが求められています。また、郷土の豊かな自然や風土が育んだ歴史や文化を守り、次代に伝え、より豊かなものに発展させていこうとする態度を育

てていくことも重要です。

小田原には、自然環境や歴史文化などの素晴らしい教育環境と、二宮尊徳や北原白 秋などの学ぶべき多くの先達に恵まれています。学校では様々な教科や領域におい て、それらの小田原の良さを生かした教育に取り組んでいます。

### 基本施策7- 地域一体教育の推進

開かれた学校づくりを推進します。

保護者や地域の方の多様な意見を幅広く求め、協力を得るとともに、学校運営の 状況を周知するために設置された学校評議員制度\*の充実により、学校運営の活性 化と中学校区内での一層の連携を図ります。また、保護者や地域の方による学校評価\*を定期的に実施することにより、学校運営の組織的・継続的な改善を図るとと もに、評価結果や改善策を伝えることで説明責任を果たします。

学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に広く知らせ、理解と協力を得るために、授業参観週間\*(学校へ行こう週間)や、学習の成果を発表する場を設定して学校での活動を公開したり、各校のホームページを学校裁量で更新できるようにして一層の充実を図ったりするなど、学校からの積極的な情報発信に努めます。

地域の教育力向上を推進します。

学校、家庭、地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力向上に努めます。

地域では、地域住民全体で子どもを見 守りながら、子どもたちが安全に安心し て過ごせる居場所となる地域づくりを 進めること、異年齢間の交流や様々な体 験を通して、創造性や自主性、社会性を 養うことを重要な役割ととらえ、推進し ていきます。そのために、地域ぐるみの 教育推進委員会\*の開催や、スクールコ ミュニティ事業\*や放課後子ども教室の 拡充の検討を進めていきます。



放課後子ども教室(片浦小学校)



- ・学校評議員制度の運用【各校】 ・スクールコミュニティ事業【青少年課】
- ・放課後子ども教室の拡充の検討【教育総務課】 ・情報公開の推進【各校】
- ・学校支援地域本部事業【教育指導課】 ・学校評価の実施【各校】
- ・未来へつながる学校づくり推進事業【各校・教育指導課】
- ・「幼保・小・中連携、地域連携デー(仮称)」の設定【各校・教育指導課・ 教育総務課】

#### 基本施策7- 幼保・小・中一体教育の推進

幼保・小・中連携を推進します。

幼稚園・保育所と小学校の連携を推進するためのパンフレットの内容の充実と活用の促進を図り、小学校就学前のアプローチカリキュラム\*や小学校のスタートカリキュラム\*を、各園・学校において工夫して取り組んでいきます。

中学校区でめざす子どもの姿を共有 し、学習指導や生活指導についての共通 理解を図ります。そのために、授業公開 や合同での研究会を実施します。



幼稚園と中学校の交流

よりよい接続のあり方についての研究を推進します。

小学校入学時の学級編制のあり方や、モジュール\*による時間割編成など、就学 前教育から小学校教育への円滑な接続についての研究を進めます。

小学校高学年における教科担任制の導入や、学習・生活の中学校区での共通ガイ ダンスの作成などについて検討していきます。



- ・幼保小の接続パンフレットの改訂【教育指導課】
- ・合同研修の開催【各校】・幼保小連携推進事業【教育指導課】

#### 基本施策7- 小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進

郷土学習の充実に努めます。

地域に関する学習内容を発達の段階に 応じて系統化した「おだわら・はあと\*」 を活用し、学校における郷土学習が継続 的・意図的に取り組めるよう推進します。

また、教育研究所発行の社会科副読本 や理科副読本の内容の充実を図るととも に、郷土の偉人や史跡、地場産業、伝統 芸能、文学・芸術などを紹介する「小田 原を調べよう」のサイトや、小田原に関 する写真や統計資料、授業展開例等をま とめたデータベースを教育研究所のホー ムページ上で公開し、各学校で活用でき るようにします。



郷土学習に関する副読本

#### 二宮尊徳学習の充実に努めます。

二宮尊徳翁の事績等を学習することにより、郷土に対する愛情を育てるとともに、自己の生き方の一助となるよう、二宮尊徳学習事業を推進します。

市内のすべての小学校において、小学校4年生を中心に二宮尊徳について学習し、その学習の成果を市役所ロビーや尊徳記念館に展示発表するなど、広く市民に知らせていきます。



二宮尊徳学習事業(藁ぞうり作り)

#### 体験学習の充実に努めます。

学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等を通して、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むとともに、地域の方々の協力や教育ファーム推進事業\*等の積極的な導入により、生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、地域のよさや自然の持つ力への気付きを育む取組を推進します。



地域の方の協力による玉ねぎ収穫体験



地域の方の協力による梅干づくり体験

#### 市民性\*を育む教育を推進します。

小田原に生きる市民として、社会の一員として生活するために必要な知識を習得するとともに、社会に主体的に参画しようとする態度や、郷土を愛する心を育成する教育を推進します。各教科や領域で横断的に取り組む学習のあり方や、地域の行事や清掃、防災、福祉、子育て支援等の活動への参画・協力のあり方について研究を進めます。



- ・副読本の作成【教育指導課】・自然観察会の開催【教育指導課】
- ・地域学習データベースの作成【教育指導課】 ・体験学習の充実【各校】
- ・教育ファーム推進事業【教育指導課】
- ・市民性を育む教育の教材作成【教育指導課】

# 基本目標8 教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立

教職員の研修体制の改善・充実や、学校運営の改善・充実等により、教職員の資質の向上を図るとともに、教職員が心身ともに健康で、子どもと十分に向き合える環境づくりを進めます。

### 現状と課題

急速に変化する社会の中で、確かな学力の向上、規範意識の醸成、キャリア教育の 推進などの教育内容や教育活動の充実が求められるとともに、多様化・複雑化する 児童生徒の問題や保護者への対応など、様々な課題を適切に解決することが学校に は求められています。組織的に課題解決を図るためには、学校組織を構成する教職 員全体の資質・能力を高める必要があり、教職員には、教職に対する使命感や責任 感を持つとともに、新たな学びを展開できる実践的指導力、専門的知識や地域と連 携・協働する力、さらには社会の急速な進展の中で、知識・技能を絶えず学び続け る姿勢等が求められています。

団塊の世代の大量退職により、新採用教職員の大量採用時代を迎えています。市内の小学校でも、全教職員の 46%が経験 10 年以下の教職員という、教職員構成のアンバランスさが見られます。

教職員の資質向上に向け、校内におけるOJT\*による人材育成、校内研究の活性化、 教職員の主体性を生かした研修の実施等に努める必要があります。

学校においては、校長・教頭・総括教諭のマネジメント能力はもちろんのこと、教職員一人一人に高い指導力と対応力が求められます。校長を中心に、教職員相互が切磋琢磨し、学校の組織的な課題解決能力を強化していく必要があります。

学校の自主性・自律性が高まる中で、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の 改善と発展をめざすことが重要です。また、学校が説明責任を果たし、家庭や地域 との連携協力を進めていく必要があります。

学校への社会的要求が増加する中、教職員の業務は多様化し、多くの教職員が子どもと向き合う時間が十分に取れていないと感じています。そこで、教職員本来の業務である一人一人の子どもと向き合い、個々を理解し適切な指導・支援をする時間の確保とともに、教職員の心身の健康の保持・増進が喫緊の課題となっています。

#### めざす教師像

- 1 愛情と情熱を持って子どもと真剣に向き合う教師
- 2 子どもが自ら考え、答えを出せるように導ける実践的指導力のある教師
- 3 豊かな教養をもち、専門的な知識と技能を兼ね備えた教師
- 4 いつも新たな知識と技術を習得するための向上心を持つ教師
- 5 子ども、保護者、地域の方々から信頼される豊かな人間性を持つ教師

#### 基本施策8- 教職員の指導力の向上

研修体制を見直し、OJTによる人材育成を推進します。

OJTの取組として、指導主事の派遣や出前講座等を実施し校内研修の充実を行ったり、研修相談員\*が学校を訪問して実施するパワーアップ研修を充実させたりすることで、職場を離れることなく教職員一人一人の資質を高めることのできる研修体制づくりを推進します。また、教育研究所による教育情報、教材の収集提供や、教職員からの相談への助言等により学校、教職員を支援していきます。

研修会の精選を図るとともに、今日的な教育課題に関する内容や、学校の実情や要請に応じた内容を扱うなど、市の研修会の工夫・改善を図ります。さらに、教職員が自主的に学ぶ機会として「おだわら未来学舎\*」の充実に努めます。



おだわら未来学舎

#### 教職員の健康対策を推進します。

学校保健安全法に基づく教職員の定期健康診断を行うとともに、健康診断に替わる人間ドックへの助成及びメンタルヘルスチェック受診への助成を行います。また、 産業医\*等による相談体制の充実を図るとともに、メンタルヘルス研修会の開催等 により、教職員の心身の健康の保持・増進に取り組みます。

#### 教職員の不祥事防止に努めます。

各校で、日ごろからヒヤリ・ハットを実践し「報告・連絡・相談」の意識を高めるとともに、毎月の不祥事防止チェックリストによる自己点検と啓発を行います。 また、不祥事防止マニュアルを作成するとともに、不祥事防止会議で研修を重ね、 教職員の不祥事防止に努めます。



- ・職員研修支援事業の充実【教育指導課】
- 教職員研修の工夫・改善【教育指導課】
- ・「おだわら未来学舎」の実施【教育指導課】
- ・定期健康診断、産業医の派遣、メンタルヘルス研修会の実施【教育指導課】
- ・不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成【各校】

### 基本施策8-子どもと向き合う時間の確保

校務支援システム\*を導入します。

教職員が子どもと向き合う時間の確保、また、授業準備・教材研究等の時間を確保するため、情報の共有化や文書事務の効率化をめざし、ICTを活用した校務支援システムを導入します。

事務手続きの効率化・簡略化に努めます。

教職員の業務改善への支援や、教育委員会が行う研修会や諸調査を精選し、効率 化を図ります。また、教員の事務負担の軽減をめざした人的配置を検討していきま す。



- ・教科、分掌資料の共有化【各校・教育指導課・教育総務課】
- ・研修会や諸調査の精選【教育指導課】
- ・学校事務のICT化【教育総務課・教育指導課】
- ・会議の効果的な運営【各校】

#### 基本施策8- 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

教育研究所の機能の充実を図ります。

市の学校教育における諸課題の調査研究、子どもの学習や生活に関する継続的な調査の実施、教職員の研修、教育情報の収集・提供、各園や学校の課題や要請に応じた相談・助言等を効果的に行い、学校教育の充実と振興に努めます。



・教育研究所の機能の充実【教育指導課】

#### 基本施策 8 - 教育課程の改善・充実

学校経営の改善・充実を図ります。

学校に組織マネジメントの手法を取り入れ、校長の独自性とリーダーシップのもと、地域や児童生徒の実態に応じた自主的、自律的な学校づくりを推進していきます。

各学校が自らの教育活動、学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行います。また、自己評価及び保護者や学校関係者等による評価の実施とその成果の公表・説明により説明責任を果たすとともに、保護者、地域の方からの理解を得て、学校・家庭・地域の連携

協力による学校づくりを進めます。

カリキュラム・マネジメント\*を推進します。

学校の教育目標の実現に向け、成果が見られるカリキュラム(教育課程)の一層の充実と、課題のあるカリキュラムの改善を図り、よりよい教育課程の実施に向けた取組を計画的、組織的、継続的に行います。その改善に向けて、カリキュラムを教育課程、年間指導計画、単元、授業レベルでとらえて実践していけるよう、各校での取組を支援します。



- ・学校評価の実施【各校】
- ・カリキュラム・マネジメント推進の研究【各校・教育指導課】

# 学校些适例様子(食育)









# 基本目標 9 教育環境の改善・充実

児童生徒が安全・安心な空間で学校生活が送れるよう、また、地域の防災拠点と して教育環境を計画的に整備します。

## 現状と課題

日常生活で起こる事故の防止、子どもをねらった犯罪被害の未然防止が喫緊の課題となっています。子どもの安全を守る取組を一層充実させるとともに、子ども一人一人に、安全に行動できる自己防衛力を育成することが必要です。

登下校中に交通事故に巻き込まれる事例も見られます。児童生徒の交通事故は、飛び出しや安全確認不足がその原因に挙げられます。自分の生命と安全を守るために、児童生徒に対するより一層の交通安全対策と交通安全教育の徹底が求められています。また、通学路の安全を確保するため、各学校の交通安全対策協議会等において、定期的に通学路の要注意箇所や危険箇所の確認を行い、保護者や警察、自治会などの関係者間で共通認識するとともに、危険箇所の改善等について警察署や道路管理者に対して要望していく必要があります。

学校は本来子どもたちにとって安全であるべき場所ですが、学校には様々な設備や 用具・構造物があり、管理や使い方によっては、児童生徒にとって危険なものとなり ます。教職員による日常の安全点検と子どもたちへの適切な指導が校内生活での安 全確保につながります。

不審者による校舎侵入や子どもへの危害を防ぐために、教職員は日頃から来校者に あいさつや声かけなど適切な対応を行うとともに、危機管理の意識を高め、対処法 を身に付けなければなりません。

学校の校舎や屋内運動場などの施設の多くは建築後30年以上を経ており、建物だけでなく、トイレ等、多くの設備の老朽化が進んでいることから、その対応が大きな課題となっています。一方、中学校の武道必修化による武道場の整備等、教育課程の上で必要となる整備や生活様式の変化によるトイレ便器の洋式化、近年の夏場の猛暑対策としての空調設備等の整備、バリアフリー化等、教育環境の改善・充実が求められています。

学校は、地域防災の拠点として災害時の広域避難所に位置付けられており、地震、 風水害など、災害の状況に応じて避難所を開設することになります。各小学校区に は自治会代表者、施設管理者(校長)市職員等からなる広域避難所運営委員会が組 織されており、避難所の運営や学校施設の使い方等について協議しています。

児童生徒の在校時、登下校時、在宅時などの各時間帯によって、児童生徒、教職員、保護者がどのように行動するか、また、保護者への引き渡しはどのような場合に、いつ、どこで行うかなど、災害時の対応について、周知徹底を図りました。

市民生活におけるコンピュータをはじめとするICTの普及は急速に進んでおり、

教育現場におけるICT環境の整備とその活用が急務となっています。

市教育委員会と小中学校を結ぶネットワークを構築していますが、回線速度が大変遅く、学校での活用に不便が生じています。また、職員室やパソコン室では、校内LANが施設されているものの、他の教室等まではLAN環境が整備されていないため、各教室ではICT機器の活用が十分に図られていない状況にあります。

児童生徒と向き合う時間を確保し、よりよい教育活動を推進していくために、校務の効率化、学校経営の改善につながるICT環境の整備が求められています。そこで、様々な学校情報のデジタル化や校務処理の標準化などができる、校務支援システムの導入について検討しています。

#### 基本施策9- 安全で快適な教育環境の整備

学校施設の老朽化対策を進めます。

老朽化している校舎、屋内運動場、給 食施設などの学校の施設について、中長 期的な整備計画である「小田原市立小中 学校校舎リニューアル整備計画\*」(平成 16年3月策定)を見直し、新たな計画の もと、その整備に取り組みます。

また、雨漏りや漏水などの緊急度の高い修繕を早期に実施するとともに、近隣にも影響を及ぼしている樹木の枝おろしの実施等、学校の施設の適切な維持管理を行います。



校舎リニューアル事業 (千代小学校)

非構造部材の耐震化\*対策やバリアフリー化を進めます。

子どもたちを地震による落下物や転倒物から守るため、また、災害時の避難場所として、天井材や内装材、照明器具、窓ガラス等の非構造部材の耐震化を進めるとともに、誰もが使い易い施設となるよう、学校の施設のバリアフリー化を進めます。

#### 夏の暑さ対策を進めます。

本市では、平成 23 年度から普通教室への天井扇風機の設置を進めていますが、 引き続いて特別教室への設置を進めます。

また、管理諸室(職員室、事務室、校長室)やパソコン室等への空調設備の設置 を進めます。

学校トイレの改善を進めます。

子どもたちが気持ちよく使用できるよう、便器の洋式化など、トイレの環境改善 を進めます。 中学校武道場の整備について検討します。

平成 24 年度から必修化となった中学校武道について、安全で円滑な実施のために、武道場の整備について検討を進めます。

校庭の芝生化を進めます。

小田原ならではの教育環境を創出するため、学校や地域とともに小学校の校庭や 幼稚園の園庭の芝生化を進めます。





武道の授業

校庭の芝生化



- ・校舎リニューアル計画の見直し【教育総務課】
- ・非構造部材の耐震化【教育総務課】
- ·天井扇風機設置【教育総務課】 ·管理諸室等空調設置事業【教育総務課】
- ・トイレの環境改善【教育総務課】 ・校庭の芝生化【教育総務課】
- ・中学校武道場整備の検討【教育総務課】

#### 基本施策9- 学校ICT化の推進

教育ネットワーク環境の整備を進めます。

各校における授業、教職員の事務処理、学校におけるホームページ等の情報発信、 教育委員会事務局との情報共有等を可能にするため、安全性が高く、利便性の良い ネットワーク環境の整備を進めます。

併せて、各教室でのコンピュータの活用を図るため、校内 L A Nを整備します。 校務支援システム(出席簿、通知表(票) 各種名簿等)を導入します。

緊急時の情報伝達手段を確立します。

災害・犯罪発生時等に保護者への緊急の情報伝達手段として、緊急情報発信システムの導入を推進します。



・教育ネットワークシステム整備事業【教育総務課・教育指導課】 (校内LAN等の整備と運用促進、校務支援システムの導入、児童生徒用 コンピュータ環境の整備と運用促進、緊急情報発信システムの導入)

#### 基本施策9- 学校安全の推進

生活安全・防犯教育を推進します。

日常の安全確保、不審者等の侵入防止、侵入された場合の児童生徒の安全確保などについて、日ごろから対策を検討し、保護者、警察署等の関係機関、地域の関係 団体等との連携を図ります。

学校生活や登下校時、学校行事等において、安全に行動するための適切な態度や 行動がとれる児童生徒を育成する取組を推進します。安全教育研修会の開催等によ り、教職員の意識の向上を図り、子どもたちの安全確保に努めます。

#### 通学路の安全対策を進めます。

各学校において、警察署やPTA、自治会等との連携による交通安全対策協議会を設置するとともに、危険箇所の点検等を行い、その改善について道路管理者等に要望していきます。また、地域の方々の協力により登下校時の見守り活動を実施します。

また、交通安全教室の開催等により、学校関係者や保護者、児童生徒に対して、 交通安全に対する意識の向上に努めます。



警察・地域等との危険箇所合同点検



登下校の見守り活動

日常の安全点検と指導の充実に努めます。

日常の安全点検の徹底を図るとともに、児童生徒への適切な指導に努めます。また、不審者情報等の最新情報を発信することにより、注意喚起を行い、事故の未然防止に努めます。また、来校者へのあいさつや声かけなど、初期対応が大切であることから、その励行により、教職員の危機管理意識の向上を図るとともに、警察とも連携し、児童生徒の安全確保に努めます。

また、安全・防犯の視点で、各校でマニュアルを作成し、教職員の共通理解と組織的な指導の確立に努めます。



- ・安全教育研修会の開催【教育指導課】・交通安全教室の開催【地域安全課】
- ・安全・防犯マニュアルの作成【各校】

### 基本施策 9 - 災害対策の強化

非構造部材の耐震化対策やバリアフリー化を進めます。(再掲)

学校トイレの改善を進めます。(再掲)

広域避難所開設に協力します。

災害時に学校が避難所となった場合は、「学校における大規模地震への対応」に 基づき、避難所の運営について協力します。



小学校体育館での宿泊訓練



- ・広域避難所の開設と運営【各校・教育部】
- ・非構造部材の耐震化【教育総務課】 ・トイレの環境改善【教育総務課】

# 学校生活の様子



中学校修学旅行



中学校運動会

# 基本目標 10 教育的効果を高める教育行政の推進

教育委員会の機能を充実させるとともに、市民ニーズを把握して、教育行政を適切に推進していきます。

## 現状と課題

教育委員会では、毎月1回定例会を公開で開催するほか、状況に応じて臨時会や教 科書採択のための意見交換会等を開催し、教育行政に係る重要事項について審議す るとともに、一定の事項について報告を受けて意見を述べています。

教育委員は、定例会等に出席するほか、教育課題を把握するため、学校現場の訪問や、学校行事等を視察するなど、能動的に活動しています。しかし、市民からは、 教育委員の活動が見えないとの声があります。

教育委員会事務の点検・評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年度(平成19年度分)から行ってきました。しかし、十分に教育委員が関与してこなかったことから、平成24年度(平成23年度分)の点検・評価からは、教育委員自らが点検・評価を実施する事業の選定、ヒアリング、現地訪問等を行う方式に改めました。

東日本大震災の発生を受け、教育委員会における危機管理体制の強化が求められています。また、いじめ問題についても、迅速に教育委員会が対応することが求められています。

子どもたちの学校生活の充実と確かな学力の向上をめざして、平成 18 年度から導入した 2 学期制については、平成 22・23 年度の 2 年間にわたり「学校 2 学期制検討委員会」を設置し、成果や課題等について検討してきました。その結果、児童生徒への定着が図られていること、授業時間数が増え新学習指導要領への対応もスムーズに行うことができたことなどから、今後も学校 2 学期制を継続していくこととしました。

市立片浦小学校では、児童の減少に直面してきましたが、市内全域から就学可能に する小規模特認校制度を導入することにより、片浦地区外から児童を招き入れ、児 童数の増加を図っています。

人口減少時代を迎え、児童生徒数の減少は一層進むものと考えられています。そのため、学校規模の適正化を考慮に入れながら通学区域のあり方についての研究を進める必要があります。

#### 基本施策 10 - 教育委員会の機能の充実

教育委員会事務の点検・評価を実施します。

平成 24 年度から教育委員の関与を強めた教育委員会事務の点検・評価については、今後もさらなる関与を深める方向でその実施方法を検討します。

危機管理体制を強化します。

学校現場において、何らかの問題が発生した場合、教育委員会が前面に出つつ、 学校と協調して問題に対応するためのマニュアルの作成を検討します。

教育委員と教職員との意見交換の場を設けます。

教育現場の課題を把握するため、教育委員と教職員との意見交換の場を設けます。 教育委員の公募について検討します。

5 名任命されている教育委員のうち、1 名を公募とすることを検討します。書類 審査、課題論文及び面接等の複数次にわたる選考に行い、市議会の同意を得て、市 長から教育委員に任命することを検討します。



教育委員による事務の点検・評価ヒアリンク



教育委員会事務の点検・評価事業【教育総務課】

### 基本施策 10 - 情報提供の充実と市民ニーズの把握

教育委員会の広報活動を充実します。

能動的に活動している教育委員の姿を市民に伝えるため、年 4 回程度、教育委員 会通信を発行し、児童生徒の保護者に配布します。さらに、小田原市ホームページ に教育委員の活動状況を掲載していきます。

市民と教育委員との意見交換の場を設けます。

教育委員会が進める学校教育について、保護者をはじめ、広く教育に関心を持つ 市民を対象に教育懇談会を開催し、市民と教育委員との意見交換の場を設けます。



・教育委員会通信の発行【教育総務課】 ・教育懇談会の開催【教育部】

### 基本施策 10 - よりよい教育行政の推進

よりよい2学期制を実施します。

今まで積み重ねてきた 2 学期制の良さを十分生かし、よりよい 2 学期制を実施していきます。

適正な通学区域を検討します。

今後、児童数の減少が進みます。そのため、学校規模の適正化を考慮に入れながら通学区域のあり方の研究を進めます。



教育委員の現場訪問



教育委員会定例会



事務の点検・評価合同ヒアリング

## 1 進行管理

「小田原市学校教育振興基本計画」を推進するにあたっては、進行管理として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、これを毎年行い事務の改善をしていきます。

当然ながら、計画を推進する主体は小田原市教育委員会であり、中心になって進めていくことになりますが、そのためには、教育委員会事務局職員が計画の目的を理解し、最適な手段を選択し、事業を進めることが重要です。また、学校現場で毎日奮闘している教職員も計画の目的を理解し、目標の達成のための実践をしてもらわねばいけません。

さらに、学校を支えている地域の方々やコーディネーター及びスクールボランティア等の方々とも、計画の目的を共有し、目標を達成する必要があります。

また、行政としては、教育委員会だけではなく、児童生徒に係る市役所の他の部局とも連携をとりながら、計画の目標を達成することが重要になります。

なお、社会状況の変化や新たな対応すべき課題が生じた場合には、計画の見直しを 行っていきます。

## 2 成果指標

本計画の期間において達成すべき具体的な指標として,以下の項目を定め,着実な 推進を図ります。

|   | 基本目標        | 成果指標  | 現状  | 目標  |
|---|-------------|---|---|---|
| 1 | 確かな学力の向上    | 小学校 1・2 年の 30 人超学級<br>へのスタディー・サポート・ス<br>タッフの配置                  | 100%  | 100%  |
|   |             | 家庭で、自分で計画を立てて<br>勉強をしている児童生徒*                                   | 小学校 49.5%<br>中学校 48.1%                                | 小学校 58%<br>中学校 50%                                      |
| 2 | 豊かな心の育<br>成 | 不登校生徒訪問相談員の派遣<br>ハートカウンセラー相談員の<br>派遣<br>校内支援室指導員の派遣<br>生徒指導員の派遣 | 中学校 6 校<br>小学校 6 校<br>中学校 6 校<br>中学校 6 校<br>小学校 62.1% | 中学校 11 校<br>小学校 25 校<br>中学校 11 校<br>中学校 11 校<br>小学校 70% |
|   |             | 読書が好きな児童生徒*<br>   | 中学校 75.8%   | 中学校 80%   |

|   | 基本目標                            | 成果指標                                      | 現状                     | 目標                 |
|---|---------------------------------|---|------------------------|--------------------|
|   |                                 | 運動・スポーツを週に1回以<br>上している児童生徒                | 小学校 85.3%<br>中学校 79.8% | 小学校 88%<br>中学校 85% |
|   | 健やかな体の                          | 朝食を毎日食べている児童生徒*                           | 小学校 93.2%<br>中学校 91.6% | 小学校 96%<br>中学校 94% |
| 3 | 育成                              | 米飯給食の回数                                   | 週2回+月3回                | 週3回                |
|   |                                 | 学校給食における市内産を含む県内産の地場産物利用率<br>(重量比)        | 33.0%                  | 35%                |
| 4 | 幼児教育(就<br>学前教育)の<br>推進          | 市立幼稚園における預かり保育の実施数                        | 1 園                    | 6 園                |
| 5 | これからの社<br>会に対応した<br>教育の推進       | 将来の夢や目標を持っている<br>児童生徒*                    | 小学校 80.2%<br>中学校 80.4% | 小学校 87%<br>中学校 83% |
| 5 |                                 | 中学校における地域と連携し<br>た防災訓練の実施                 | 2 校                    | 11 校               |
| 6 | 様々な教育的<br>ニーズに対応<br>した教育の推<br>進 | 支援教育相談支援チームの派 遣回数                         | 28 回                   | 40 回               |
| 0 |                                 | 幼稚園、小・中学校への個別<br>支援員の配置                   | 87 人分                  | 100 人分             |
|   |                                 | スクールボランティア延べ人<br>数                        | 延べ<br>62,000 人         | 延べ<br>80,000 人     |
|   |                                 | 放課後子ども教室の拡充                               | 1 校                    | 2 校                |
| 7 | 未来へつながる学校づくり                    | 地域行事へ参加している児童<br>生徒*                      | 小学校 35.1%<br>中学校 36.6% | 小学校 60%<br>中学校 40% |
|   | の推進                             | 地域の大人と一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったり<br>する機会のある児童生徒* | 小学校 20.7%<br>中学校 26.8% | 小学校 40%<br>中学校 30% |
|   |                                 | 年齢の違う友達と一緒に遊ん<br>だり、勉強したりする機会の<br>ある児童生徒* | 小学校 63.0%<br>中学校 45.5% | 小学校 72%<br>中学校 48% |

|    | 基本目標                              | 成果指標                    | 現状                 | 目標                 |  |
|----|-----------------------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|--|
| 8  | 教職員の資質<br>の向上とより<br>よい教育体制<br>の確立 | 校務支援システムの導入             | 未実施                | 導入                 |  |
|    | 教育環境の改<br>善・充実                    | 校庭の芝生化                  | 幼稚園 2 園<br>小学校 2 校 | 幼稚園 6 園<br>小学校 6 校 |  |
| 9  |                                   | 学校図書室にある図書のバー<br>コード化   | 全校 5,000 冊分<br>を実施 | 全校 100%            |  |
|    |                                   | 校舎リニューアル計画の見直<br>し      | 未実施                | 計画策定               |  |
|    |                                   | 小学校における交通安全対策<br>協議会の設置 | 20 校               | 25 校               |  |
|    | 教育的効果を                            |                         |                    |                    |  |
| 10 | 高める教育行<br>政の推進                    | 教育委員会通信の発行              | 未実施                | 発行                 |  |

\*が付いている項目については、平成24年度「全国学力・学習状 況調査回答結果」より抜粋。対象は小学校6年生・中学校3年生。

# 資料編

## 1 おだわらっこ教育プランの総括

本市教育委員会では、平成 15 年に「小田原市学校教育推進計画『おだわらっこ教育プラン』」を策定し、21 世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、小田原の学校教育を見直すとともに、小田原の資産や資源を生かして、地域と共に歩む学校づくりを進めてまいりました。以下にその成果と課題を示します。

## 成 果

#### 特色ある学校づくり

平成 22 年度より、学校に直接予算を配分する「未来へつながる学校づくり推進事業」により、学校、保護者、地域の願いを生かした学校づくりを進めてまいりました。 校長のリーダーシップが発揮された、各校の特色ある教育の実現に効果をあげました。 た。

また、平成 18 年から本格的に導入されたスクールボランティアによる活動ですが、 平成 22 年度の市内全小・中学校においてのべ 6 万 8000 人を超える参加があり、学校での子どもたちの学習や生活環境の一層の充実が図られました。

#### 学習支援体制の確立

小学校入学時において、きめ細かい指導や支援を行い、学校生活への適応が円滑に図れるよう、小学校 1・2 年生で 35 人以下学級編制を実現、また、1・2 年生で 30 人を超える学級がある場合にはスタディ・サポート・スタッフ配置を進めました。さらに、個別の教育的ニーズのある子に個別支援員を配置したり、学校図書館司書や外国語指導助手を配置したりするなどして、子どもたちの学力向上や個に応じたきめ細かい指導の充実を図りました。こうした人的環境の整備を進めることで、小 1 ギャップの解消、読書環境に改善がみられました。

#### 今日的課題への対応

平成の時代に入る前から不登校児童・生徒の増加が社会的な問題となり、小田原市もその例外ではありませんでした。子どもたちが楽しく安心して学校生活を送ることができ不登校を未然に防げるよう、また、不登校状態にある児童・生徒が1日も早く学校復帰を果たせるよう、市では様々な取組を進めてまいりました。例えば校内での居場所を確保し、教室復帰をうながす「校内支援室」への人的・物的な整備や、不登校児童生徒宅を訪問し、不登校状態の改善を図る不登校生徒訪問相談員の配置、学級での良好な人間関係を構築するための、Q・U検査\*の活用などが挙げられます。そうした取組が成果を上げ、平成19年度まで増加の一方であった中学校における不登校生徒の出現率が平成20年度より減少傾向に転換しました。

\*学級集団の状態を的確に把握する「学級満足度尺度」、児童生徒の意識を測る「学校生活意欲尺度」の2つの診断尺度で構成されている。

#### 開かれた学校づくり

地域や保護者による学校評価や授業評価の実施、学校評議員制度の導入、スクールボランティアの積極的な教育活動への関わりにより、地域や保護者の意見を反映した学校運営が行われるようになりました。また、市内全小中学校で、土曜日の授業参観

や学校公開週間を定期的に実施することで、保護者や地域の方が学校へ足を運びやすい環境作りに努めました。こうしたことにより、保護者や地域に開かれた学校づくりが一層進められました。

## 課題

#### 新学習指導要領の完全実施にあたって

環境教育やキャリア教育、食育、人権教育、情報教育、国際理解教育など、学校教育に求められる今日的課題は多岐に及び、また、新学習指導要領の完全実施\*により、学習内容や学習時間が増えるとともに、体験学習の一層の充実が求められるようになったことなど、今、子どもたちが"学ぶべきこと"が子どもたち自身や学校に大きくのしかかっています。このような中、子どもたちの学力の個人差の拡大や教職員の負担感の増加が懸念されています。「小田原の子どもたちに学ばせるべきことは何か。」「子どもたちの学習をより効果的に、より効率的に行うための教育課程はどうあるべきか。」といった教育内容の精選やカリキュラム・マネジメントの改善が喫緊の課題として挙げられます。

\*平成23年度から小学校において、平成24年度から中学校において全面実施となった。

#### 教職員の資質向上

団塊の世代の教職員の大量退職により、新採用教職員の大量採用時代を迎えました。市内の小学校でも、全教職員の 46%が経験 10 年以下の教職員という教職員構成のアンバランスさが見られます。教職員の資質向上に向け、校内におけるOJTによる人材育成、校内研究の活性化、教職員の主体性を生かした教職員研修の実施に努めるとともに、市として教職員のあるべき姿や求められる力を明確に示すことが求められています。

#### 家庭や地域の教育力の向上

「自尊感情や規範意識の低下」「人間関係を築く力やコミュニケーション力の不足」 「基本的な生活習慣や学習習慣が定着していないこと」など、子どもたちの成長に関 して様々な課題が見られます。こうした子どもたちの心や体の健やかな成長には、学 校の取組だけでは十分ではなく、家庭や地域における教育力の向上が必要不可欠であ り、ペアレントトレーニングや家庭学級の充実といった啓発活動や、全市共通の約束 (『おだわらっ子の約束』のような具体的なもの)の設定、幼稚園や保育所と連携し た家庭教育支援などに取り組む必要があります。

#### 地域人材や民間力の活用

地域人材や民間活力を生かした取組の一層の推進が必要です。民間と学校で連携したキャリア教育や、地域人材による放課後や休日を活用した学習や体験活動の充実により、子どもたちの学習意欲の向上・学習習慣の定着を図ることなどが期待できます。

#### 支援教育の充実

不登校児童生徒は全体として減少傾向にありますが、一方で個別の支援を必要とする児童生徒は年々増加の傾向にあります。支援教育に関する教職員の意識と指導技術

の向上が求められています。

#### ICT環境の整備

高度に情報化した社会の中で、教育の場においてもICT機器の活用が求められる時代であるにも関わらず、学校のICT環境は他の自治体と比べても、また、一般的な家庭と比べても、不十分であると言わざるを得ません。特にインターネットの回線の遅さが大きな課題となっています。今後ますます情報化する社会に生きる子どもたちの将来を考えても、また、環境の整備により教職員の校務の効率化が図られ、子どもと向き合う時間が増えることや、災害時における情報の発信の視点からも、学校におけるICT環境を整えていくことは喫緊の課題となっています。

#### 防災教育の充実

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災から、学校における防災教育の大切さと、学校が防災拠点として機能していくことの必要性が再確認されました。防災拠点としての学校の設備を整えていくとともに、学校における防災教育を今後さらに充実させることが求められています。防災教育においては、まず自分の身は自分で守ること、さらに中学生には、地域防災を担う一員であることの自覚と責任、そして行動力が身につくよう取り組んでいくことが必要です。

## 2 地域ぐるみの教育推進委員会においての意見

地域ぐるみの教育推進委員会は、家庭・地域・学校等が相互に連携・協力し合い、「おだわらっ子の約束」の普及・啓発を推進し、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するために平成19年5月に設置されました。

委員会は、校長会、教頭会、保育会、公立幼稚園長会といった教育現場の代表のほか、 保護司会、自治会総連合、PTA連絡協議会、子ども会連絡協議会、商工会議所、青年 会議所、民生委員児童委員協議会の代表、スクールボランティアチーフコーディネータ ー及び教育委員会職員により組織されています。

平成 20 年度から平成 22 年度までは、国の委託事業である「学校支援地域本部事業」の実行委員会としての役割を担ってきましたが、委託事業の終了により平成 23 年度からは、市の事業として幼保小中一体教育及び地域一体教育のさらなる推進を図り、未来を担う子どもたちに対する教育をよりよいものにするための取組を行っています。

平成23年度の会議で出された主な意見や報告は次のとおりです。

#### 1 第1回 平成23年11月7日

#### (1)「おだわらっ子の約束」について

- ・おだわらっ子の約束にあることができていない子どもが多い。非常に大事なことな ので、本市子ども会連絡協議会では活動の中でこの約束を説明したり、自己採点に 活用したりするなどしている。
- ・おだわらっ子の約束を小さいときから身に付けていくということは、子どもたちが 成長していく上でとても大事なことだと思うので、啓発の意味をこめて、幼稚園で も約束の中から一つずつ選んでカードを作り家庭に配布している。
- ・市全体で見ると幼稚園、学校、地域でおだわらっ子の約束をどれだけ意識して取り 組んでおり、どの程度浸透し、当たり前のこととして進められているか疑問がある。
- ・中学校の場合、場に応じておだわらっ子の約束を一つずつ使っている。おだわらっ 子の約束の項目のまま評価項目にしていないが評価を行っている。
- ・あいさつについてはあいさつをする意味を伝えることが大事ではないか。あいさつができない子どもがいるのは我々大人の責任でもある。
- ・朝寝坊し、朝食を食べずに学校にくると、頭がボーっとして学習意欲が低下し、学力が落ちる。基本的な生活習慣の乱れは学力低下につながる。

#### (2) 学校との連携について

- ・民生委員は、地域の子どもの見守り活動を行っている。守秘義務を持ち活動しているが、学校によっては認めてもらえず情報提供が少ない学校もある。
- ・各地区の青少年育成推進協議会も民生委員の代表者のみしか入れてもらえない場合 があるが民生委員全員を入れてもらえば活動がしやすいのではないか。
- ・主任児童委員も守秘義務があるが日ごろから連携のある学校、情報がある場合のみ 情報提供がある学校、問題がないためか情報をいただけない学校がある。
- ・酒匂地区では、保護司会が行う「社会を明るくする運動」に酒匂小学校、富士見小学校、酒匂幼稚園の先生方に参加いただいている。また、青少年育成推進協議会が卒業生、中学3年生とともに海岸清掃のボランティア活動を行っている。

・保護司としては、対象の生徒をきちんと指導あるいは更正させていくという仕事の中で学校との連携が非常に活発に行われている。一人の子どもを中心に見守っていこうという形ができている。

#### (3)学校支援地域本部事業について

- ・こま回しなど昔遊びを教えている学校もあるが、昔遊びを知るお年寄りがかなり高齢となって少なくなり、子どもたちに伝える担い手不足が心配である。
- ・学校側の雰囲気によりコーディネーターが動きやすい学校とそうでない学校がある。 コーディネーターは、学校と地域を結ぶパイプ役に徹し、無理のない形で活動を継 続することが大切だと思う。
- ・学校司書派遣事業は、ボランティアからありがたいという意見がたくさんあった。 図書ボランティアを立ち上げ学校司書を有効に活用したいというコーディネーターの意向もある。
- ・新玉小学校では、朝の読み聞かせの時間や3年生の習字の時間、5年生の家庭科の ミシンの時間に参加いただくほか、芝生管理などを行っていただいている。
- ・今年から幼稚園にもスクールボランティアコーディネーターが配置された。これまで保護者との連携はあったが、地域の方に入っていただき情報を提供していただく などもっと開かれた幼稚園にする良いきっかけになったと思う。
- ・本市は、全国と比べてもスクールボランティアの参加が多く、市としての財産になっている。さらに充実させ、継続していきたい。

#### 2 第2回 平成24年3月6日

#### (1)学校支援地域本部事業の成果について

・成果発表会では、学校の姿勢を地域に投げかけることができた。多くの方が出席していたが関係者だけであった。学校のがんばりやスタンスを学校関係者だけでなく、地域の方にも周知し、「相互協力・連携をしていく中で、子どもたちの学びや育ちについての取組をやっていこう」という教育観を市民に広く周知してはどうか。

#### (2)子どもたちを取り巻く今日的な課題について

- ・東日本大震災が起き、防災の拠点となる学校の備蓄、地震対策、津波対策を心配する声がある。子どもたちがいる場でもあるので優先順位を上げて取り組んでほしい。
- ・教育の2極化がいわれ県内でも横浜市、川崎市その他政令市では私学が非常に多く、 公立学校と私立学校との競争が起きている。西湘地区でも良いところを取り入れ、 学力、教育水準の向上に努めてほしい。
- ・小学 6 年生の間である中学校のいじめや不登校が話題になり他の中学校にいきたい という話を聞いた。本委員会や各育成団体などが集まった会議でどうしていくかに ついて指導していくべきである。
- ・生徒の就業体験は、企業の立場からすると特定の企業に集中してしまうこともあり とりまとめをお願いしたい。中学生の場合、「楽しかった」で終わってしまうこと もあるが、働く場所を体験することはとても大切だと思う。要望があればこれから も対応していきたい。
- ・地域の行事に小中学生が主役として一緒に参加できるシステムが必要であるといわれているが、事業を行う際に「地域ぐるみ」という視点を前面に出すことを常に意

識する必要がある。

- ・ある学校では、一部の生徒の不良行動が散見されるようになり、地域の関係者、P TA、警察、学校が連携を図り見守り活動、あいさつ運動を行い改善を図ったとこ ろ大きな成果を挙げた。
- ・新任の主任児童委員の中には不登校について理解が浅い方も多く、地域によっては 情報の内容も違う、情報交換を大事にし、学校と相談しながらやっていきたい。
- ・青年会議所では、昨年キャンプを行い、竹を切ったりカレーライスを作って食べた りするプログラムを行った。今年は、子どもたちが地域の誇りを再確認する、小田 原に生まれてよかった家族でよかったと思えるような活動を行いたいと考えてい る。
- ・保育園の場合、学区が定められていないので地域性の強い活動はしにくいが小学校 との連携は強めていきたい。もう少し保育園に目を向けていただき、幼児とのふれ あいの場を設けていただきたい。
- ・保育園として中学生の職場体験も引き続き受け入れていきたい。
- ・「未来へつながる学校づくり推進事業」でも食育を取り上げている学校があるが、 「食べる」ということの重要性は、幼児でも小学生でも同じである。食事をすることにより良い体が育つので、そういったところに目を向ければ保育園でもこういった取組に参加できる。
- ・新玉地区では、学校が主体となる運動会とは別に、地域が主体となる「ふれあいスポーツフェスティバル」を開催し、子どもたちは全員参加としている。また、校庭の芝生化に地域ぐるみで取り組んでおり地域コミュニティの一つとして大きな成果を挙げている。
- ・白鴎中学校区では、小中学校の授業参観に自由に行くことができるほか、夏休みに 学区にある高等学校にパソコン指導をしてもらっており、学区を中心としたふれあ いを行っている。
- ・幼稚園のコーディネーターの配置が行われたことから、幼保小中の連携は深まりつつある。子どもの年齢が上がるにつれ参加する保護者も減ることから、ボランティア活動を幼稚園から小学校、中学校へどうつなげていくかが課題である。
- ・ボランティアの固定化や高齢化が進んでいる。ボランティアの固定化による活動内 容の固定化傾向も考えられることから、多様な幅広い活動を考えていく必要性を感 じている。
- ・城北中学校では、3日以上続けて休んだ子どもがいると必ず家庭訪問を行う。中学校に進級すると不登校が増加するが、入学予定の小学生に中学校での授業や中学校生活の体験などを行っている。
- ・学校の基本は授業であり、生徒は授業をきちんと聞き、教師は生徒の実態をしっかりつかみ生徒にわかりやすく、楽しく教えるという一番基本的なことをしっかりやることが不登校対策の大きな力になる。
- ・中学3年生は体力があるという話から、城北中では、近くの保育園児とともに避難 訓練を行った。中学生に行動に対する目も厳しいが、中学生自身の自覚につながる とともに地域から頼りになる存在として認められた。

# 3 用語解説

(五十音順)

|        | 語句                            | 説明  |
|--------|-------------------------------|---|
|        | ICT                           | 情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。コンピュータやインターネット等のこと。  |
|        | アプローチカリキュラム                   | 幼稚園・保育所(園)と小学校との円滑な接続を図るため、小学校入学時までに育ってほしい姿を見据えた教育課程(カリキュラム)  |
|        | 栄養教諭                          | 平成 17 年度に導入された新しい教育制度により、食に関する指導<br>と学校給食における管理を一体的に行う役割を担う教諭   |
|        | ОЈТ                           | On the Job Training の略。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に<br>日常の仕事を通じて、必要な知識、技能、仕事への取組等を意図<br>的・計画的に教育すること。職場内訓練とも言う。                  |
| あ      | 小田原市立小中学<br>校校舎リニューア<br>ル整備計画 | 学校施設の安全や新しい教育内容への対応等、児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備をめざし、優先度の高い小学校 9 校、中学校 6 校を「今後 10 年間におけるリニューアル整備対象校」として位置付けた計画。平成 16 年 3 月策定 |
| 行      | おだわらっ子学力<br>向上プラン             | 小田原のすべての子どもたちが、社会で生き抜く力を身に付ける<br>ことをめざして、学力のとらえ、学力に関する課題、学力向上に<br>向けた具体策を示したプラン                                       |
|        | おだわらっ子ドリ<br>ームシアター            | 質の高い芸術文化作品に触れ、体感することにより、豊かな感性<br>や心を育くむために、市内小学校 4 年生全員を対象に開催してい<br>る芸術文化活動   |
|        | おだわらっ子の約束                     | 市民の方々から寄せられた標語を基に、子どもたちに身に付けて<br>ほしいしつけや生活規範を 10 項目にまとめたもの。平成 19 年 1<br>月策定   |
|        | おだわら・はあと                      | "小田原が好き・自分のことが好き"と語ることができる子ども<br>の育成をめざした小田原のよさを生かした学習のこと。人や自然、<br>地域社会との関わりを、発達段階に応じて系統化している。                        |
|        | おだわら未来学舎                      | 様々な教育課題等に取り組む意欲や、自身の資質や力量を高める<br>ことを目的として、教職員が自主的に学ぶ夜間開催の研修会  |
| か<br>行 | 外国語指導助手<br>(ALT)              | Assistant Language Teacher の略。外国語活動や英語科の授業、<br>国際理解教育に関する授業を実施するために配置している指導助<br>手                                     |

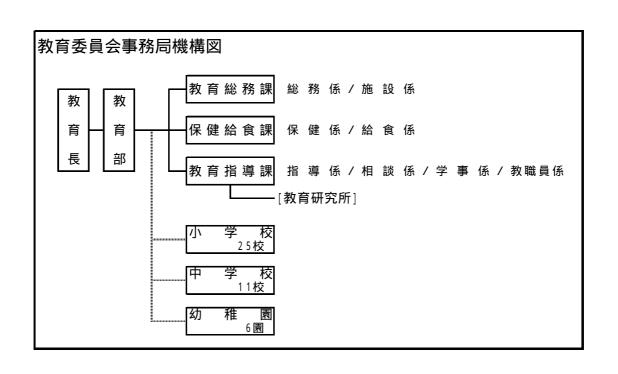
|    | 語句                          | 説明  |
|----|-----------------------------|---|
|    | 外国につながる児<br>童生徒             | 外国籍をもつ児童生徒だけでなく、本人の国籍は日本でも家族が<br>外国にルーツがある児童生徒のこと   |
|    | 学校栄養職員                      | 小・中学校及び共同調理場に勤務する管理栄養士  |
|    | 学校における大規<br>模地震への対応         | 大規模地震が発生した際の学校・教職員、児童生徒等の対応につ<br>いて定めたマニュアル   |
|    | 学校評価                        | 子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の<br>成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組   |
|    | 学校評議員制度                     | 市立学校の運営について、開かれた学校づくりをより一層推進し、<br>学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開するため、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度  |
| か行 | カリキュラム・マネジメント               | 学校の教育目標の実現に向けて、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。小田原市ではマネジメントサイクル(評価・改善する方法)をMVSPDCIとしている。学校または教師は、教育への使命感(Mission)と情熱を持ち、将来のあるべき姿を見通した構想・展望(Vision)を明確にし、それを具現化するための方策(Strategy)に基づきカリキュラムを編成=計画(Plan)、遂行(Do)し、点検=評価(Check)、改善(Improvement)を図る。 |
|    | キャリア教育                      | 児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の<br>役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な<br>意欲・態度を育てる教育   |
|    | 教育相談員                       | 学校や関係機関と連携しながら、教職員や保護者、児童生徒等からの教育に関する相談に対応する相談員   |
|    | 教育相談指導学級                    | 不登校状態にある児童生徒の在籍校への復帰指導のために設置さ<br>れている学級   |
|    | 教育ネットワーク                    | 学校及び教育委員会に導入しているコンピュータ等の情報機器に<br>より構成しているネットワーク   |
|    | 教育ファーム推進<br>事業              | 生産者等の指導を受けながら、作物を育てるところから食べると<br>ころまでを体験する教育活動を推進する事業   |
|    | 言語障がい通級指<br>導教室「ことばの<br>教室」 | 発音の誤りや話しことばのリズム、ことばの発達の遅れなど、ことばに課題のある子ども一人一人にマンツーマンで指導を行う教室   |

|        | 語句            | 説明  |
|--------|---------------|---|
|        | 研修相談員         | 教育研究所に所属し、教職員研修の指導、研究の助言等を行う相<br>談員   |
|        | 広域避難所         | 災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、<br>火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難場所として開設<br>する避難所         |
|        | 校内支援室         | 「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」と<br>いう生徒に対して、「学級へ復帰するためのステップの場」として<br>校内に設置されている部屋 |
| か<br>行 | 校内LAN         | ケーブルや無線を用いて、学校内のコンピュータやプリンタ等を<br>接続したネットワーク                                     |
|        | 校務支援システム      | 児童生徒の名簿・出席簿の管理、成績処理、通知表作成等、校務<br>を効率的に処理するためのシステム                               |
|        | 個別支援員         | 特別支援学級及び通常の学級に在籍する教育上配慮を要する児童<br>生徒に対して、適切な支援・指導を行うため、教員の補助者とし<br>て配置する支援員      |
|        | 個別指導員         | 教育上配慮を要する児童生徒に対して直接支援を行うとともに、<br>教員にアドバイスを行うため、学校からの依頼により一定期間派<br>遣する指導員        |
|        | 産業医           | 教職員の心身の健康の保持増進にあたる専門の医師   |
|        | 支援教育相談支援チーム   | 教育上特別な配慮を必要とする子どもへの支援について、専門的、<br>実践的な指導・助言を行う医師、臨床心理士、関係機関等で構成<br>するチーム        |
|        | 自己肯定感         | 自己に対して前向きで、好ましく思うような態度や感情のこと。   |
| さ行     | 市推薦研究委託事業     | 小中学校の研究会に、教科や領域等の教育内容や指導方法の工夫<br>や改善について研究を委託するもので、研究成果を市の学校教育<br>に反映させる。       |
|        | 指導と評価の一体<br>化 | 評価する過程で得た情報をもとに、指導の改善を図っていくという、「指導」と「評価」の有機的な関わり                                |
|        | 市民性           | 地域や社会をよりよくしていこうと主体的に行動する資質や能力、行動力のこと。   |
|        | 就学指導委員会       | 心身の障がい等で特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、その<br>状態に応じて適正な就学指導を行うための委員会                         |

|    | 語句   | 説明  |
|----|--|---|
|    | 授業参観週間(学<br>校へ行こう週間)                         | 学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に公開し、<br>学校に対する一層の理解と協力を得るために設定された週間  |
|    | 授業のユニバーサ<br>ルデザイン化                           | 特別な指導や支援を必要としている児童生徒だけでなく、学級すべての児童生徒の幅広い興味・関心や学力等に対応し、多様な学びを可能な限り保障できるような授業を行うこと。   |
|    | 小1プロブレム                                      | 小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、<br>授業中に座っていられない、話を聞かないなどといったことが数<br>か月継続する状態   |
|    | 小規模特認校制度                                     | 少人数ならではのきめ細かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動を行っている小規模校で子どもを学ばせたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件のもと、市内全域から児童の入学・転校を認める制度                                   |
|    | 情緒障がい児通級<br>指導教室(コミュ<br>ニケーションの教<br>室「フレンド」) | 自分の気持ちを上手に表現することができなかったり、友だちとの関わりがうまくできなかったりする児童に対して、コミュニケーション能力を高め、社会性を育てるために、指導、相談、支援を行う教室  |
| さ行 | 少人数学級  | 子ども一人一人に応じたきめ細かな指導を行うため、1 クラスの子<br>どもの数を少なくすること。小田原市では、小学校 1 年、2 年に<br>35 人以下学級を導入  |
|    | 情報モラル  | 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度  |
|    | 人権移動教室                                       | 自他の生命を尊重し、世界の国や人々と共生していくことの大切<br>さを学ぶ機会として、横浜国際人権センターから講師を招いて行<br>う教室   |
|    | 心理相談員  | 臨床心理士の資格を持つ相談員  |
|    | スクールカウンセ<br>ラー                               | いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、<br>児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に<br>配置する臨床心理士等  |
|    | スクールコミュニ<br>ティ事業                             | 地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという考えのもとに行われる事業。PTAや子ども会、自治会など地域の活動情報を集約して情報紙を発信する「地域の子ども活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」がある。 |
|    | スクールソーシャ<br>ルワーカー                            | 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて、支援を行うために配置するソーシャルワーカー   |

|        | 語句                            | 説明   |
|--------|-------------------------------|--|
|        | スクールボランテ<br>ィア                | 知識や技能、経験、時間などを生かし、学校の教育活動を支援す<br>るボランティア   |
| さ行     | スクールボランテ<br>ィアコーディネー<br>ター    | 学校と保護者・地域(スクールボランティア)のパイプ役として<br>市教育委員会が委嘱するコーディネーター   |
|        | スクールボランテ<br>ィアチーフコーデ<br>ィネーター | 学校訪問を通し、スクールボランティアコーディネーターへの相<br>談活動を行うとともに、各学校・園の実践を市民に発信し、スク<br>ールボランティア活動の推進を図るために市教育委員会が委嘱す<br>るコーディネーター |
|        | スタートカリキュ<br>ラム                | 小学校に入学した子どもたちがスムーズに小学校生活に適応して<br>いけるように編成した、1年生入学当初のカリキュラム   |
|        | スタディ・サポー<br>ト・スタッフ            | 小学校 1、2 年生の 30 人を越える学級がある学校に配置する学習<br>支援、生活指導にあたるスタッフ  |
|        | 地域ぐるみの教育<br>推進委員会             | 家庭・地域・学校等が相互に連携・協力し合い、「おだわらっ子の<br>約束」の普及・啓発を推進し、市民が一体となって地域に根ざし<br>た教育活動を実践するために設置された委員会                     |
|        | 中1ギャップ                        | 小学生から中学1年生になった際に、学習についていけなくなったり生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加したりする現象   |
| た行     | ティーム・ティー<br>チング               | 2 人以上の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。授業においては、チーフとなる教員が授業をリードし、サブとなる教員がチーフの指導を補充するなどの役割を担う。                 |
|        | ティーンズ通信                       | 図書館が発行し、中学生及び高校生の世代に、読書に興味を持ってもらえるよう、おすすめする本を載せているリーフレット   |
|        | 特別支援教育相談<br>室あおぞら             | 市立幼稚園、小・中学校に在籍する特別な教育上の配慮を必要とする子どもや、その教育に関わる保護者、教員の相談に応じ、発達相談や相談に応じた観察、心理検査、関係機関への紹介、連携などの支援を行う相談室           |
| な<br>行 | 認定こども園                        | 幼稚園・保育所のうち、幼児教育・保育・地域における子育て支援を一体的に提供する幼稚園・保育所の機能を併せ持つ施設として、設置者の申請に基づき知事の認定を受けたもの                            |
| は      | ハートカウンセラ<br>ー相談員              | 児童や保護者の心の悩みの相談相手として小学校に派遣する相談<br>員   |
| 行      | 非構造部材の耐震<br>化                 | 建物の天井材や外壁、照明器具や家具などを非構造部材といい、 これらの落下や転倒防止策を行って耐震化を図ること。  |

|    | 語句               | 説明   |
|----|------------------|--|
| は行 | 部活動地域指導者         | 中学校の部活動に対し、学校の実情に合わせ、技術面の指導を中<br>心に行う地域の協力者  |
|    | 不登校生徒訪問相<br>談員   | 不登校生徒の学校復帰を目的として、学校と連携し主に家庭訪問<br>により本人、保護者への支援を行う相談員                                 |
|    | 放課後子ども教室         | すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、<br>地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民<br>との交流活動等の取組を推進する事業 |
|    | 放課後児童クラブ         | 保護者が就労等により家庭にいない、おおむね 10 歳未満(小学校1~3年)の児童を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を<br>提供する事業             |
| ま行 | 未来へつながる学<br>校づくり | 「地域一体教育」と「幼保・小・中一体教育」を基盤とし、地域<br>ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした<br>特色ある学校づくり          |
|    | モジュール            | 学習時間を 10 分から 15 分程度として、学習内容に合わせて小さく分割した時間の単位   |



## 4 小田原市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)小田原市教育振興基本計画の策定について調査審議し、その結果について 報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市教育振興基本計画 策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織する。
- 2 委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が決定する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市民及び関係団体の代表者
  - (3) 小・中学校及び幼稚園の代表者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者
- 6 委員の任期は、報告をした日をもって満了する。

(会議)

- 第3条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 策定委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会の設置)

- 第4条 策定委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、教育委員会及び学校の職員のうちから教育長が指名した者をもって組織 する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長が会議を主催する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 作業部会は、教育振興基本計画の策定に関する事項を専門的に調査研究し、その結果を策定委員会に報告する。

(関係者の出席)

第5条 策定委員会は、必要に応じ、その会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見 又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が

策定委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

# 5 小田原市教育振興基本計画策定委員会委員等名簿

## 平成23年度

教育振興基本計画策定委員会委員

|      | 氏 名    | 所 属 (役職等)                 |
|------|--------|---------------------------|
| 委員長  | 大場 得信  | 中学校長代表者(酒匂中学校校長)          |
| 副委員長 | 鈴木 みゆき | 学識経験者 ( 関東学院大学准教授 )       |
| 委員   | 二見 栄一  | 小学校長代表者 (新玉小学校校長)         |
| 委員   | 栢沼 行雄  | 小田原市自治会総連合理事              |
| 委員   | 井上 義行  | 小田原市PTA連絡協議会会長            |
| 委員   | 畠山 康   | 小田原箱根商工会議所専務理事            |
| 委員   | 神山 明美  | 小田原医師会代表者                 |
| 委員   | 冨松 国雄  | 小田原市青少年健全育成連絡協議会副会長       |
| 委員   | 片山 美代子 | 小田原市体育協会理事                |
| 委員   | 小谷 カツエ | 小田原市保育会研修委員会副委員長          |
| 委員   | 平松 章子  | 私立幼稚園協会副会長                |
| 委員   | 有賀 かおる | 小田原市スクールボランティアチーフコーディネーター |
| 委員   | 北野 則子  | 公募市民                      |

## 教育振興基本計画策定委員会作業部会委員

|    | 氏 名    | 所 属 (役職等)            |
|----|--------|----------------------|
| 委員 | 二見 栄一  | 小学校長代表者(新玉小学校校長)     |
| 委員 | 大場 得信  | 中学校長代表者(酒匂中学校校長)     |
| 委員 | 岩崎 由美子 | 小学校教頭代表者 ( 千代小学校教頭 ) |
| 委員 | 石井 政道  | 中学校教頭代表者(白山中学校教頭)    |
| 委員 | 小菅 克己  | 小学校総括教諭代表者(早川小学校)    |
| 委員 | 石井 朝方  | 中学校総括教諭代表者(千代中学校)    |
| 委員 | 小川 恵子  | 東富水幼稚園園長             |
| 委員 | 金本 晃二  | 教育総務課施設係主事           |
| 委員 | 桒畑 寿一朗 | 教育指導課指導・相談担当課長       |
| 委員 | 鈴木 一彦  | 教育指導課指導主事            |
| 委員 | 鈴木 富子  | 保健給食課保健係長            |
| 委員 | 山田 まゆみ | 保健給食課給食係長            |
| 委員 | 遠藤 文子  | 子ども青少年部保育課保育係長       |

# 平成24年度

## 教育振興基本計画策定委員会委員

|      | 氏 名    | 所 属 (役職等)                 |
|------|--------|---------------------------|
| 委員長  | 大輪 仁   | 中学校長代表者(城山中学校校長)          |
| 副委員長 | 鈴木 みゆき | 学識経験者 ( 関東学院大学准教授 )       |
| 委員   | 二見 栄一  | 小学校長代表者 (新玉小学校校長)         |
| 委員   | 小川 恵子  | 公立幼稚園長会代表者(東富水幼稚園長)       |
| 委員   | 栢沼 行雄  | 小田原市自治会総連合理事              |
| 委員   | 高井 周作  | 小田原市PTA連絡協議会会長            |
| 委員   | 畠山 康   | 小田原箱根商工会議所専務理事            |
| 委員   | 神山 明美  | 小田原医師会代表者                 |
| 委員   | 瀬戸 祐明  | 小田原市青少年健全育成連絡協議会副会長       |
| 委員   | 片山 美代子 | 小田原市体育協会理事                |
| 委員   | 小谷 カツエ | 小田原市保育会研修委員会副委員長          |
| 委員   | 平松 章子  | 私立幼稚園協会会長                 |
| 委員   | 有賀 かおる | 小田原市スクールボランティアチーフコーディネーター |
| 委員   | 北野 則子  | 公募市民                      |

## 教育委員

|          | 氏 名    | 任 期 (平成 25 年 3 月現在)                 |
|----------|--------|-------------------------------------|
| 委員長      | 和田 重宏  | 平成 20 年 10 月 1 日 ~ 平成 28 年 9 月 30 日 |
| 委員長職務代理者 | 山田 浩子  | 平成 18 年 10 月 1 日 ~ 平成 26 年 9 月 30 日 |
| 委員       | 萩原 美由紀 | 平成 23 年 10 月 5 日 ~ 平成 27 年 10 月 4 日 |
| 委員       | 山口 潤   | 平成 20 年 10 月 1 日 ~ 平成 28 年 9 月 30 日 |
| 教育長      | 前田 輝男  | 平成 21 年 10 月 1 日 ~ 平成 25 年 9 月 30 日 |

# 6 策定の経過

| 年月日                 | 内 容                  |
|---------------------|----------------------|
| 平成 23 年 3 月 24 日    | 教育委員会定例会             |
| 平成 23 年 4 月 25 日    | 教育委員会定例会             |
| 平成 23 年 5 月 12 日    | 作業部会                 |
| 平成 23 年 6 月 8 日     | 作業部会                 |
| 平成 23 年 7 月 12 日    | 作業部会                 |
| 平成 23 年 8 月 1 日     | 作業部会                 |
| 平成 23 年 8 月 25 日    | 教育委員会定例会             |
| 平成 23 年 8 月 29 日    | 第1回策定委員会             |
| 平成 23 年 9 月 7 日     | 作業部会                 |
| 平成 24 年 5 月 17 日    | 教育委員意見交換会            |
| 平成 24 年 8 月 27 日    | 第2回策定委員会             |
| 平成 24 年 8 月 30 日    | 教育委員会定例会             |
| 平成 24 年 9 月 25 日    | 教育委員意見交換会            |
| 平成 24 年 10 月 15 日   | 第3回策定委員会             |
| 平成 24 年 10 月 22 日   | 校長会との連絡調整会議          |
| 平成 24 年 10 月 22 日   | 教育委員会定例会             |
| 平成 24 年 11 月 8 日    | 教育委員意見交換会            |
| 平成 24 年 11 月 20 日   | パブリックコメントの実施         |
| ~ 12 月 19 日         | (意見提出者数 12人・意見数 39件) |
| 平成 24 年 11 月 20 日   | 教育委員・策定委員と市民との意見交換会  |
| TH 05 77 4 17 4 2 1 | (市民参加者数 16人・意見数 16件) |
| 平成 25 年 1 月 18 日    | 第 4 回策定委員会           |
| 平成 25 年 1 月 31 日    | 教育委員会定例会             |
| 平成 25 年 2 月 21 日    | 教育委員会定例会             |

### 小田原市学校教育振興基本計画

(平成25年度~29年度)

平成25年3月発行

発行 小田原市教育委員会

編集 小田原市教育委員会 教育総務課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

TEL 0465 (33) 1671

FAX 0465 (32) 7855

Mail kyoso@city.odawara.kanagawa.jp











# 未来を拓くたくましい子ど

### 家庭

- ●子どもの心身の健 康と基本的生活習慣 を育みます
- ●規節意識の基礎 を育みます
- ●家庭で学習する 習慣を身に付けさ

### 学校

- ●生涯学習の基礎・ 基本を培います
- ●教職員全員が情熱 と愛情を持って指導 力を発揮します
- ●家庭、地域・社会 と連携し、子どもを 育成します

### w.域·社会

- ●子どもが安心して 生活できる地域社会 をつくります
- ●地域の特徴を生か し、子どもを学校と 連携して育てます
- ●地域の伝統文化を 子どもに継承します

### 行政

- ●学習環境の改善
- ●学校、家庭、地域・社会の連携・支援
- ●情報の収集と発信

### ●計画の範囲●

教育委員会の所管する事務のうち学校教育を中心とする計画とします。

### ●計画の位置付け●

- ・教育基本法第17条第2項に規定する計画として策定します。
- ・おだわらTRYプラン(第5次小田原市総合計画)の個別計画として位置付けます。

### ●計画の推進にあたって●

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、事務の改善をしていきます。また、本計画の期 間において達成すべき具体的な目標として、基本目標に対し指標を定め、着実な推進を図ります。

### 小田原市教育委員会

〒250-8555 小田原市荻窪300番地 TEL: 0465(33)1671 FAX: 0465(32)7855

Mail: kyoso@city.odawara.kanagawa.jp





# ❸ 小田原市

平成25年~29年度

## 学校教育振興基本計画(概要版)

### 計画策定の趣旨

小田原市では、平成15年3月に策定した小田原市学校教育推進計画「おだわらっこ教育プラン」の 成果等を踏まえ、本市の実情に合った教育施策をより効果的に実施していくために、新たに「小田原 市学校教育振興基本計画 | を策定しました。



### 小田原市 がめざす 子どもの姿

### 未来を拓くたくましい子ども

生きる土台としての 確かな学力

多くの人々との関わりで 育まれる豊かな心

未来を拓く たくましい子ども 元気な心と健やかな体

郷土を愛し、大切にする想い

おだわらっ子の約束を実践



### 3つの 基本方針

### 1 社会を生き抜く力の養成

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、確かな学力、豊か な心、健やかな体から成る生きる力を、子ども一人一人に確実に身 に付けさせます。

### 2 小田原ならではの教育スタイルの確立

様々な教育的ニーズに応える支援体制や、地域で取り組む未来へつ ながる学校づくり、豊かな自然環境や歴史・文化を生かした学習な ど、小田原ならではの教育を推進します。

### 3 教育環境の整備・改善・充実

老朽化した学校施設の整備と改善を行うとともに、新たな時代に対 応したICT環境の整備に積極的に取り組みます。







# 基本目標と施策の展開

| 基本目標        | 基本施策                | 施策の方向  | 主な取組  |
|-------------|---------------------|--|---|
|             | ①学ぶ意欲を高め、確かな学力      | 各校の実態や特色を生かした学力向上プランを推進します                     | ・各校独自の学力向上プランの作成・公開   |
|             | の定着をめざした授業の展開       | 授業研究の質的な充実に努めます                                | ・市推薦研究委託事業・校内研究の充実  |
| 1           |                     | きめ細かい指導の充実を図ります                                | ・少人数学級編制の実施・個別支援員の配置  |
| 確かな学力       | <br>  ②個に応じた学習指導の充実 | での個分で明寺の元夫で囚りより                                | ・ スタディ・サポート・スタッフの配置 ・ 日本語指導者の派遣 ・ 「おだわらっ子学力向上プラン」の推進                |
| の向上         | ②他に応じた子首拍導の元夫<br>   | 児童生徒の学習状況を把握し、学習指導を改善・工夫します                    | ・ 16だわらうディカ向エノラン」の推進<br> ・地域、スクールボランティアとの連携の推進                      |
|             |                     | <br>  児童生徒の学力向上に向けた、学校と地域の連携を推進します<br>         | ・児童生徒の学習意欲・学習習慣に関する調査・分析  |
|             |                     | 家庭学習を支援し、習慣づける取組を推進します                         | ・家庭学習の手引きの作成  |
|             | ③家庭学習の推進<br>        | <br>  家庭での読書活動を推進します                           | ・「おだわらっ子ドリル」の作成 ・学校司書や図書ボランティア、市立図書館との連携の推進                         |
|             |                     |  | ・道徳教育の充実  |
|             | ①道徳教育の充実            | <br>  「おだわらっ子の約束」を推進します                        | ・「おだわらっ子の約束」の推進   |
|             |                     |  |   |
|             | ②人権教育の充実            |  | ・人権移動教室の開催  |
| 2           |                     | 啓発活動を推進します<br>                                 | ・学校訪問講話会〜戦時下の小田原を知ろう〜の開催  |
|             |                     | 質の高い芸術や豊かな自然にふれる体験を充実させます                      | ・おだわらっ子ドリームシアター   |
| 豊かな心の       | ③情操教育の充実            | <br>  行事や部活動を支援します                             | ・小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催・芸術文化普及啓発事業(アウトリーチ事業)                       |
| 育成          |                     |  | ・自然観察会の開催・宿泊体験学習の実施   |
|             |                     | 読書活動を推進します                                     | ・学校司書の配置・学校図書室の環境整備   |
|             | ④読書活動の充実            | 学校司書配置を推進します                                   | ・図書館子どもクラブ、一日図書館員、図書館たんけん隊の拡発                                       |
|             |                     | 学校図書室の環境整備に努めます                                | ・「ティーンズ通信」「読書おすすめの本」の配布   |
|             |                     | 生徒指導体制の充実を図ります                                 | ・生徒指導員の派遣・学校警察連携制度の運用   |
|             | ⑤児童生徒指導の充実          | 教育相談の充実を図ります                                   | ・教育相談員の配置 ・登校支援強化事業<br> ・スクールカウンセラーの派遣                              |
|             |                     | いじめ・暴力行為・不登校の未然防止に努めます                         | ・ハートカウンセラー相談員の派遣  |
|             |                     | 学校体育の充実に努めます                                   | ・新体力テストの実施  |
|             | ①学校体育・部活動の充実        | 学校行事・部活動を支援します                                 | ・部活動地域指導者の派遣<br> ・小学校体育大会の開催  |
| 3           |                     | 体育施設・用具の充実に努めます                                | ・小子校体育人会の開催 ・体育施設・用具の充実   |
| // <b>*</b> |                     | 学校保健の充実を図ります                                   | ・幼・小・中学校定期健康診断事業  |
| 健やかな体の      | ②学校保健の充実            |  | ・腎疾患・心疾患・脊柱側わん症の精密検査の実施と判定<br>会の開催                                  |
| 育成          |                     | 保健教育を推進します                                     | ・性教育講演会の開催・歯科保健事業の推進  |
|             |                     | 食に関する指導の充実を図ります                                | <ul><li>・弁当の日の実施 ・弁当作り教室の開催</li><li>・食育啓発事業の推進 ・地場産品の利用促進</li></ul> |
|             | ③食育の推進、             | 学校給食の充実を図ります                                   | ・学校給食調理業務の委託化の推進  |
|             | 学校給食の充実<br>         | <br>  安全・安心な学校給食を提供します                         | <ul><li>・学校給食用食材等の放射性物質検査の実施</li><li>・給食費公会計化の検討</li></ul>          |
|             |                     | <br>  教育内容の充実に努めます                             | ・ 教職員研修 ・ 市幼稚園教育研究会の開催  |
|             | ①幼児教育の充実            | <br>  幼児教育と学校教育との円滑な接続を推進します                   | ・幼保小連携推進事業  |
| 4           |                     | 市立幼稚園と私立幼稚園の連携を推進します                           | ・幼保小の接続パンフレットの改訂  |
| 幼児(就学前)     |                     | 子育て支援の充実を図ります                                  | ・預かり保育の拡充・子育て広場支援事業   |
| 教育の推進       | ②子育て支援の充実           | 」骨で交換の元英を囚りよす<br>  地域との交流を推進します                | ・市立幼稚園での3歳児保育の導入  |
|             |                     |  | ・地域、スクールボランティアとの連携の推進   |
|             | <br>  ③幼保一体化の検討     | 幼保連携型認定こども園の設置について検討します                        | ・認定こども園の設置の検討   |
|             |                     | 幼稚園と保育所の連携を推進します                               | ・幼保小連携推進事業  |
|             |                     | キャリア教育を推進します                                   | ・小中学校が連携したキャリア教育の推進   |
|             | ①キャリア教育の推進<br>      | <br>  地域人材・企業との連携を推進します                        | ・地域企業、産業との連携の推進<br> ・地域、スクールボランティアとの連携の推進                           |
|             |                     | 環境教育の充実を図ります                                   | ・地域、スクールパンファイアとの建筑の推進・地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進                     |
| 5           | <br>  ②環境教育の推進      | 境境教育の元美で図りより<br> <br>                          | ・「おだわらっこ☆I]アワード」  |
|             |                     | 環境保全活動を推進します                                   | ・省Iネパンフレット配布&出前講座開催事業<br>・未来へつながる学校づくり推進事業                          |
| これからの       |                     | <br>  多文化理解教育と外国語教育の充実に努めます                    | ・A L Tの配置   |
| 社会に対応した     | ③多文化理解教育と伝統文化に      | <br>  地域人材、諸機関との連携を推進します                       | <ul><li>・外国語教材の作成</li></ul>   |
| 教育の推進       | 関する教育の推進            | 教材・教具の整備に努めます                                  | ・地域人材・諸機関との連携の推進  |
|             |                     | 情報教育を推進します                                     | ・教育ネットワークシステムの整備と運用促進   |
|             | ④情報教育の推進            | 情報モラル教育を推進します                                  | ・情報教育研究会の開催・家庭への啓発活動・携帯電話・インターネットに関する安心・安全教室                        |
|             |                     | 交送の95%には、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1 | ・携帯電話・インターネットに関する安心・安全教室  |
|             | ⑤防災教育の推進            | 発達の段階に応じた防災教育を推進します                            | ・防災教育、避難訓練の内容の改善・充実<br> ・防災教育パンフレットの活用                              |
|             |                     | 避難訓練の工夫・改善に努めます                                | ・例次教育ハンフレットの心用  |







| 基本目標           | 基本施策                  | 施策の方向                                   | 主な取組  |
|----------------|-----------------------|---|---|
|                |                       | 支援体制の充実に努めます                            | ・個別支援員の配置・・個別指導員の派遣   |
|                | <br>  ①支援教育の充実        | 支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図ります            | ・学習の困難さに対応した支援に関する研究  |
| 6              |                       | 通級指導教室の充実を図ります                          | ・ニーズに応じた通級指導教室の設置   |
| ¥ <u> </u>     |                       | 適正な就学相談・指導の充実に努めます                      | ・適正な就学相談・指導の実施  |
| 様々な教育的         | ○癸松士坪の世界              | 登校支援体制の充実を図ります                          | ・校内支援室の設置・・校内支援室指導員の配置  |
| ニーズに対応         | ②登校支援の推進<br>          | 小中学校間、諸機関との連携を推進します                     | <ul><li>・不登校生徒訪問相談員の派遣</li><li>・登校支援強化事業</li></ul>                  |
| <b>」た教育の推進</b> |                       | 教育相談センターの設立により、相談機能の充実を図ります             | ・教育相談センターの設立・早期発達支援事業   |
|                | ③教育相談体制の充実<br>        | 諸機関と連携した相談体制の充実を図ります                    | ・支援教育相談支援チームの派遣<br>・スクールソーシャルワーク・サポーターの配置                           |
|                |                       | 家庭の教育力向上に向けた支援を行います                     | ・スクールソージャルワーク・リホーターの配置<br>・家庭教育学級の開催 ・就学支援事業                        |
|                | ④家庭への支援               | 子育て家庭の負担の軽減を図ります                        | ・家庭教育子級の開催・祝子文援事業・高等学校等奨学金事業  |
|                |                       |   | ・学校評議員制度の運用 ・スクールコミュニティ事業 ・情報公開の推進                                  |
|                | <br>  ①地域一体教育の推進      | 開かれた学校づくりを推進します                         | ・放課後子ども教室の拡充の検討・学校評価の実施   |
| 7              |                       | 地域の教育力向上を推進します                          | ・学校支援地域本部事業 ・未来へつながる学校づくり推進事業・「幼保・小・中連携、地域連携デー(仮称)」の設定              |
|                |                       | <b>幼児・小・中海性を批准します</b>                   |   |
| 来へつながる         | <br>  ②幼保・小・中一体教育の推進  | 幼保・小・中連携を推進します                          | ・幼保小の接続パンフレットの改訂<br>・合同研修の開催  |
| 校づくりの          |                       | よりよい接続のあり方についての研究を推進します                 | ・幼保小連携推進事業  |
| 進              |                       | 郷十学羽の女宝に奴以ませ                            | ・副読本の作成 ・自然観察会の開催   |
|                |                       | 郷土学習の充実に努めます                            | ・地域学習データベースの作成  |
|                | ③小田原のよさ(特性)を          | 二宮尊徳学習の充実に努めます                          | ・体験学習の充実  |
|                | 生かした学習の推進  <br>       | 体験学習の充実に努めます                            | ・教育ファーム推進事業   |
|                |                       | 市民性を育む教育を推進します                          | ・市民性を育む教育の教材作成  |
|                |                       | 研修体制を見直し、OJTによる人材育成を推進します               | ・職員研修支援事業の充実 ・教職員研修の工夫・改善・「おだわら未来学舎」の実施                             |
| 8              | ①教職員の指導力の向上           | 教職員の健康対策を推進します                          | ・ するだりの木木子音」の実施・ 定期健康診断、産業医の派遣、 メンタルヘルス研修会の実施                       |
|                |                       | 教職員の不祥事防止に努めます                          | ・不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成   |
| 対職員の資質の        | ②子どもと向き合う時間の確保        | 校務支援システムを導入します                          | ・教科、分掌資料の共有化  |
| 上とよりよい         |                       | 事務手続きの効率化・簡略化に努めます                      | <ul><li>・研修会や諸調査の精選</li><li>・学校事務のICT化</li><li>・会議の効率的な運営</li></ul> |
| 対育体制の確立        |                       | 教育研究所の機能の充実も図ります                        |   |
|                | ③教育課題を明らかにする調査・研究の推進  | 教育研究所の機能の充実を図ります                        | ・教育研究所の機能の充実  |
|                | ②数容部织の改美 充実           | 学校経営の改善・充実を図ります                         | ・学校評価の実施  |
|                | ④教育課程の改善・充実<br>       | カリキュラム・マネジメントを推進します                     | ・カリキュラム・マネジメント推進の研究   |
|                |                       | <br>学校施設の老朽化対策を進めます                     | ・校舎リニューアル計画の見直し   |
|                |                       |   | ・非構造部材の耐震化  |
|                |                       | 非構造部材の耐震化対策やバリアフリー化を進めます                | ・天井扇風機設置  |
|                | ①安全で快適な教育環境の整備        | 夏の暑さ対策を進めます                             | • 管理諸室等空調設置事業   |
|                |                       | 学校トイレの改善を進めます                           | ・トイレの環境改善   |
|                |                       | 中学校武道場の整備について検討します                      | ・校庭の芝生化   |
| 9              |                       | 校庭の芝生化を進めます                             | ・中学校武道場整備の検討  |
| 教育環境の          |                       | 教育ネットワーク環境の整備を進めます                      |   |
|                | ②学校ICT化の推進            | 校務支援システムを導入します                          | ・教育ネットワークシステム整備事業   |
| 対善・充実          |                       | 緊急時の情報伝達手段を確立します<br>                    |   |
|                |                       | 生活安全・防犯教育を推進します                         | ・安全教育研修会の開催   |
|                | ③学校安全の推進              | 通学路の安全対策を進めます                           | ・交通安全教室の開催  |
|                |                       | 日常の安全点検と指導の充実に努めます                      | ・安全・防犯マニュアルの作成  |
|                |                       |   |   |
|                | の災害対策の改化              | 非構造部材の耐震化対策やバリアフリー化を進めます(再掲)            | ・広域避難所の開設と運営  |
|                | ④災害対策の強化<br>          | 学校トイレの改善を進めます(再掲)                       | ・非構造部材の耐震化<br>・トイレの環境改善   |
|                |                       | 広域避難所開設に協力します                           | 1 1 V V X X X X X X X X X X X X X X X X                             |
| 10             |                       | 教育委員会事務の点検・評価を実施します                     |   |
|                | ①教育委員会の機能の充実          | 危機管理体制を強化します                            | ・教育委員会事務の点検・評価事業  |
| 枚育的効果を         |                       | 教育委員と教職員との意見交換の場を設けます                   |   |
| 易める            |                       | 教育委員の公募について検討します                        | <u> </u>  |
| 対育行政の推進        | ②情報提供の充実と市民二ーズ<br>の把握 | 教育委員会の広報活動を充実します  市民と教育委員との音目交換の場を設けます。 | <ul><li>教育委員会通信の発行</li><li>教育懇談会の開催</li></ul>                       |
|                | ♥ノ]し]圧                | 市民と教育委員との意見交換の場を設けます                    | 状日心吹五り用性  |
|                | ③よりよい教育行政の推進          | よりよい2学期制を実施します                          |   |
|                |                       | 適正な通学区域を検討します                           |   |

### 酒匂中学校における建造物侵入及び器物損壊事件の発生について

次のとおり、酒匂中学校で建造物侵入及び器物損壊事件が発生しました。

- 1 確認日 平成25年2月5日(火)
- 2 場所 市立酒匂中学校(所在 小田原市酒匂3丁目4番1号)校長 濵野 顕彦 (20クラス 生徒数598名)
- 3 発生箇所・被害状況
  - (1)本館東側1階第1美術室傍廊下ガラス破損 2枚
  - (2)本館3階廊下の消火器散布
  - (3)本館3階及び4階普通教室内の机及び椅子散乱(机11脚・椅子12脚を外へ 投棄)

2本

- (4)本館4階水飲み場の蛇口からの水の放出により、本館1階から4階までの教室 及び廊下の大部分が水浸し(浸水室数35室:1年~3年普通教室、学年室、 パソコン室、校長室、事務室、給食受入室など)
- (5)水浸しになったことによる、天井・床の傷み、照明器具・火災報知器・パソコン(41台)等の損壊・故障
- (6) その他、水浸しや投棄による教科書等への被害、黒板・グラウンドへの落書き 等
- 4 経過

平成25年2月5日(火)

午前5時10分頃

・ 学校の火災センサーが発報したため、警備会社(セコム)が現状確認。校 内が荒らされた形跡があったため、警察へ通報(5時48分)

午前6時00分過ぎ

・ 校長が学校へ到着

午前6時36分

・ 学校から教育指導課へ事故発生の報告

午前8時00分頃

・ 臨時休校の決定

午前8時30分頃

全校集会

午前9時00分過ぎ

· 全生徒下校

平成25年2月6日(水) 授業再開

- 5 加害者 不明
- 6 被害額 不明

### 酒匂中学校における建造物侵入及び器物損壊事件の写真

### 平成25年2月5日



上向きにされた蛇口(4階水飲み場) 発見時放水状態



なぎ倒された普通教室内の机・椅子 黒板への落書き



テニスコート上に散乱した机・椅子等 (校舎4階から投棄されたもの)



消火剤のまかれた廊下 (放置された消火器)

### 小田原市立中学校における体罰の発生について

市内中学校(1校)において、教諭による生徒への体罰が発生しました。内容については、以下のとおりです。

- 1 発生日時 平成25年2月1日(金) 午後2時15分頃 (発覚は、男性教諭本人からの申告による。)
- 2 発生場所 小田原市立中学校 2年教室前廊下
- 3 内容と経緯

平成25年2月1日(金)午後2時15分頃、5校時の体育の授業が長引き6校時の授業開始時刻に遅れてきた男子生徒16名に対し、6校時の授業を担当する数学科男性教諭(50歳代)が、生徒たちに「なんで遅れてきた?」と尋ねたところ、生徒の誰かが男性教諭に対して数回の暴言(うるさい、バカ、ハゲ、死ね)を吐いた。

そこで、誰が言ったのかを聞いたが誰も答えなかったため、男性教諭は、男子生徒全員を廊下に出して正座させ、再度名乗り出るよう促したが、名乗り出る者がなかったため、16名全員の頬を平手で叩いた。

午後2時30分頃 その後も名乗り出る者がなかったことから、生徒を教室に 戻し、授業を開始した。

午後3時10分頃 授業終了後に、男性教諭が校長室に入り「平手で男子生徒 たちを叩いたこと」を校長に報告した。

午後3時30分頃 学年主任と2年学級担任が、当該生徒への聞き取りを行った。

午後4時20分頃 校長から教育指導課教職員担当課長へ電話連絡があった。 午後4時25分頃 教頭と2年の学年主任が、男性教諭から詳細についての聞き取りを行った。

午後5時50分頃 校長が来庁し教育委員会に報告があった。

### 4 その後の措置

2月2日(土)午前9時00分 学校において、当該生徒と保護者に来校していただき、学校及び本人より、報告と謝罪を行った。

午後1時00分 記者発表

2月4日(月)午後4時30分 緊急校長会

2月5日(火)午前8時10分 臨時全校集会において、説明と謝罪を行った。

午後7時00分 臨時全校保護者会を開催し、経過説明及び 謝罪を行った。

・市教育委員会においては、今後も体罰根絶に向けた指導の徹底を図る。

部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査について

この調査は、学校における教員などによる体罰の防止に向けた取組みを進めることを目的に実施します。学校における体罰を根絶するために、実態を明らかにし、再発防止に資するという趣旨を理解の上、協力をお願いします。

1 あなたは、今年度(平成24年4月から現在まで)、部活動及び学校内の指導全般において、児童生徒に対して体罰、あるいは児童生徒から体罰ではないかと受け止められる

氏 名

本調査用紙は、平成25年2月5日(火)までに、校長に直接提出してください。

|   | 行為 | をしたこ。             | とがありますが                     | <b>ዕ</b> ነ。 |   |         |         |    |
|---|----|-------------------|-----------------------------|-------------|---|---------|---------|----|
|   | (  | はい                | •                           | いいえ         | ) | 「はい」の   | 場合は2へ   |    |
| 2 | 的に | 記入して <sup>、</sup> | 答えた場合は、<br>ください。<br>場合もその全で |             |   | たかを、次の表 | の項目に沿って | 具体 |
|   | ۱J | つ                 |                             |             |   |         |         |    |
|   | どこ | こで                |                             |             |   |         |         |    |
|   | 誰  | C                 |                             |             |   |         |         |    |
|   |    | ような行<br>行った       |                             |             |   |         |         |    |

|   |                 |       |              | • -              | E徒に対して <i>α</i><br>こことがありま | )体罰、あるいは児童生徒から体<br>∃すか。 |
|---|-----------------|-------|--------------|------------------|----------------------------|-------------------------|
|   | (               | はい    | •            | いいえ              | )                          | 「はい」の場合は4へ              |
| 4 | 的に記ん            | 入してくた | <b>ごさい</b> 。 | どのような行<br>を記入してく |                            | \を、次の表の項目に沿って具体         |
|   | いっ              |       |              |                  |                            |                         |
|   | どこで             |       |              |                  |                            |                         |
|   | 誰が誰             | [C    |              |                  |                            |                         |
|   | どのよ<br>為を行<br>た |       |              |                  |                            |                         |

3 あなたは、今年度(平成24年4月から現在まで)、部活動及び学校内の指導全般にお

小田原市教育委員会教育長 様

小田原市立

学校

### 体罰の実態把握に関する緊急調査 < 教員用 > について(報告)

このことについて、次のとおり報告します。

1 今年度(平成24年4月から現在まで)、部活動及び学校内の指導全般において、児童生徒に対して体罰、あるいは児童生徒から体罰ではないかと受け止められる行為をしたことがありますか。

| はい  | 名 |
|-----|---|
| いいえ | 名 |

| 2_ | 「はい」と答えた場合は、どのような行為であったかを全て記入してください。 |
|----|--------------------------------------|
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
| I  |                                      |
| L  |                                      |

3 今年度(平成24年4月から現在まで)、部活動及び学校内の指導全般において、自分以外の教職員等による、児童生徒に対しての体罰、あるいは児童生徒から体罰ではないかと受け止められる行為を見たことがありますか。

| はい  | 名 |
|-----|---|
| いいえ | 名 |

| 4_ | 「はい」と答えた場合は、どのような行為であったかを全て記入してください。 |
|----|--------------------------------------|
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |
|    |                                      |

平成25年2月8日(金)までに、教職員係までご提出ください。

小田原市教育委員会

「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」 実施のお願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

小田原市の学校教育行政の推進につきまして、日ごろからご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月に、大阪市立高校において、生徒が部活動顧問から体罰を受けた翌日に自殺するという事案が発生しました。

小田原市教育委員会では、この問題を重く受け止め、このたび学校における体罰の 実態を把握し、体罰根絶に向けた取組みを進めるため、神奈川県教育委員会の依頼に より「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」を実施す ることとしました。

保護者の皆様におかれましては、同調査の実施についてご理解いただくとともに、お子様がご自宅で回答する際には、下に記載しました【留意点】をお読みいただき、ぜひ協力しながらご回答くださいますようお願いします。ご本人一人で記入することが難しい場合には、保護者と一緒に記入いただいても構いません。

また、保護者の皆様におかれましても、体罰についてお気づきの点やご意見等がありましたら、回答用紙の 「質問 5 保護者記入欄」にご記入くださいますよう併せてお願いします。

### 【留意点】

現在、体罰を受け困っている児童・生徒の皆さんは、一人で悩まず保護者の方に 相談をしましょう。保護者の皆様には、ぜひ学校の管理職の先生にご相談ください。 また、次の機関でも相談を受け付けています。

小田原市教育委員会教育指導課 連絡先 0465-33-1684

神奈川県立総合教育センター 総合教育相談

(月~金8:30~21:00、土日祝休日8:30~17:15 連絡0466-81-0185

児童・生徒のみなさんから、体罰の被害の状況などをお聞きして、今後の取組み に役立てていきたいと考えています。体罰を防止するためにご協力ください。

個人情報などについては、秘密を守りますので、体罰を受けたり、見たりしたことがある場合には、事実を記入してください。ただし、実際にあった体罰にしっかりと対応するため、場合によっては、お話をお聞きするなどご協力をお願いすることがあります。

回答する際に気を付けてほしいことは次のとおりです。

- 1 回答は、学校ではなく、自宅などで記入してください。
- 2 平成24年4月1日からこれまでの学校生活での出来事について、回答できる範囲で回答してください。
- 3 回答はすべて、別紙の回答用紙に記入してください。記入方法は、あてはまる 記号などに をつけてください。また、答えられる範囲で具体的に記入してくだ さい。

- 4 学年と学校名は、必ず記入してください。氏名は無記名でも構いません。
- 5 体罰を受けたり、見たりしたことがある場合は、教員などの氏名や部活動名・ 教科名・時期などを含め、質問4の欄に具体的に記入してください。
- 6 回答用紙が封書になりますので、調査の記入が終わったら三つ折りしてのりづけし、2月26日(火)までに体罰調査用紙回収箱(選挙用投票箱などを使います。)に直接提出してください。提出された回答用紙は、学校では開封せずに教育委員会に提出されます。
- 7 根拠のない噂や悪口ではなく、事実を記入してください。
- 8 保護者のみなさまは、体罰についてお気付きの点やご意見などがありましたら、 質問5の欄に記入してください。
- 9 体罰を受けたり、見たりしたことがなく、質問5の保護者記入欄が無回答の場合は、回答用紙を提出する必要はありません。

質問4、質問5の内容について、教育委員会から至急連絡をしてほしい場合は、 回答用紙の質問5の欄に連絡先を記入してください。

質問項目や選択肢の一部には、小学校では当てはまらないものや、分かりにくい ものも含まれています。

どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。

教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該 児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的 環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要が ある。

これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、 通常体罰には当たらない。

- ・ 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、 又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当た る)。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のために やむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行わ れたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰 には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。

この調査に関する問い合わせ先

小田原市教育委員会教育指導課 連絡先0465-33-1684

お だ わ ら しきょういくいいんかい 小田原市教 育委員会

ぶかつどうおよ がっこうせいかつぜんぱん たいばつ じったいはあく かん きんきゅうちょうさ 部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する 緊 急 調査のお願い

ひと そうだん そうだん 今、体罰を受け困っているみなさんは、ひとりで悩まず相談できる人に相談をしてください。

ょずは、自分の学校に相談をしてください。

っき きかん そうだん う っ また、次の機関でも相談を受け付けています。

おだわら しきょういくいいんかいきょういくしどうか れんらくさき 小田原市教育委員会教育指導課 連絡先0465-33-1684

かながわけんりつそうごうきょういく そうごうきょういくそうだん 神奈川県立総合教育センター 総合教育相談

どにちしゅくきゅうじつ (月~金8:30~21:00、土日 祝 休 日8:30~17:15 連絡先0466-81-0185

きょういん たいばつ ぼうし む この調査は、学校における教員などによる体罰の防止に向けた取組みを進めることを目的に実施し ます。

たいばつ ひがい じょうきょう こんご とりく 児童生徒のみなさんから、体罰の被害の 状 況 などをお聞きして、今後の取組みに役立てていきたい <sup>かんが</sup>と考えています。体罰を防止するためにご協力ください。

かいとう けっか もくてきいがい ちょうさ りょう こじんじょうほう がいとう けっか ちょうさ もくてきいがい りょう こじんじょうほう ひみっ まも 回答の結果は、調査の目的以外では利用しません。個人情報などについては、秘密を守りますので、 ばっ う み はあい じじつ きにゅう 体罰を受けたり、見たりしたことがある場合には、事実を記入してください。

じっさい たいばつ たいおう ばあい ただし、実際にあった体罰にしっかりと対応するため、場合によっては、お 話 をお聞きするなどご 協力をお願いすることがあります。

### 調査に回答するとき気をつけてほしいこと

しょうがっこうていがくねん ほごしゃ きにゅう じたく 回答は、学校ではなく、<u>自宅などで記入</u>してください。特に、<u>小学校低学年の保護者の方</u>

は、お子さんから丁寧に聞き取り、<u>記入を補助</u>してください。

平成24年4月1日からこれまでの学校生活での出来事について、回答できる範囲で回答し てください。

べっし かいとうようし 回答はすべて、<u>別紙の回答用紙に記入</u>してください。記入方法は、あてはまる記号などに ではいています。 ではいてき きにゅう をつけてください。また、答えられる範囲で具体的に記入してください。

しめい

<u>必 ず記入</u>してください。氏名は無記名でも構いません。

ぐたいてき きにゅう

時期などを含め、質問4の欄に具体的に記入してください。

がいとうょうし ふうしょ ちょうさ きにゅう ぉ み ぉ がつ にち 回答用紙が封書になります。調査の記入が終わったら三つ折りをして、<u>2月26日(火)</u> たいばつちょうさょう しかいしゅうばこ せんきょようとうひょうばこ つかまでに体罰調査用紙回収箱(選挙用投票箱などを使います。 <u>)に直接提出</u>してくださ

きょういくいいんかい い。提出された回答用紙は、学校では開封せずに教育委員会に提出されます。

<sup>こんきょ</sup> うわさ わるぐち じじつ きにゅう 根拠のない 噂 や悪口ではなく、事実を記入してください。

保護者のみなさまは、体罰についてお気付きの点やご意見などがありましたら、質問5の欄 きにゅう

に記入してください。

しつもん ほ ご しゃきにゅうらん む かいとう 体罰を受けたり、見たりしたことがなく、質問5の保護者記入欄が無回答の場合は、回答 ょうし ていしゅつ ひつよう 用紙を提出する必要はありません。

### しつもん 【質問1】

がっこうせいかつ たいばつ 学校生活での体罰について、次の中からあてはまるものを選んでください( 、 の複数 回答ができます)。

じぶんじしん たいばつ う : 自分自身が体罰を受けた 質問 2・質問 4・質問 5 に進んでください

:他の児童生徒が体罰を受けたのを見た 質問 3・質問 4・質問 5 に進んでください

: 体罰を受けていないし、体罰を見たこともない

児童生徒の質問は終了です 保護者の方は、質問5に進んでください

### 【質問2】

(1) <u>質問 1 で「 : 自分自身が体罰を受けた」と答えた人</u>にお聞きします。

それはどのようなものでしたか。次の中からあてはまるものを選んでください(複数回答ができます)。

ア:素手で殴る イ:<sup>[5]</sup> イ:<sup>[6]</sup> イ:<sup>[6]</sup> などで殴る ウ:蹴る

エ:投げる・転倒させる オ:殴る及び蹴る等

カ:その他(質問4の欄に具体的に記入してください)

その体罰は、誰から受けましたか。 それぞれ次の中からあてはまるものを選んでください (複数回答ができます)。

A:部活動の顧問の先生 B:部活動の外部指導者(部活動の顧問の先生以外)

C: 教科担当の先生 D: 担任の先生

E:その他(答えられる範囲で具体的に記入してください)

その体罰は、いつ受けましたか。 それぞれ次の中からあてはまるものを選んでください (複数回答ができます)。

あ:授業中 い:放課後 う:休み時間

え:部活動 お:学校行事 か:学 級活動(ホームルーム)

き:その他(答えられる範囲で具体的に記入してください)

その体罰は、どこで受けましたか。 それぞれ次の中からあてはまるものを選んでください (複数回答ができます)。

a:教室 b:職員室 c:運動場、体育館

d:児童生徒指導室(教育相談室) e:廊下、階段

f:その他(答えられる範囲で具体的に記入してください)

その体<u>罰の被害 状 況 はどうでしたか。</u>それぞれ次の中からあてはまるものを選んでくださ ふくすうかいとう い(複数回答ができます)。

い:特にケガなし ろ:骨折・捻挫など は:鼓膜損傷 に:外傷 ほ:打撲(頭) へ:打撲(顔)

 たぼく
 まし

 と:打撲(足)
 ち:打撲(ほ~と以外)

ぬ:髪を切られる る:その他(答えられる範囲で具体的に記入してください)

その体罰のさらに詳しい状況を質問4の欄に記入してください。

(2) <u>体罰を受けてどのような影響がありましたか。</u>次の中からあてはまるものを選んでください(複数回答ができます)。

ア:精神的に落ち込んだ、嫌な気持ちになった

イ:学習や部活動に対して意欲がなくなった

ウ:腹痛や頭痛、吐き気などが起きた

エ: 学校に行きたくないと思った、行かなくなった

オ:その他(答えられる範囲で具体的に記入してください)

(3) <u>体罰を受けてどうしましたか。</u>次の中からあてはまるものを選んでください(複数回答ができます)。

ア:我慢して何もしなかった

イ:態度や言葉などで不快に感じたことを相手に伝えた

ウ:支きなるですができる。 ウ:支だちや家族など身近な人に相談した

エ:伝えやすい先生に相談した がっこう そうだんまどくち そうだん

オ:学校の相談窓口に相談した

カ:その他 (答えられる範囲で具体的に記入してください)

### しつもん 【質問3】

質問 1 で「 :他の児童生徒が体罰を受けたのを見た」と答えた人にお聞きします。 それはどのようなものでしたか。次の中からあてはまるものを選んでください(複数回答ができます)。

ア:素手で殴る イ:棒などで殴る ウ:蹴る

エ:投げる・転倒させる オ:殴る及び蹴る等

カ:その他(質問4の欄に具体的に記入してください)

<u>その体罰は、誰が行ったものですか。</u>それぞれ次の中からあてはまるものを選んでくだ さい(複数回答ができます)。

A:部活動の顧問の先生 B:部活動の外部指導者(部活動の顧問の先生以外)

 C:教科担当の先生
 D:担任の先生

E:その他(答えられる範囲で具体的に記入してください)

 $\frac{\mathcal{E}_{0}}{\mathcal{E}_{0}}$  とれぞれ次の中からあてはまるものを選んでください(複数回答ができます)。

あ:授 業 中 い:放課後 う:休み時間

え:部活動 お:学校行事 か:学 級活動(ホームルーム)

\* : その他 ( 答えられる範囲で具体的に記入してください )

 $\frac{\mathcal{E}_{0}}{\mathcal{E}_{0}}$  を  $\frac{\mathcal{E}_{0}}{\mathcal{$ 

きょうしつ しょくいんしつ うんどうじょう たいいくかん a:教室 b:職員室 c:運動場、体育館

はどうせいとしどうしつ きょういくそうだんしつ ろうか かいだん d:児童生徒指導室(教育相談室) e:廊下、階段

f:その他(答えられる範囲で具体的に記入してください)

その体罰のさらに詳しい状況を質問4の欄に記入してください。

### 【質問4】

<u>質問1で「:自分自身が体罰を受けた」と答えた人と「:他の児童生徒が体罰を受けた」と答えた人と「:他の児童生徒が体罰を受けた」と答えた人と「:他の児童生徒が体罰を受けたのを見た」と答えた人</u>にお聞きします。体罰を行った教員などの氏名や部活動名・教科名・時期などを含め、具体的に記入してください。

### 【質問5】

<u>保護者のみなさま</u>にお聞きします。体罰について、お気付きの点やご意見などがありましたら、記入してください。

質問4・質問5の内容について、教育委員会から至急連絡をしてほしい場合は、回答用紙の質問5の欄に連絡先を記入してください。

ご協力 ありがとうございました。

### 【問い合わせ先】

おだわらしきょういくいいんかいきょういくしどうか でんわ 小田原市教育委員会教育指導課 電話(0465)33-1684(直通)

のりづけ

たにおり

のりづけ

たにおり

# 教育指導課 宛小田原市教育委員会



### 議案第6号

校長及び教頭の人事異動の内申について

小田原市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第3条第3号の規定に基づき、議決を求める。

平成25年2月21日提出

小田原市教育委員会 教育長 前田 輝男

### 平成24年度末・25年度管理職等人事異動

平成 25 年 3 月 31 日付

### 1 辞職者

### 【校長】

| NO | 現任校   | 氏 名   | 備考   |
|----|-------|-------|------|
| 1  | 大窪小学校 | 望月さつき | 定年退職 |
| 2  | 富水小学校 | 加藤 陽子 | 定年退職 |
| 3  | 城山中学校 | 大輪 仁  | 定年退職 |
| 4  | 白山中学校 | 小林 晃一 | 定年退職 |
| 5  | 千代中学校 | 椎野 美乃 | 定年退職 |

### 【教頭】

| NO | 現任校   | 氏 名   | 備考   |
|----|-------|-------|------|
| 1  | 城南中学校 | 小松 厚子 | 定年退職 |
| 2  | 城北中学校 | 小野 弘之 | 定年退職 |

### 2 校長昇任・配置転換・転任

| NO | 新所属    | 氏 名   | 旧所属       | 備考   |
|----|--------|-------|-----------|------|
| 1  | 三の丸小学校 | 瀧本 朝光 | 富士見小学校    | 配置換  |
| 2  | 新玉小学校  | 長澤 貴  | 小田原市教育委員会 | 昇 任  |
| 3  | 大窪小学校  | 竹内 雅彦 | 豊川小学校     | 配置換  |
| 4  | 町田小学校  | 矢野 順子 | 足柄下教育事務所  | 昇 任  |
| 5  | 富水小学校  | 穂坂 明憲 | 矢作小学校     | 配置換  |
| 6  | 酒匂小学校  | 柳下 正祐 | 三の丸小学校    | 配置換  |
| 7  | 矢作小学校  | 加藤 始  | 町田小学校     | 配置換  |
| 8  | 豊川小学校  | 久保寺清子 | 下中小学校     | 配置換  |
| 9  | 富士見小学校 | 勝俣 仁  | 酒匂小学校     | 配置換  |
| 10 | 下中小学校  | 柳川ひとみ | 下府中小学校    | 昇 任  |
| 11 | 城山中学校  | 野﨑 裕司 | 国府津中学校    | 配置換  |
| 12 | 白山中学校  | 押切 千尋 | 橘中学校      | 配置換  |
| 13 | 千代中学校  | 岩崎由美子 | 千代小学校     | 昇 任  |
| 14 | 国府津中学校 | 松本ひとみ | 国府津中学校    | 自校昇任 |
| 15 | 橘中学校   | 長峯 信哉 | 橘中学校      | 自校昇任 |

### 3 教頭昇任・配置転換・転任

| NO | 新所属           | 氏 名   | 旧所属       | 備考   |
|----|---------------|-------|-----------|------|
| 1  | 足柄小学校         | 米山 好絵 | 足柄小学校     | 自校昇任 |
| 2  | 芦 <b>子小学校</b> | 村松 利美 | 片浦小学校     | 配置換  |
| 3  | 早川小学校         | 古川みどり | 国府津小学校    | 配置換  |
| 4  | 山王小学校         | 倉澤 良一 | 東富水小学校    | 配置換  |
| 4  | 下府中小学校        | 島津 重典 | 山王小学校     | 配置換  |
| 5  | 千代小学校         | 鈴木 啓泰 | 下曽我小学校    | 配置換  |
| 6  | 下曽我小学校        | 堀 賢一郎 | 小田原市教育委員会 | 昇 任  |
| 7  | 国府津小学校        | 大木 敏正 | 箱根の森小学校   | 配置換  |
| 8  | 片浦小学校         | 山田 徹夫 | 芦子小学校     | 配置換  |
| 9  | 東富水小学校        | 菴原 晃  | 小田原市教育委員会 | 昇 任  |
| 10 | 白鴎中学校         | 栢本 尚之 | 足柄小学校     | 配置換  |
| 11 | 城南中学校         | 石井 朝方 | 千代中学校     | 昇 任  |
| 12 | 鴨宮中学校         | 石井 智之 | 県立教育センター  | 昇 任  |
| 13 | 国府津中学校        | 永井 正  | 足柄下教育事務所  | 昇 任  |
| 14 | 酒匂中学校         | 岡部 和明 | 泉中学校      | 配置換  |
| 15 | 泉中学校          | 松下 俊之 | 鴨宮中学校     | 配置換  |
| 16 | 城北中学校         | 伊東 宏幸 | 酒匂中学校     | 配置換  |
| 17 | 橘中学校          | 手塚 髙弘 | 白山中学校     | 昇 任  |

### 4 転任・昇任(足柄下郡三町へ)

### 【校長】

| NO | 新所属     | 氏 名   | 旧所属   | 備考    |
|----|---------|-------|-------|-------|
| 1  | まなづる小学校 | 鈴木 貴志 | 早川小学校 | 昇任・転任 |
| 2  | 箱根中学校   | 二見 栄一 | 新玉小学校 | 転任    |